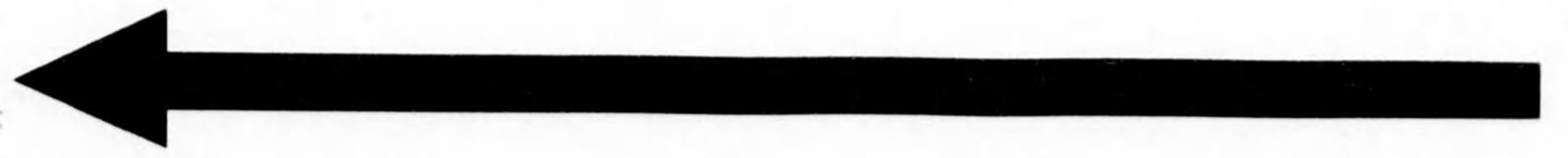


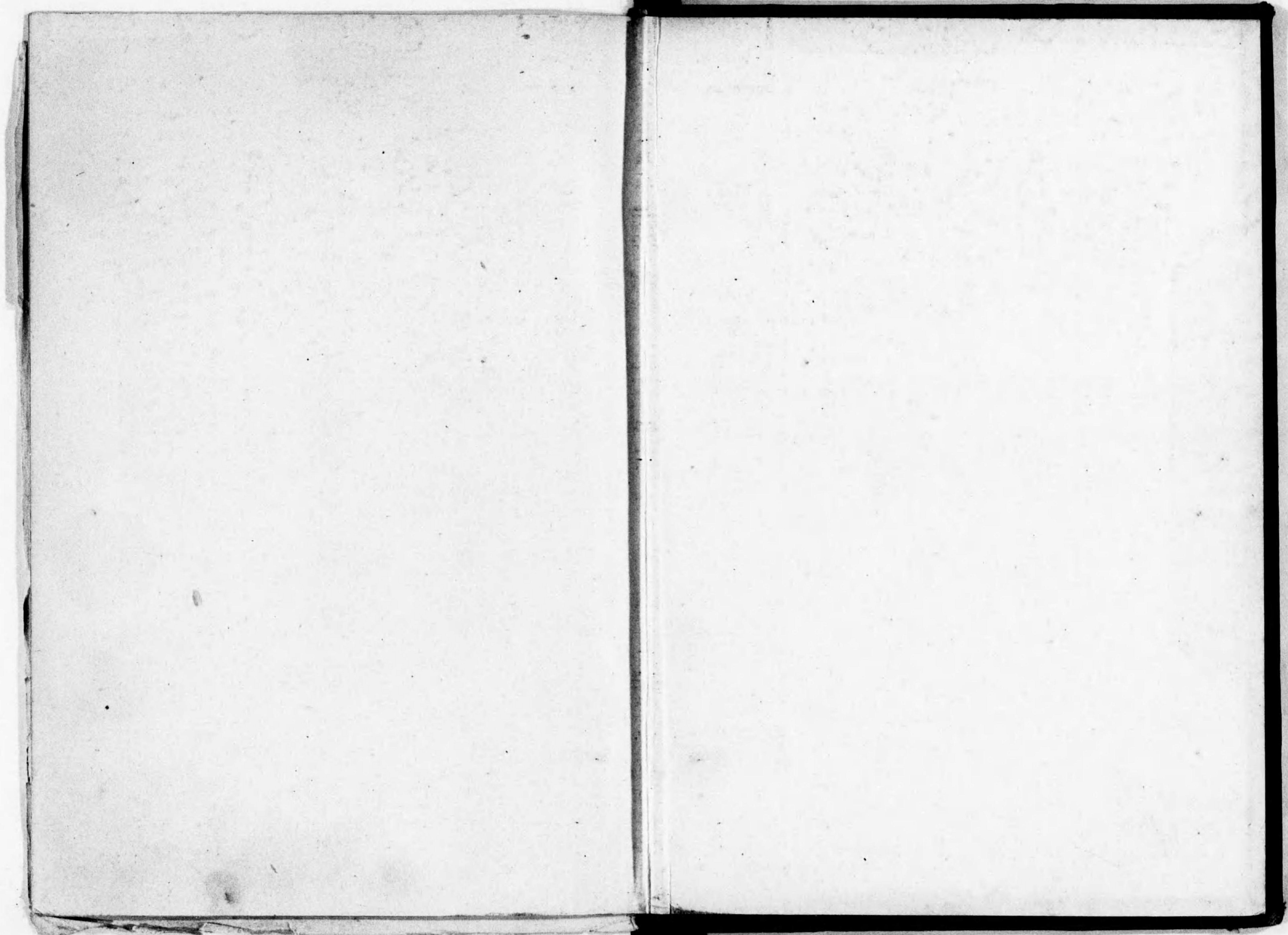
315
27

Ⓢ

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 90 1 2 3 4 5

始





現 代 政 治 學 全 集

第 十 卷

高橋清吾著

現代の政黨

日本評論社版

a 215
27

315
~~7a 272g~~
II



228

序

没價値的見方と價値關係的見方について

本書に於ては著者は出來得る限り、『政黨現象』を科學的に、即ち事實を事實として在るがまゝに没價値的に取扱ふことに努めた。従つて著者は政黨に對して『價値の評價』を爲さないは勿論、政黨現象を或る價値に關係せしめて——結びつけて——見るといふ所謂價値關係的見方をも採らないのである。著者の見解によれば、『價値の評價』と『價値關係的見方』とは窮極に於て同一であると思惟される。何となれば價値なるものは畢竟『主觀的』なものであつて、それは誰かの懐く若くは認めるところのものに他ならないからである。

或る事實を價値に結びつけて見るといふことは、或る價値を標準としてその立場から特定の事實を見るといふことである。けれども、この價値なるものは何人が定めるのであるか。價値は窮極に於て『主觀的』にのみ考へられ得る事柄ではあるまいか。例へば或る政治上の事實を『憲政』といふ價値に關係せしめて見るとする。この場合に『價値としての憲政』の如何なるものである

序

一

かについては、人によりて必ずしも意見の合致を見ない。或る人は甲と言ひ、他の人は乙と言ふ。さうしてそれは窮極するところ、『水掛論』に終るであらう。

かのプラトンでさへ価値の本源を『神』に歸せしめた。即ちプラトンの『真善美』なるものはプラトン流の『主観的価値』であつたのである。価値が主観的なものである以上、価値に關係せしめて特定の事實を見るといふことは、『価値の評価』を意味するに他ならないことに歸著する。

『物としての存在』と『価値としての存在』とは同一ではない。また『物として見る』と『価値として見る』とは同一ではない。さらに『没価値の見方』は白紙主義で事實を事實として在るが儘に見る見方であるが、之に反して『価値關係の見方』は、事實を価値として見るか乃至は事實そのものを或る価値——それは主観的である——に關聯せしめて見るかの孰れかであるから、それは『目的論の見方』であり、価値評價の見方である。

如何なるものと雖もそれ自身『価値』乃至『意義』を有するといふことはない。事物なり行爲なりは一つの『存在』ではあるが、それ自身価値を有するものではない。また、価値は客観的に存在するものではない。価値は誰かのものである。誰か々附するのである。

それ故に、所謂価値判断は直接的な価値評價であるが、価値關係の見方もまた『間接的な価値

評價』であると言はなければならぬ。従つて価値評價の見方も価値關係の見方もともに『価値的見方』であり、さうして、価値は繰返して言ふが如く『主観的』であるから、それは科學的方法ではなくて『哲學的方法』であると見るべきである。換言すれば社會現象を取扱ふ科學的方法は天文学、氣象學、動植物學のそれと同じく『没価値的方法』でなければならぬ。この認識を認つて『価値關係の見方』を科學的方法なりと臆断するが如きことあらば、それは『科學と哲學との區別』を混同するものと言はなければならない。

嚴密に言ふと、社會現象の見方には二つあるのみである。即ち一つは没価値の見方であり、他は価値的見方である。前者は科學的であるが、後者は哲學的である。さうして『価値關係の見方』は『価値的見方』の一種であるから、それは哲學的方法に屬せしめられるべきものである。

これらのことについては著者は既に拙著『現代政治の科學的觀測』(大正十五年出版)に於て詳論してゐるのだが、最近、政治科學の方法に關して誤解を懷いてゐる人々が二三あるやうに見受けられるから、念のために、著者の『方法論』を明かにして置く。

* * * * *

本書の頁數に限りがあるために、また時間の足りない爲めに、發表が十分でなかつたことを遺憾に思ひます。足りない

ころは他日、稿をあらためて発表いたしたいと考へてゐます。

昭和五年八月十六日

高橋清吾

現代の政黨 目次

第一章	現代政治現象……………	一
第一節	政治科學の立場……………	一
第二節	現代政治現象は主として政黨現象である……………	四
第二章	政黨とは何ぞや……………	一〇
第一節	政黨の特質……………	一〇
第二節	政黨の結合原則……………	一五
第三節	政黨の科學的定義……………	二三
第三章	政黨の起源……………	三三

目次

第一節 政黨發生の原因……………三

第二節 政黨は議會政治に附物である……………七

第三節 政黨の成立過程……………三

第四章 政黨の發生……………一四七

第一節 政黨の發達過程……………一四七

第二節 イギリス政黨の發達……………一五二

第三節 アメリカ政黨の發達……………一六三

一 フェデラリスト對リバブリカン……………一六三

二 ナショナル・リバブリカン(ホイッグ)對デモクラット……………一六八

三 デモクラット對リバブリカン……………一七四

四 經濟革命及び反對勢力の擡頭(平民主義の發生)……………一八〇

五 進歩黨の蜂起……………一八七

六 平常主義への復歸に對する欲念……………一九〇

第四節 日本政黨の發達……………一九二

一 政黨興起時代……………一九二

二 彈壓と反目……………二〇一

三 政黨操縱時代……………二〇六

四 政黨主義の是認と超然主義政治家の妥協……………二五〇

五 中間内閣時代……………三四三

——中間的諸勢力の整理——

六 政黨内閣確立時代……………四〇七

七 無産政黨の出現……………四四六

八 二大政黨時代……………四五八

第五節 二大政黨對立と小黨分立……………四七七

第五章 政黨の組織及び活動……………四八四

一 政黨の構成要素……………四八四

二 政黨の組織……………四八六

三 政黨の綱領・政策……………四八八

四 政黨の黨首……………四八九

五 政黨の資金……………四九〇

六 政黨に加へられる諸壓力……………四九四

七 政黨の地盤とその維持・開拓……………四九五

八 政黨の戦術……………四九七

九 政黨の宣傳政策……………四九八

一〇 選挙闘争及び議會闘争……………四九九

結語……………五〇二

附録

我國現在政黨の政綱一覽……………五〇三

第一章 現代政治現象

第一節 政治科學の立場

政治科學は政治現象を「在るがまゝに、没價值的に」研究する學術である。政治科學は政治現象を「物」として取扱ふ。従つて政治科學に於ては、政治現象の善惡正邪を全然問題とはしない。或る一定の政治現象が、價值的に善くても悪くても、價値は政治科學の取扱ふ範圍外に屬する。政治科學に於ては、ただ政治現象といふ「事實的存在」を、在るがまゝに、全く研究者の主觀的價値を付さないで、所謂没價值的に觀測すれば足りる。この點に於ては、政治科學者は、恰も氣象臺の技師達と同じ態度を執らなければならないのである。氣象臺の技師達は、天候を觀測して暴風雨襲來の様様があると見た場合に、「これは困つたことになつた」と價値批判的には言はない。また、技師達は天候が快晴になつたからとて、善いとも悪いとも言はない。彼等はただ「事實」や「事實的傾向」を在るがまゝに觀測してこれを没價值的に發表すればよいのである。

社會現象の一つであるところの政治現象は、もちろん、自然現象と同一ではないから、政治現象を研究する場合には、自然科學者が自然現象を研究する場合は、多少異つた研究方法をとらなければならない。即ち政治現象を「物」として在るがまゝに研究する政治科學の認識方法は、在來の所謂自然科學的方法であつてはならない。

政治科學の方法は自然科學的方法を歴史的及び心理學的に大いに修正したものでなければならない。(註、政治科學と辯證的方法との關係については拙著政治學概論第二版序文参照のこと)

けれどもそれに拘らず、研究者の態度は、自然科學者も政治科學者も全く同一でなければならないのである。即ち政治科學に於てもその研究者は、政治現象に對して彼の主觀的價值——價值は窮極に於て主觀的である——を付してはならない。例へば、彼は總選舉といふ政治現象を觀測する場合に、自分は甲の政黨を勝したいとか、又は乙の政黨を進出せしめたいとかといふ彼自身の主觀的價值を付して觀測してはならない。彼は何黨が勝たうと、また誰が當選しやうと、さういふ事には個人的乃至社會的關心をもたないで、全く第三者若しくは見物人の立場に於て總選舉を觀測すべきである。即ち彼はただ選舉のプロセスや戰術やその結果を、在るがまゝに觀測して之を報道すればそれで足りる。彼は總選舉といふ現象を恰も暴風雨なり日蝕なりの現象を取扱ふところの氣象臺や天文臺の技師達と同一の態度をもつて取扱ふべきものである。従つて、そこには善惡、正邪、好惡等の價值問題の入るべき餘地は存しない。

政治科學者が政治現象を科學的に取扱ふ場合に、若し萬一にもそれに自己の主觀的價值を付するやうなことがあれば、彼はもはや政治科學の領域から離れて、無意識的に政治哲學者として思惟してゐるものと言はれるべきである。即ち政治現象の『價値的見方』は政治哲學的の見方であるから、政治現象の善惡正邪の問題は、政治哲學の領域に於て取扱はれるべきである。かやうに同一の政治現象を取扱ふに拘らず、政治科學と政治哲學との領域は全く別箇のものであるから、政治現象の研究者は先づ兩者のうちの孰れの立場をとるかを明確にする必要がある。政治科學は、上述のとほり、政治現象に於ける事實や事實的傾向を『なるべく正確に』研究するものである。

即ち政治科學は政治現象の『斯くあつた、斯くある、斯くなるであらう』といふことを『正確なる事實の問題』として研究し且つ發表すれば、その研究目的を達したことになる。従つてそれは氣象臺の技師達が天氣や氣候を觀測する場合のやうに、だゞ、雨だとか風だとか暑いか寒いか、或はまた二三日中に暖かくなる見込であるとかと報道すれば足りる。政治科學は或る政治上の事柄が過去に於ては斯くあつた、現在は斯くある、將來は斯くなるであらうといふことを在るがまゝに事實を事實として述べればそれでよい。彼は對策を講ずる必要はない。恰も氣象臺の技師達が、雨が降らないやうにとか、風が吹かないやうにとかと言つて對策を講ずることをしないやうに、政治科學者も亦、政治が悪いからといつてそれに對する對症療法を講ずるやうな事はしない。『どうなつてゐる、どうなるであらう』といふことと『どうあらねばならぬ、どうしたい』といふことは全く別箇の事柄である。對症療法を研究したり、講じたりすることは政治科學の『領域外』に屬する。

政治現象についての『新計畫』や『對症療法』は政治技術學としての政治政策學及び行政學に於て講ぜられるものである。さうして政策や行政の組織方法や政治革新の方法を講ずる場合には、そこに必ず或る指導精神がなければならぬ。しかしながら、この指導精神は、政治科學によつては提供され得ない。何となれば、政治科學は政治現象を浸價值的に取扱ふものであるからである。

政策や行政や政治的腐敗の對症療法に對して指導精神を與へるものは『政治哲學』である。それ故に、政治技術學は、それが政治政策學であつても、または行政學であつても、みな『應用政治哲學』としてその独自の領域をもたしめられるべきものである。従つて政治科學に對つて政治淨化の對症療法を求むるが如きは、全く政治科學と政治技術學との區別を混同するものと言はなければならない。政治科學者が政治淨化の方法を講ずる場合には、

即ち政治浄化の處方箋を書く場合には、彼は、もはや、政治科學者の立場を離れて、政治技術學者の立場に於て之を爲すのである。この點に於ては、彼は理化學に於ける應用學者とは全くその立場を異にするものである。

政治科學者が『政黨現象』を取扱ふ場合には、彼はそれを『物』として取扱ふのであつて、決して『價值』としては取扱はない。従つて政治科學者は政黨の善惡や對症療法を問題とはしない。何となれば、斯くの如き事柄は政治科學の領域外に置かれてゐるからである。(註、政治科學の方法に關する詳細は拙著現代政治の科學的觀測第一章參照のこと)

第二節 現代政治現象は主として政黨現象である

我々が事物を科學的に即ち『在るがまゝに、没價值的に研究』する場合には、その事物が肉眼をもつて見られ得るものである限り、先づその事物の『外形』の研究から始めて、しかるのちにその『實質』の認識に進むべきものである。

荒木十畝畫伯は鳥の知識について『鳥を描くのに、何よりも先きに研究しなくてはならぬことは、骨格を調べることだ。そして組織も知らなくてはならぬ。骨格を知り、皮や筋肉、内臓などを知り、それから形状や運動、色彩に行く。昔の花鳥畫家には、これが缺けて居るから、するぶん誤つて居るのが多い。今日でも誤つた畫を描く人が有る。

骨格を知らなければ、羽毛の所在も分らず、運動も分らない。又羽毛は骨のある所ばかりから生えてゐないから、皮も筋肉も知らなくてはならぬ。そして筋は鳥の運動に密接な關係がある。これらのことを知つて鳥を見れば、見易く、分り易い。趾の關節などは知らない人が多いから、妙な趾を描いたのをするぶん見受ける。死んだ鳥を調べて骨格、組織を十分に知らなければ、生きた鳥を描く資格はない。これらを調べないで氣分を寫すといつて概括的に描く人もあるが、さういふ繪には破綻が起る。従つて精神も寫されない。研究が十分であり、それを現す自由な技巧があつて、はじめて花鳥畫が描ける。如何なる頭の良い人でも、ただ一見して直にその鳥の氣分を描くことは出来ぬ。百遍見、百遍研究し、百遍描いて、はじめてその鳥の氣分が描ける。

屢々描き、屢々證據立て、形の奥の精神に到達する。幾度か繰返して、はじめて自由が得られる。その自由を得て、自身が鳥そのものになり、それを描いてはじめて精神のある畫が出来る。この外に藝術の精神を握る途はない。鳥を飼つて、毎日それらを見るのは、その鳥の喜怒哀樂を知るためだ。常に鳥を見て居れば、直覺的にもそれを知ることが出来る。』

と述べてゐるが、この言は社會現象の科學的認識に關しても眞實に言はれ得る。

政治現象は人間集團生活現象即ち社會現象の一つであるが、何が現代政治現象の實體であるかを科學的に正確に認識するためには、我々は、先づ、政治現象の外形を掴み、それからその内容に進み、かくしてその『特質』を中心とする全體的定義の構成にいたるべきものである。

今日、何人の眼にも政治現象中の最も著しい『實物』として映するものは『政府の存在』である。政府は絶えず活動してゐる。それは物的強力——政權——を擁して一般社會(Community)を即ち一般社會の人々と諸問題を支配し經營してゐる。換言すれば、政府(廣義の)は何處に於ても『一般社會の支配・經營』といふ仕事——

技術——に従事してゐるのである。社會を支配經營するには一定のプログラム——方針又は政策——とその支配・經營の技術に従事するところの人々とながなければならぬ。従つて如何なる政府と雖もそれはみな「一定の政策と人々」から成り立つてゐる。

しかるに、政府を組織する人々——少くともその主要なる人々——はつねに更迭する。或る時には三年、或る時には一年、或る時には半年、或る時には二十四時間のうちに更迭する。さうして人々の更迭と共に從來のプログラム即ち政策——方針——も大部分變更されるのである。しかれば、これらの人々や政策は何故に變るのであるか。それは一定のプログラムの遂行を完了したから變るのであるか。或はまた政府を組織してゐる人々が無能のために變るのであるか。それとも政府の人々が或る不正行爲を爲したために變るのであるか。

政府——政府を組織してゐる人々及びその政策——が更迭する事情は國——一般社會——によつて必ずしも一様ではないが、しかし、デモクラシー即ち普通選挙の行はれる處にあつては、それは概して政權を競ふところの諸社會集團間の「闘争」の結果として惹起されるのである。

政權を競ふ諸社會集團は如何にして政權を獲得するか。彼等は政府の政策の「行詰り」を攻撃することによつて自然に政權の授受を行ふのであるかといふに、多くの場合に於ては、さうではない。それは主として政府に反對な社會集團が總選挙に於て多数の投票を獲得することによつて成就されるのである。少くともデモクラシーに於ける政府更迭の主なる理由はさうである。(國によつては總選挙に於て多数を獲得し且つ議會の下院に於て過半数を制しながら、なほ、他の歴力のために政府が政權を抛棄するといふ例はあり得る)

デモクラシーに於ては總選挙及び議會の下院に於て多数を獲得したのもの——但し大統領政治の國に於ては多少

の例外がある——が政權を把握して社會の支配・經營をなすのである。即ち多数を擁する政治的社會集團が政府を組織し且つ彼等の政策を「政府の政策」と化してそれに従つて一社會の支配・經營を行ふにいたるのである。また若し、多数を擁する社會集團が政權を失ふことがあつてもその場合には、これに對立する反對の社會集團が政權を獲得するのであつて、その他の個人が政權を把握するといふことは、普通の場合に於ては事實の問題としてあり得ない。さうして斯くの如き諸社會集團を目して我々は「政黨」と稱ぶのである。

それ故に現代政治現象は政府現象であり、政府現象は主として政黨現象であると言はなければならぬ。即ち現代政治現象をその「外形」から見る時にはそれは「政府現象」であるが、しかし、さらにその内包に進んで政府現象の「動力」を究めるならば、政黨が政府の原動力であるといふことが證明されるのである。従つて現代政治現象の中心は政黨現象であり、政權を握る政黨は一社會の中心勢力であると思ふべきではない。

社會の支配・經營といふ仕事の點から見ても、これに従事する人は何人と雖も、先づ、政權を握らなければならぬ。政治の仕事には政權が絶対に要求される。しかしながら、この政權は普通の場合「政權を競ふ諸社會集團」の間即ち政黨間の闘争によつてのみ維持されまたは獲得されるものであるから、この點から見れば「政治は優越に對する闘争である」それは政權を中心としての諸勢力の闘争であると言ふことが出来やう。

斯く言ふと、或る人々は「政治は一社會の支配・經營である。政治は社會に對する仕事である。それは恰も織物を織るやうに社會の各要素を組織する仕事である。従つて政治は協力である」と主張するであらう。しかしながら、斯くの如き主張は現代政治現象の外形を理想主義の立場から見たものに他ならないのであつて、それは現代政治現象の實質に透徹した科學的定義であるといふことは出来ない。

現代政治現象の形式を超えてさらにその實質に進み、これを解剖・分析するならば、我々は政治現象の第一次的要素、否、特質的要素は「諸政黨間に於ける政權維持・獲得鬭争」であり、さうして社會の支配・經營といふ仕事は第二次的要素、否、附隨的要素になつてゐる事實を發見するであらう。それ故に、現代政治現象は一種の「力の現象」であり、政治科學は一種の「力の科學」である。多數の頭数を揃へるのも「力」であり、政府に對して反對の壓力を加へるのも「力」である。力には實力と術とあるが、團結の力は「實力」であり、戰術は「術」である。さうして兩者ともに力の現象であることには變りはない。すべての政治行動は力の行動である。それは先づ權力を獲得し、若くは權力に參與し、然る後にその政權を通じて自己の要求を實現せんとする行動である。政治行動はつねに「優越」しやうと欲する。さうして若しそれが不可能の場合には「妥協」しやうとする。優越か妥協か、これは政治行動——政治鬭争——の結著的傾向である。

かのトルストイは「組織された強制力が政府である。しかし、政府なしに民衆の生活は不可能であらうか。我々は政府なしに教育その他の諸制度を享受し得ぬであらうか。政府なくして、否、政府の干渉があるに拘らず、勞農組合は發達しつゝあるではないか。また政府なくも裁判を當業者等の委託によつて爲し得るではないか。馬や牛は人の強制を必要とする。けれども人間はみな理性の動物である。權力者は民衆よりもより一層理性的なものではない。我等の社會生活の紐帶は暴力であつてはならない。それは合理的合意であらねばならない。」と述べてゐるが、ヘーゲルの言ふ如くに、事物の特質はその正反對のものを見るることによつて正確に裏書されることが出来る。政治現象は慥かに無政府主義者の言ふやうに「力の現象」である。

かくして、今、現代政治現象の科學的定義を下せばそれは大體次の如くなるであらう。

「現代政治現象とは諸政黨間に於ける政權維持・獲得鬭争及びそれに隨伴する社會的支配・經營過程をいふ。」

従つて、現代政治をもつて政黨間に於ける「政權争奪」乃至「政權競技」を中心とするものであると説明しても、それは科學的に決して獨斷ではなからうと考へられる。

(一) サンデー毎日昭和四年五月十二日發行

(11) Leo Tolstoy, The Slavery of our Times, p. 93.

第二章 政黨とは何ぞや

第一節 政黨の特質

政黨はみな『政權に關聯して組織されたところの政治行動の集團』であるが、しかし、その特質が何であるかについては、人々の見方の相違につれて種々に言ひ表はされてゐる。

例へばエドモンド・パークに従へば

『政黨とは或る主義政見を同じくする人々が共同の努力によつて一般的利益を増進せんとして結合せる團體である。』

と言ひ、大隈重信侯は

『凡ソ政黨ハ幾多原因ヨリ成立スト雖、亦專ラ施政主義ノ大體ヲ同ジクスルヲ以テ、相結集スル者ナリ。而テ政黨ノ盛衰ニ致ス所以ノ者ハ、即チ其施政主義ガ、人心ヲ得ルト否ヤトニ在リ。又各政黨ガ互ニ人心ヲ得ンコトヲ望テ相攻撃スル所ノ點モ亦各自ノ主張スル施政主義ニ在リ。故ニ政黨ノ争ハ則チ施政主義ノ争ニシテ、其ノ勝敗ハ即チ施政主義ノ勝敗ナリ。前述スルガ如ク、立憲ノ治體ヲ定立セラレ、國人ノ輿望ヲ察シテ、政府ノ顯官ヲ任用セラル、ニ至ルトキハ、即チ政黨ヲ成立セザルベカラズ。政黨ヲ成立セント欲スルトキハ、則チ其

ノ持張スル施政ノ主義ヲ定メザルベカラズ。故ニ現在内閣ヲシテ、一派ノ政黨ヲ形ル者タラシメント欲セバ、其成立ニ最モ緊要ナルハ則チ施政主義ヲ定ムルノ一事是ナリ。然ルガ故ニ、國議院設立ノ年月ヲ公布セラル、ノ後ニ於テ、直ニ現在内閣ノ施政主義ヲ定メラレンコトヲ切望ス。施政主義ニ就テハ、重信所見ノ在ルアリ、他日別ニ之ヲ具陳スベシ。

：立憲ノ政ハ政黨ノ政ナリ、政黨ノ争ハ主義ノ争ナリ、故ニ其主義、國民過半数ノ保持スル所ト爲レバ、其政黨政柄ヲ得ベク、之ニ反スレバ、政柄ヲ失フベシ。是則チ立憲ノ眞政ニシテ、又眞利ノ在ル所ナリ。若シ其形體ニ則テ、而テ其眞情ヲ捨テバ、獨リ國土ノ不幸ノミナラズ、蓋シ又執政者ノ禍患ナリ。嘗ニ執政者當時ノ禍患ナルノミナラズ、其戀權ノ汚名ヲ後世ニ遺傳スルニ至ラン。假令ヒ潔清明白ノ心事ヲ以テ、政ヲ天下ニ行フモ、尙ホ或ハ戀權自利ノ心アルヲ疑ハル、ハ、是レ執政者ノ通患ナリ。然ルニ今ヤ立憲ノ政ヲ施サレントスルノ時ニ當リ、立憲國現行ノ通則ニ反シ、其眞利ヲ捨テ、而テ却テ戀權ノ痕ヲ現ハサバ、執政者ニシテ、焉ゾ國人ノ爲メニ厭忌セラレザルヲ得ンヤ。況ンヤ其戀權ハ却テ急速失權ノ種子タルヲヤ。

然リト雖、權勢ヲ棄却スルハ、古ヨリ人情ノ難シトスル所ニシテ、唯國家ヲ利スルニ熱渴スル者、獨リ能ク之ヲ爲ス。政府ニ強大ナル威力ヲ蓄フル、今日ノ執政者ニシテ、勢威ニ眷戀セズ、立憲政治ノ眞體ヲ固定セバ、其徳ヲ後日此ニ表スルニ足ラン。又假令ヒ社會ノ毀譽ニ關セザルモ、亦タ自ラ顧テ以テ中心ニ快然タルヲ得ズ。世人常ニ曰フ、邦國ノ治亂ハ多ク政治ノ慣習ニ生ズト。果シテ然ラバ、社會ノ秩序ヲ紊サズシテ靜穩ナル政黨更迭ノ新例ヲ定立シ、政治上ニ於テ國人ニ康寧ノ慶福ヲ享有セシムルノ端緒ヲ啓カンコト、是豈今日ノ執政者ガ應爲ノ急務ニアラズヤ。』

と述べてゐる。またロバート・セシルは

「政黨は政治上の目的に對して相互に協力しやうと一致した人々の團體である。……故に政黨員は皆一様にさうして必然的に自黨を誇大的に賞揚し且つ他黨を極度に非難するやうな言辭を使用する。」^(三)

と説き、ラムゼー・ミュールは

「はゞ同様に考へる人々の間の組織的協力は成業の必要的條件である。さうしてこの組織された協力が政黨である。」^(四)

と定義し、ミヘルスは

「近代の政黨は選舉大衆を獲得せんがための組織である。」^(五)

と觀察してゐる。さらに山縣有朋公は

「……抑も立憲政治の下に政黨派の存在すべきは自然の事に屬す若し此政派にして眞に國を憂へ主義主張の下に互に研鑽琢磨國務を遂行せば以て憲政有終の美果を收め得べしと雖も我が國に於ける憲政の實際を見るに未だこの理想に達し能はざるを遺憾とす誠に過去現在に於ける實情を見よ彼等政黨者流の行動必ずしも主義方針に依るに非ずして多くは朋黨比周以て政權の爭奪を事とするのみ口に堂々たる意見を表明するも其實は互に黨利を奪ひ陷害を事とし其標して政見なりと稱するものを見れば各黨皆大同小異殆んど異別なきが如く而して其議院に争ふに至りては交搏反噬至らざるなし他なしその目的とする所單に政權の爭奪にあればなり故に當今の政争に對しては轉た七百年前源平二氏の争鬪を想起せざるを得ず。」^(六)

と言ひ、かのジェームス・ブライスはアメリカ合衆國の二大政黨について

「どの政黨も、政黨として、政策上の諸問題について確定的に主張すべき何物をも持つてゐない。どの政黨も何等の明確なる主義——指導精神——、独自の理論をもつてゐない。兩政黨とも傳統はもつてゐる。兩者ともに異なる傾向をもつてゐると主張してゐる。兩者ともに、たしかに、それらの擁護の爲に採用された標語——スローガン——、組織、利益等をもつてゐる。しかしながら、これらの利益は主として政府の特權を獲得若くは維持せんとする利益に他ならぬ。独自の理論・政策・政治的主張の題目・政治的慣行の題目等は全く消滅して了つてゐる。……すべては消滅して、ただ残されたものは官職若くは官職を獲得する期待のみである。」^(七)

と説いてゐる。

これ等の學者・實際政治家の言説を綜合するに、現代政黨の特質は二つの立場から見られることが觀取される。即ちその一つは政黨の特質を「政策本位の組織」と看做すものであつて、他の一つは政黨の特質を「政權爭奪の團結」と見るものである。

しかば、これらの中の孰れの見方が科學的——事實的——に正確であるかと言へば、現代の事實が證明する限りに於ては、後者の見方、即ち、現代政黨の特質をもつて「政權爭奪の團結」といふ點に置くところの見解が最も科學的に正確であると思惟される。

もとより、政黨の活動の中には政權の維持・獲得も政策もともに含まれてゐる。しかしながら、その中の孰れが事實に於て政黨の特質となつてゐるかを科學的に「事實を事實として」究めるならば、「政權爭奪」が政黨活動の中心であることが確實に證明されるであらう。

現代の政黨が主として「政策」をもつてその特質としてゐるものであるならば、「政策の行詰り」即ち「政策の破

「綻」は政權を握る政黨の下野を必然的なものにするであらう。けれども政治の慣行に於ては、斯くの如き形式論理は、事實行はれてはゐない。政權を握る政黨——政府——がその政策の行詰りのために政權を抛棄したといふ實例は、平時に於ては極めて稀である。政權を握る政黨が政權から離れるのは「總選舉」に於て多數を獲得し得なかつたためか、しからざれば他の特殊の理由によるのであつて、「政策の行詰り」のためではない。少くとも多くの場合に於てはさうである。

政權を握る政黨の「政策の行詰り」は所謂「方向轉換」によつて打開される。政策はその政權を維持するに必要とあらば如何なる事柄でも政策として採用するに吝なるものではない。さうして斯くの如き「方向轉換」による政策上の矛盾は所謂「辯證法」によつて論理的に符合せしめられるのである。

實勢力を有する政黨の「推進力」は「政權への欲望」である。政權を握る政黨はいつまでも政權を維持しやうとし、これに對して政權から離れてゐる政黨——野黨——は、つねに政權を獲得しやうとして、あらゆる行動に出づる。そのためには政黨はあらゆる問題を自派に有利に利用するのである。政黨——従つて政黨政治家等——は總ての問題を「政權の維持」若くは「政權の獲得」を中心として解釋する。

デモクラシーの諸國に於て諸政黨が皆「次の總選舉」を目標として日常闘争を續けるのも、それは主として多數を獲得することによつて究極に於て「政權を把握」せんとする欲望によるのである。

それ故に現代政黨の特質は「政權争奪の團結」であり、政黨は政權それ自身をその直接目的とするものであると言はなければならない。換言すれば、政黨は、假令表面に於ては如何なる政策を掲げてゐようとも、實際に於てはその政策を實現せんとして「政策本位」に結合せる團結ではない。政黨は根本的には政權を直接目的として

それを維持・獲得せんとして闘争するところの「闘争集團」である。それは平和の戦闘團體である。政黨は「力の組織」であり、それは政權争奪の軍隊である。さうしてこの事は「政黨の用語」と「軍隊の用語」とが著しく類似してゐる事實に徴しても明かであらう。(なほこれについては拙著現代政治の科學的觀測第五章第一節参照のこと)

(一) Edmund Burke, *Thoughts on the Causes of the Present Discontents*. (1770)

(二) これは大隈侯の私擬憲法と稱せられるものであつて、矢野文雄氏の執筆にかゝるものであると言はれる。平塚篤編が藤博文秘録第二一四頁以下

(三) Cecil, *The Way of Peace*, p. 15.

(四) Ramsey Muir, *How Britain is Governed*, p. 117.

(五) Robert Michels, *Zur Soziologie des Parteiwesens*, S. 465.

(六) 高橋義雄著山公遺烈第一三八頁以下

(七) James Bryce, *The American Commonwealth*, Vol. II, p. 21.

第二節 政黨の結合原則

上述の如く現代の政黨は主として政權それ自身をその活動目的とする闘争集團——力の組織——である。しかば、政黨といふ力の組織に人々が参加するのは如何なる理由によるのであらうか。即ち政黨の結合原則は何であらうか。

ジェームス・ブライスは政黨の結合原則を次の如く見てゐる。

「政黨員等を結束せしめるところの動機と凝結力とは、立法によつて自己等の主張を實現せんとする共通の欲望から成立つてゐる。のみならず、政黨の首領等は權力、名譽及び利得を獲得するであらうといふ期待をもつてゐる。また、政黨の一般黨員等も自黨が他日政權を握つた時には、自己等の友人等のために特殊利益を獲得するであらうといふ期待をもつてゐる。かくして結束せんとする衝動は強烈である。かくして政黨はその存在の理由であると自稱するところの主義に對して無關心になつた後でさへ、なほ、結束と活力とを維持するのである。」^(一)

また、ロバート・セシルは

「政黨員等の或るものは深い確信によつて動かされたものである。また、他の或るものは階級的立場から、傳統から、同一の經濟的利害から、宗教的立場から、政黨に結合したものである。さらに他の或るものは、個人的榮達の希望から政黨に加入した。」^(二)

と觀察してゐる。チャールズ・メリアムは

「政黨の一般的基礎は個人若くは集團の——普通には集團の——利害である。利害はそれ自身政府の政治過程を通じて社會的支配の體制に轉化する。時にはこれらの利害は公然と活動するが、或る時にはそれらは暗黒の中に躍動する。彼等は指導精神や政策を設定する。彼等は環境をつくる。さうしてその零圍氣の中から遺傳的投票者——傳統的黨員——が来るのである。彼等は總ての永久的政黨や繼續的集團の中に見出されるところの領袖、組織、及び幹部派等を産み出す原材料である。」^(三)

……政黨員等の或るものは或る直接的な經濟上の私人的利益——例へば職や特權の如き——によつて動かさ

れる。また他のものは自己等の職業的若くは集團的利益——例へば資本家、農夫、勞働組合員としての——によつて動かされる。さらに他の或るものは或る間接的經濟的利益——例へば顧客先きを擴張せんとする辯護士の如き——によつて動かされる。それからこれらとは正反對に、政治的同情や責任の高い觀念によつて動かされる人々も可なりある。

なほこの他に社會的名譽や權勢欲によつて動かされるものもある。鬭争の快感によつて動かされるものもある。また或るものは人々と廣く接する快樂によつて動かされ、他のものは大組織から来る快感によつて動かされる。さらに或るものは雄辯や討論に於ける自己表現の満足によつて動かされ、他のものは首領に従ふ信奉者として動くのである。」^(四)

と説き、ミヘルスは

「政黨は狹隘なる階級的利益の上に立つて居り且つ明かに大衆の行動に背反するが如き行動をなしてゐても、つねに好んで、それ自身を社會全體と同一化さうと努める。少くとも政黨は社會の全員と協働しつゝあると見せかけようとする。さうして政黨はすべての名に於て、またすべての利益の爲に闘ひつゝあると宣言することを好愛する。」

社會主義の雄辯家等のみは、時に彼等の政黨が特に階級的政黨である事實を宣言することがある。しかし、彼等も亦、最後に、窮極に於ては彼等の政黨の利益は全民衆——社會大衆——の利益と合致するものであると附言することを忘れない。」^(五)

と述べてゐる。

次に伊藤博文公は

「政友會の事情如斯泣くにも泣かれぬ有様獨り大嘆息に不堪は彼等一人も國家の安危得喪より見を起すものなく何れも一身上より名榮とか汚辱とか勝手の名稱を以て各好地位を得んと内心に希望し表面根據のなき理窟を故らに造爲するに過ぎず、而して又一人も憂國の至誠より國政の經畫手段等を胸中に案出するものあるを不見唯他人に依頼して榮達利祿を食るに過ぎず如斯連中を相手にして國家非常の際に重責に膺らんとする自箇の愚忠は天憐を仰ぐの外無之と悲憤に不堪候。」^(六)

と言ひ、歐陽修は曾つて

「臣聞く朋黨の説は古より之れあり、惟々人君の君子と小人とを辨することを幸とするのみ。

凡そ君子と君子とは道を同うするを以て朋を爲し、小人と小人とは利を同うするを以て朋を爲す、此れ自然の理なり。

然れども臣謂く、小人には朋なく、唯君子のみに之れ有りと。其故何ぞや、小人の好むものは利祿なり、食る所のものは貨財なり、其利を同うするの時に當つて暫く相黨引して以て朋を爲すは偽なり。其利を見るに及んでは則ち先を争ふ、利盡くる時は則ち交り疎く、甚だしきに至りては反て相賊害す、其の兄弟親戚と雖も相保すること能はず、故に臣謂く小人は朋無しと。

其暫く朋を爲すものは偽なり、君子は則ち然らず、守る所のものは道義、行ふ所のものは忠信、惜む所のものは名節、之を以て身を修むる時は則ち道を同うして相益し、之を以て國に事るときは則ち心を同ふし共濟す、(共々に國の用をなす)終始一の如し、此れ君子の朋なり。故に人君たるもの但當に小人の偽朋を退け君子の眞朋

を用ふべくんば天下治る。

堯の時、小人共工、驩兜等四人一朋たり、君子八元、八凱、十六人一朋を爲す、舜は堯を佐け四兇小人の朋を退けて元凱君子の朋を進め、堯の時天下大に治まる、舜自ら天子と爲るに及んで皐夔稷契等二十二人並に朝に列し、更に相稱美し、更に相推讓す、凡そ二十二人一朋と爲り而して舜皆之を用るて天下亦大に治まる。

書に曰く紂に臣有ること億萬、惟れ億萬の心、周に臣あること三千、惟れ一心と、紂の時億萬の人各々其心を異にす、即ち朋たらずと謂ふべし、然れども紂は之を以て國を亡ぼす、周武王の臣三千一大朋を爲し周用ひて以て興る。

後漢の獻帝の時、盡く天下の名士を收めて之を囚禁し目して黨人と爲す、黃巾の賊起り漢室大に亂るゝに及んで後方に悔悟し、盡く黨人を解き之を釋す、然れども已に救ふなし。

唐の晩年漸く朋黨の論を起す、昭宗の時に及んで盡く朝の名士を殺す、或は之を黄河に投ず、曰く此の輩は清流なり、濁流に投ずべしと而して唐遂に亡ぶ。

夫れ前世の主、能く人をして心を異にし朋たらずらしめたるは紂に如くは莫し。能く善人の朋を禁絶したるは漢の獻帝に如くはなし。然れども皆其國を亂亡す。更に相稱美推讓して自ら疑はざること舜の二十二人に如くはなし、舜も亦疑はずして皆之を用ゆ、然れども後世舜を誦めて二十二人の朋黨に欺かれたりと爲さず、舜を稱し聰明の聖となすものは其の能く君子と小人とを辨するを以てなり。周武の世、其國の臣三千人を舉げて共に一朋たり、古より朋の多くして且大なること周に如くはなし、然れども周は此に興るものは善人多しと雖も厭はざればなり。

嗟乎、治亂興亡の迹人君たる者は以て鑒す可きなり。」(林田龜太郎氏日本政黨史上卷一——四による。もつと分り易い譯文は田川大吉郎氏政黨及び政黨史三五五——三五六に收められてある)

と説き、徳富蘇峯氏は

「議員を踏臺とする乎、將た議員を本務とする乎、先づこの一件を審定せねばならぬ。如何なる智者でも能者でも、議員の公職を、金儲けの方便とか、權勢利達の方便とか、我利、私慾の方便とする者は、一切御免を被らねばならぬ。」^(七)

と論じ、また昭和四年七月五日の東京日々新聞は濱口内閣の政務官人選問題について次の如き報道をなしてゐる。

「政務次官並に參與官の人選については三日の閣議において協議したるも決定を見るに至らず四日黨出身閣僚はそれ〴〵濱口首相を訪問して政務官の候補者を持ち寄り推薦したがその總員数は五十餘名に上つた、しかし政務次官十二名參與官十二名合計廿四名中三名は貴族院方面から拔てき任命することにすでに閣議の方針が決定してあるから黨出身の割當は廿一名である。然るに五十餘名の候補者ではどうしようもないので更に嚴選することになり四日各閣僚と首相との間に於て詮衡熟議の結果各閣僚その他の推薦したる候補者をふるひにかけて漸く約三十名位にまで選び出したが各省の配置は勿論政務官の候補者として最後の決定をさへなすに至らず濱口首相がなほ充分考慮の上確定をなしそれ〴〵各省に割當てることとしその詮衡の方針としては

一、前政務次官の經歷あるものは採用せざること

一、前參與官の經歷あるものは政務次官に採用して差支へなきこと

一、政務官としては代議士當選三回以上の者から成るべく採用すること

の條件を尊重することとした、しかし大體の意向としては五日の定例閣議で決定に至らずとも同日中には持ち廻り閣議に付して正式決定をなさんとしてゐるやうであるが何分にも候補者が餘りに多數に上つてをりしかも詮衡の結果如何によつては黨内に不平不満の發生すべく今後の黨の統制上に重大なる關係を及ぼすことになるので詮衡に苦慮してゐる次第である。」

以上の諸言説を綜合するに、政黨の結合原則は即ち政黨の一般的基礎は主として「廣義の利益——感情も一種の利益である——」であることが了解されるであらう。政黨は主として「利害をもつて集まり、利害をもつて散する」ものである。少くとも現代政黨の幹部をはじめ、活動的分子の離合集散についてはさう言ひ得るであらう。しからば、政黨の結合原則としての利益——利害——とは如何なるものであるか。それは金錢をもつてはかられ得るところの經濟的利益のみであるかといふに、決してそればかりではない。權勢欲も利益であり、官職も利益であり、社會的名譽(勳爵その他)も利益であり、傳統も利益であり、感情も利益であり、嫉視、怨恨も利益であり、宗教上の主張も一種の利益である。さうして現代の政黨が政權を獲得した場合にはその活動的分子に對しては官職と社會的名譽とを與へ、なほ分配漏れの活動的分子に對しては利權を與へる。また主たる政黨資金の出資者に對しては直接間接の方法に於て經濟的特典や勳爵を與へる。それ故に政黨に於ける活動的分子の關する限りに於ては現代政黨の結合原則としての「利益」は名・利を中心とするものであると言はなければならない。(一般黨員や地盤の利益——感情——及び政黨選擇の心理については後章に述べるであらう。

従つてこの點に於ては唯物史觀殊にマルクス主義の經濟的解釋は修正されなければならない。政黨の活動分子

は概して名利の二者を獲得しやうと欲するが、しかし、政黨幹部のうちには利權よりも權勢や官職や社會的名譽を追求するものが可なり多い。これがためには彼等は經濟的利益を犠牲にさへ供するのである。政黨幹部の心理は必ずしも金錢をもつては量られない。それは武將の心理を金錢のみをもつて量り難いと同様である。

- (一) Bryce, Modern Democracies Vol. I, p.p. 115-116
- (二) Cecil, The Way of Peace, p. 15.
- (三) Charles Merriam, The American Party system, p. 2-3.
- (四) 同上 p.p. 50-51.
- (五) Michels, Zur Soziologie des Parteiwesens, & 23.
- (六) 金子堅太郎氏講演『余の知れる伊藤公その二』(海軍經理學校非賣品)
- (七) 昭和三年一月二十五日國民夕刊

第三節 政黨の科學的定義

現代政黨の特質が「政權維持・獲得集團」であり、現代政黨の結合原則が「廣義の利益」である以上、その科學的定義は次の如くなるであらう。

「現代政黨とは利害を同じくする人々が主として自己等の利益を維持・伸張せんがために政權を維持し若くは獲得せんとして鬭争する社會集團である。」

我が國の無産諸政黨は、現在に於て、實勢力をもたないから、今後幾年の後に政權を獲得するにいたるであらうかは、豫測され得ないが、しかし、これらの政黨もみな「將來の政權」を目的として活動を續けてゐるといふことは否定出来ないであらう。無産政黨の中の或るものは「我々は政權を目的とするものではない。我々は議會に侵入して議會の内面を暴露し、さうして大衆の心のなかに議會政治不信の意識を起させればそれでよいのである。」と聲明してゐるやうであるが、しからば、この種の無産政黨は大衆に議會政治不信の意識をもたしめて何をしようとするのであるか。この種の政黨も亦、窮極に於ては何等かの形式に於ける政權を要求してそのために鬭争し續けてゐるのではなからうか。既成政黨たと新興無産政黨たとを問はず、最後の目標は「政權の略取」ではなからうか。マルクスはすべての無産政黨は政權の略取を直接の目的とすると言つてゐるが、彼の言は眞實ではなからうか。

政黨はそれ自身目的であつて、手段ではない。原敬氏は

「言ふまでもなく政黨は政黨の爲に存在するに非ず、國家の爲に存在するものなれば、虚心坦懐國家の爲に有利なる事は假令我黨の爲に不利ありとも之を忍ぶべし。」^(一)

と言ひ、また、加藤高明氏は

「我等は常に國家社會の爲に眞に其必要を認め及び爾く信する所によりて行動せんことを期す。不肖は各人の利益及び一地方の利益は之を次にし、常に國家社會公同の利益を先にする事を期す。是天下忠良なる人士の贊同を得る所にして諸君の必ずや同意する所なるべし。」^(二)

と説いてゐるが、これらは結果に於ては概して政黨のイデオロギーに終つてゐる。

我が國の有力政黨が皆「政權本位」に行動するものであり、さうして一度び政權を把握するや主として自黨の利益を中心として社會の支配・經營を行ふものであるといふことは幾多の例を以て實證することが出来るのであるが、こゝには最近に於ける犬養、濱口、尾崎三氏の言説を引用して先きに掲げた「政黨の科學的定義」に對する證明しようと思ふ。犬養毅氏は時事新報紙上に於て

「……今日の政黨はどんな有様であるかと云ふと極端に露骨な言葉で之を云ふならば國民全體、民衆には全く没交渉ではないかと私は考へる。之には餘程歴史のある事で、日本の政黨は、民衆には没交渉で少数者の間に只權力爭奪と云ふ事が一番その重きを爲してゐる一種の政黨なのである。これは今日に始まつたのではなくつと昔からさうなつて來たので——さうなつて來たのは何故であるかと云ふと、これを一つ遡つて考へて、歴史的に見て昔の話をこれから一つして見ようと思ふ。

一體、日本の昔からの革命といふもので生活問題に觸れた革命と云ふものがあつたかと云ふと、これは全くない、同じ東洋人でも、支那の革命といふものは、何時も食物の問題から起るのである。日本の革命はさうではない、皆封建時代の武家の權力爭奪から起るのであつて、これには民衆は没交渉である。日本の革命と云へば總てさう云ふものなので、そこで明治の大改革が行はれた。その明治の大改革が行はれた後の政黨は如何なるものが政黨として出來たかと云ふと、薩長土肥の權力を振つたものが内閣を造つたので、その薩長土肥四つの中の權力あるものが同じ一つの政府に立つてゐるのであるから、その間の競争はこれは免れない。その結果として第一番に政府から叩き出されたのが征韓論に敗れた肥前と土佐、これが一つの政黨に造られたのである。その中、板垣さんが——一つの政黨を造られたのは何であるかと云ふと、薩長の奴は怪しからぬ、どうしても

これをたゞき出して自分が權力を握らなければならぬといふのがその主眼になるから、政黨の主眼は權力を握るといふ、それだけで、ここで薩長に不満を抱いて居る民間に於ける各地の人間を糾合してさうしてこの政府に當つて行く、斯ういふものが出來たのである。

各地に於ける民間のもので薩長に對する不平黨を斯うして集めたが、その主力は誰が握つてゐるか云ふと、その時に政府からたゞき出されたといふと云ふ士族團體、これがその主力を握つてゐる。明治初年には平民で役人になつたものなどはない。それと田舎のものを糾合して、さうして造つたのがあの自由黨なのである。その次に又内閣に衝突が起つたのが明治十四年、この明治十四年にたゞき出されたのが肥前の大隈さんである。この時も薩、長、土、肥、四つが一緒になつてやつたものであるが、薩長の權力が一番強いので、肥前の大隈さんがたゞき出されて、さうして其時出來たのが改進黨——私共が参加した改進黨である。斯うして役人のたゞき出されたものが不平で、どうかして權力を回復しやうと云ふのであるから、丁度これは近頃の政黨政治で——内閣が變ると地方官がどんぐり首を切られると、夫れがまた復活しやうといふので大運動をやるよと云ふのと同じやうに、大隈さんの旗下に居つたといふのはそれである。

理窟を後から付けると幾らでも理窟はあるが、その實質は權力爭奪なので、權力爭奪にもつて行つて表面は各地の贊成を求めなければならぬのであるから、政綱政策といふものを掲げて來た。斯ういふものなのであるから、日本の政黨は一つの士族團體、役人團體これの集まつた者の權力爭奪から出來たものが、つまり、今の二大政黨の前身である。

……この政黨は何處までも封建式で權力爭奪の他に何も無い。どう云ふ所にそれが解るか云ふと、政黨の

掲げる政綱・政策と云ふものを読んで見れば直ぐ解る。漫然とした如何にも融通のつき易いものである。この四十年來我々は政治界に在るが、この政黨の政綱・政策と云ふものを註釋しろと人から言はれても註釋する事は中々難しい。丁度バイブルを讀むか論語でも讀むように、政黨の政綱政策はどつちにでも持つて行けるやうになつてゐる。さうしないと政權を握つた時に、その通りには行かぬのであるから、これを確然と具體的に現はして置くと、その時に嘘を云つたのが直ぐ解る。確然として置くとその通り行はなかつたといふ事はつきりと解つて來る。それだから漠然としたもので、實は露骨に、慘酷に之れを批評すると、元來政權爭奪が主で政綱政策を行ふための争ひではない。丁度源平藤橘の争ひと同じやうなものであるから、この政黨の争ひといふものは非常に猛烈な、否、猛烈といふよりも下品なもので、親の仇を討つやうな考へでやつてゐるのだから、小股取らうが毒ガスを放たうが、何でも勝ちさへすれば宜しいといふ事になつて來て、政權さへ奪ひ取れば、政綱・政策などはどうでも宜いと云ふやり方。それで政綱・政策が漠然としたものになつて確然としてゐない。(三)

と説いてゐる。また濱口雄幸氏は

「吾々が現内閣(田中政友會内閣のこと)を信任することの出來ない理由は極めて多いのであるが、先づ第一に現内閣が輔弼の重任を負うて大政の燮理に當つて居る其態度に付て、現内閣の國家に對する誠意を疑はざるを得ないのであります。是れ實に政策を超越する根本の問題であります。

凡そ選叙を慎み適材を適所に置くは政治の基調を爲すものであつて、同時に綱紀を肅正し國民道德を振作すの所以であります。然るに現内閣は成立匆匆、地方長官以下の空前の大更迭を斷行して官界に異常の衝動を與

へ、而かも其内容を檢するに、多くは黨派的情實に因はれて、黜陟公平を失し、加之更迭の範圍が獨り地方長官に止まらず、殆んど全國に涉つて地方の警察署長に迄も及ぶに至つては甚だしく政務と事務との區別を混同し、政黨政治の弊害を極端に暴露したものであります。最近又々知事の更迭が行はれまして、公平厳正に其職務を盡したるものは其地位を奪はるゝに至つたのであります。斯くの如くにして已ますんば吏風の頽廢底止するところを知らず、遂に天下幾十萬の官吏をして陛下の官吏たるの身分を忘れて、政黨の爪牙たるに甘んずるの惡風を馴致せしむるに至りましたならば國家の秩序と社會の治安とは、抑も何に依て維持することが出來るでありませうか。

更に驚くべきは新領土植民地の首腦部の更迭に際し、詮衡概ね宜しきを得ず、輿論の反對盛なるをも顧みず、強て其非を遂けたと申すことは言語道斷の沙汰でありまして、關外重臣の要職を以て私恩を賣り、又は私恩に酬ゆるの具に供して憚ざるに至つては、獨り新領土の統治上容易ならざる不良の結果を及ぼすのみならず、世道人心に及ぼす影響實に恐るべきものがあると思ふのであります。田中首相は輔弼の責任に顧みて果して疚しき所がないでありませうか。

加之或は公平中正を旨とすべき中央金融機關の首腦部に政黨の色彩を浸潤せしむるの端を啓き、爲に財界の人々をして私かに憂慮を抱かしめたるが如き、或は政治とは全然獨立の地位を確保すべき經濟上の公益機關に政黨の臭味を侵入せしめたるが如きは、識者の齊しく擧げする所であります。

要するに現内閣の人事行政上の暴慢は愈々出で、愈々甚しく、其露骨にして傍若無人の態度は内閣制始まりてこの方實に未曾有の事でありまして、國家に對して誠意を有するものと認むる事が出來ないのであります。

是れ吾々が現内閣を信任することの出来ない理由であります。

普通選挙は廣く國民に参政の權を與へ、國民の總意を帝國議會に反映して、議會政治の精華を發揮すべき所謂劃期的の制度であります。隨て普選の目的を完全に達成し範を後世に垂るゝが爲には、普選に依る最初の選挙が最も自由に最も公正に行はるゝ事が必要であります。昨年秋期に行はれたる府縣會議員の選挙は、普選に依る所の最初の選挙でありますが、此選挙が果して自由公正に行はれたのであるか、若し否らすとすればそれは果して何人の責任であるか。此選挙に於て選挙の管理者として、之れが取締について全部の責任を有する政府當局の態度が、甚だ公正を失したりと云ふことは十目に見る所争ふべからざる事實であります。吾々は地方官憲の手に依つて行はれたる選挙干渉の事實に付て、幾多の證據を持て居るのであります。

特に公平厳正に選挙の取締に任すべき一縣の知事が、自ら政黨の爪牙となつて與黨候補者の當選に狂奔し、選挙法違反を以て起訴せらるゝに至りたるが如きは、實に空前の不祥事でありまして、政府當局は此事實に就て當然其責に任すべきであります。是等の事實は偶々表面に現れたる選挙干渉の實例でありますが、此實例を類推する時は之に類似したる選挙干渉の事實が、全國各地に行はれたと云ふことは決して推測に難からぬのであります。抑も昨年地方選挙に際し、政友會出身の政府當局は全力を擧げて與黨の應援に傾注し、之が爲或は重要な國務の進行を遅延せしめ、或は實行の確信なき政策を宣傳して國民を惑はしめ、更に地方官の大更迭を行ひ、官權の威力を示して國民を脅迫し、剩へ上に述べたるが如き選挙干渉の手段を弄して、自黨の勝利を僥倖せむと試みたるが如きは、選挙の自由公正を妨害するの甚しきものでありまして、現内閣は普通選挙其ものに對する正當なる理解を有せざるのみならず、更に進んで普選の神聖を汚濁するものと云はなければなら

りませぬ。是れ吾々が現内閣を信任することの出来ない理由の第二であります。

抑も政治家が國民の信望を擔ひ大命を拜して大政處理の重任に膺るや、其間一點の私心を包藏するを許しませぬ。須く蹇々匪躬の節を盡し奉公の誠を致すべきであります。然るに現内閣の爲す所を見ますに、黨利黨略に急にして、國務に對する重責を疎にするの非難を免れないのであります。

政黨が日常黨勢の擴張に努めるといふことは、固より怪むに足らぬことでありますけれども、黨勢擴張の目的を達するが爲には其手段を撰ばずと言ふに至ては斷じて容すことの出来ない事柄であります。況んや國家の公器を擧げて黨利黨略の具に供して憚らざるが如きは政治上重大なる罪惡であります。人事行政の上に公私を混淆するが如き、金融經濟機關の中に黨臭を浸潤せしむるが如き、不公正なる態度を以て普選最初の試みを汚濁するが如き、何れも一黨の利害を重しとし、國民の休戚を輕しとするの致す所と申さなければなりません。

更に明年度の豫算に現れたる所謂積極政策なるもの、内容を調べて見ますに、鐵道の建設計畫を始めとして國家の施設を擧げて黨勢擴張の具に供するものが尠くないのであります。特に財界の狀勢公債の増發を不可とするの聲天下に轟しきにも拘らず、巨額の公債を財源として強て鐵道建設の大計畫を立てるに至ては、其大膽無謀に驚かざるを得ないのであります。又昨年末の地方議會に提案せられたる各府縣の昭和三年度豫算を點検するに、龐大なる公債財源の土木を數年に渉る繼續費として要求し、而かも故意に其具體的費途を示す事なく、之を好餌として地方の官憲と與黨の幹部と相策應して、政府與黨の黨勢擴張に利用しつゝあるのであります。而も斯の如き遣方は偶々一二の府縣に於て行はるゝに止らず、殆んど全國共通の事實である以上は中央政府當局との間に暗黙の諒解があることを察知するに難からぬのであります。此の如き稅政にして矯正せらるゝこと

がなかつたならば、政友會の黨勢が擴張せらるゝに伴ひ中央地方の財政は次第に破壊せられ、國民の負擔は益々増加するに至るのであります。斯の如きは國家の利害國民の休戚を擧げて黨利黨略の犠牲に供するものであります。吾々の黙視するに忍びざる所であります。是れ吾々が現内閣を信任する能はざる理由の第三であります。』(濱口氏が田中内閣に對して言つた言葉は、立場を換へれば、濱口内閣に對しても同様に言はれ得るであらう。)

と論じ、それから尾崎行雄氏は

「……現在に於ける政黨腐敗の最大原因は、政權獲得慾にある。政民兩黨の首領等が、犯罪的危險を冒してまでも、不正の資金を掻き集めたのは、資金が缺乏すれば選舉に勝てず、選舉に勝たなければ政權が得られないからだ。……腐敗政黨に内閣を組織させれば、かれ等は腐敗によつて、その慾望を達するわけになるから、政黨は將來益々腐敗するばかりである。かくの如き形勢の下に於て如何に犯罪者を嚴罰しても、黨のために進んで犠牲となるものは續々出て来る。……誤解するなかれ。予は嘗に政黨内閣を非認せざるのみならず、却つて大にこれを熱望すればこそ、その腐敗を矯正せんと欲して、かく痛論するのである。予が極力排撃するのは、政黨ではなくてその腐敗である。

同じ解散でも政黨本位のものと國家本位のものとがある。ただ自黨の議員を増加する目的をもつてするものは、政黨本位の解散であつて、眼中素より國家なき徒黨のすることであるから、干渉、買収、利權提供等あらゆる非違を犯して、ひたすら自黨の勝利を希圖する。

苟くも國家本位の解散ならば、これに伴ふ總選舉は政府は絶対公平にこれを施行し、以て全國民の希望を正當に發表させるやうに努力しなければならぬ。然るに歴代の内閣は常にこれに干渉して、總選舉の精神目的を

破壊すべく努力した。

世間に解散を主張するものは多いが、その精神骨髓ともいふべき公正なる總選舉を主張するものは少い。ただに然るのみならず、干渉買収をば既定の事實としてこれを容認する。前回に於ける鈴木内相の干渉に對して、次回に於ける安達内相の干渉を豫期してゐる。

それではただ政友派の議員を減じ、民政派の議員を増すだけで政黨的には意味があらうが、國家的には全然無意味である。つまり總選舉のために全國を騒がせこれのために費すところの五千萬圓乃至一億圓の勞費が水泡に歸するだけだ。

解散は、必ずや國家本位でなければならぬ。しかして國家のための解散とある以上は、選舉は、素より絶対公平でなければならぬ。干渉と買収は、最大禁物である。然るに、現内閣(濱口内閣)は、事務官の位地を保證すべしといふ臨時議會の決議を無視して、未曾有の地方官大更迭を行つた。世間では、これを干渉買収の準備と見てゐる。

陸下の耳目たる地方官を一變して、政黨の手足となす。北條、足利の所爲といへども、恐らくはこれより悪くはあるまい。然るに、世間は、この政治的大罪惡を等閑視する。これをなす政府も悪いが、これを等閑視する世間も悪い。政黨本位の解散なれば、戰國時代の夜打ち朝驅け類似の不意討ちもよからうが、苟も國家本位の解散とある以上は、正々堂々とまづ準備を完成して、然るのちこれを決定すべきである。』(五)

と述べてゐる。

デモクラシーに於ける政黨は皆「選挙第一主義」をとつてゐる。(尤も國によつては多少の例外はある)これは政黨が多数の投票を獲得することによつて政權を自己の手に維持し若くは獲得したために他ならぬ。政權の把握はそれだけでも政黨に對して幾多の「利益」を供與する。のみならず、政權を握る政黨は政權の行使を通じて、主として自黨に有利なる社會の支配・經營を行ふのである。選挙費用は政權を通じて調達される。人事行政も豫算の編成も法令の解釋も法令の制定も國庫補助金の交付も諸認可も、概して、自黨の利益を中心として行はれる。(自黨の利益を中心としないところの政府黨の社會的支配・經營の例は稀有である。)従つて、政黨を「人物本位」または「政策本位」の立場から見るとは、根本的には無益であると言はなければならない。この意味に於て政治は「力の闘争」であると同時に「利益闘争」である。

されば政權を握る政黨は一國政治の中心勢力を構成するのみならず、それは、「民衆の名に於て、また、民衆の負擔に於て——即ち全體の名に於て、また、全體の負擔に於て——主としては自己の利益を維持・伸張するところの社會集團である」と言はれ得るであらう。

(一) 立憲政友會史第四卷五一八頁

(二) 伊藤正徳編加藤高明上卷七六一頁

(三) 時事新報(昭和五年一月一日、二日朝刊)

(四) 濱口雄幸著強く正しく明るき政治(一三六—一四〇)これは昭和三年一月廿一日の演説である。

(五) 東京日々新聞(昭和五年一月十七日、十八日朝刊)

第三章 政黨の起源

第一節 政黨發生の原因

政黨は一種の「力の組織」である。それは主として政權爭奪に従事するところの集團である。昔時にあつては、政權は諸武力團體によつて争はれた。例へば我が國の源平藤橘、支那の諸軍閥の如きは、たしかにこれが標本である。しかるに、今日に於ては政權は諸政黨によつて争はれるにいたつた。政黨は既に述べたやうに、平和の戰鬪團體であり、政權爭奪の軍隊である。政權爭奪の關する限りに於ては、昔時の銃劍は、今日、「投票紙」によつて代られるにいたつた。武力による直接行動は「投票による間接行動」によつて代られたのである。

しからば、政黨は如何にして發生したか。政黨發生に關する諸説は必ずしも一樣ではないが、これを大別すると「人性」に重點を置く學説と「環境」に重點を置く學説との二つになるであらう。しかし、多くの學説は兩者の原因を共に認めるのであつて、ただ、その中の何れかに「中心」を置くに過ぎないのである。

例へば古代ギリシャのプラトンはその著「理想國論」に於て

「……財産及び家族の共有は、彼等(國家の擁護者等)をして一層眞摯なる擁護者たらしむる助けとなるものである。何となれば、斯くすれば彼等は「我が物」若くは「我がものにあらざる物」等に關する紛議のために

我々の都市（國家）を分裂せしめることはないであらうからである。彼等は、各自に家及び妻子を私有し且つ私財を蓄へて、私の哀樂に浮沈するが如きものではなくて、同一事柄については俱に憂ひ俱に悦ぶ心情を有するにいたるであらう。これは彼等が價值について同一の判断をなし、従つて同一目的に向つて行爲することに
なるからである。……さうして彼等は彼等自身のものとしては彼等の體軀以外他の何物をも私有しないから、
訴訟や不平は勿論、金錢、妻子その他の關係から發生する總ての紛議も彼等の間には起らないであらう。」
と説き、また、アリストテレスは彼の著『政治學——政治家學——』に於て次の如く述べてゐる。

『政治的分裂及び革命的感情の一般的且つ主たる原因ともいふべきものは、劣者が優者と平等にならうとし、
また、自己等をもつて他の人々よりも優秀であると考へてゐる者等が不平等を欲求する心理の中に見出される。
是等兩者の主張は或る場合に於ては正當なるものであり得ても、しかし、如何なる場合に於ても正義だといふ
ことは出来ない。それに拘らず、劣者が平等を欲し、之に反して、平等の地位に置かれた優者が不平等を望む
は人性の常態であつて、こゝに革命の心理があるのである。しからば革命をつくる動機は如何といふに、それ
は主として名利を求めためか、または不名譽若くは損失を恐れるためか因るのである。』
アメリカ合衆國のジェームス・マヂソンは

『種々にして且つ不平等なる人間の財産獲得能力を保護する結果は、質量ともに相同じからざる財産の所有と
いふことになる。……之等質量ともに相同じからざる財産が、各所有者の感情や見解に影響するところから、
社會は種々なる利害團體及び黨派等に分裂する。かくして黨派の潜在的諸原因は人間の性情に深く植へつけら
れて居るのであつて、我等は何處に於ても之等の諸原因が社會事情の異なるにつれて、種々に發現するを見るので

ある。

……黨派に關する最も普遍的であり且つ永續的な原因は、今日までのところ、質量ともに相同じからざる財
産の分配であつた。財産を持つものと財産を持たぬものとはつねに社會に於て相反する利害團體を形成した。
債權者と債務者とは同様な分裂をなした。地主の利益、工場主の利益、商人の利益及びその他種々なる小利
益等は文明社會に必然に發生するのであつて、文明社會はこれがために、相異なる感情や見解に依つて動かさ
れるところの種々なる階級に分裂する。しかしてこれらの種々にして相反する諸利益を調節することは即ち近
代立法の主たる事業であつて、また、日常缺くべからざる政府活動に於ける黨派心の避け難き理由もこれにあ
る。……黨派の諸原因は之を除去することは出来ない。……我等は道德的及び宗教的動機にたよるとも之等を
支配し得ないことをよく知つてゐる。』と説き、マコーレーは

『何處に於ても、一方には、何事によらず古いものを好愛してこれに固執し、總ての新奇なものに對しては—
—たとひ、理性ではそれが利益であることを分つてゐても——不安の念と悲觀的感情とを懐く人々がある。こ
れに對立して他方には、樂觀的希望に燃え、冒險的であり、つねに前進的であり、現存する事物の不完全を鋭
敏に認識し、變化の危険を軽く判断し、總ての變化を進歩なりと信するところの人々がある。……斯くして十
七世紀に於けるホイッグ、トーリー兩大政黨の起源は人々の間に於ける、性癖、考へ方及び利害の相異に於て
見出される。』
と論じてゐる。

アメリカ合衆國のアレキサンダー・ハミルトンは

『すべての社會はそれ自身少数者と多数者とに分れてゐる。前者は富者、門閥の人々であり、後者は所謂大衆である。』^(五)

と述べ、またマルクスは共產黨宣言に於て

『封建社會の壊滅から發芽・生長したところの近世ブルジョア社會は、階級反目を消滅せしめなかつた。それは古いものゝ代りに新しい階級抑壓の新しい條件及び闘争の新しい形式を打ち建てた。けれども我々の時代即ちブルジョアの時代は次の如き特徴をもつてゐる。それは階級的反目を單純化したといふことである。社會は全體として益々二大陣營——直接に相對立する二大階級即ちブルジョアとプロレタリア——に分裂しつつある。』

……すべての階級闘争は政治的闘争である。……共產黨の直接の目的は總ての他の無產政黨のそれと同様である。即ちそれはプロレタリアの階級的結成、ブルジョア優越の顛覆、プロレタリアによる政治的權力の略取である。

……すべての過去の社會の歴史は階級的反目——それは異なる時代に於ては異なる形式をとるところの——の發展から成り立つてゐる。しかし、それらは如何なる形式をとつたにせよ、一つの事實だけはすべての過去の時代に共通してゐる。それは社會の一部分による他の部分の搾取である。^(六)

と主張し、さらに、『經濟學批判』に於ては

『人類は彼等の生活の社會的生産に於て、一定且つ必然的にして、彼等の意志より獨立せる關係、即ち彼等の物質的生産力の或る一定の發達段階に適應する諸生産關係を所與のものとして受取る。これ等生産關係の總和

は、社會の經濟的構造即ち眞實の基礎を構成するものであり、この上に法制上及び政治上の上層建築が立ち、且つ一定の社會的意識形態がそれに適應するのである。物質的生活の生産方法は、一般的に、社會的、政治的及び精神的の生活過程を條件づける。人類の意識が彼等の存在を定めるのではない。むしろ反對に、彼等の社會的存在が彼等の意識を決定するのである。

社會の物質的生産力は、その發達の一定階段に於て、それが從來その内に活動してゐたところの現存の生産關係、若くは單にその法律的表現に過ぎざる所有關係と衝突するやうになる。これ等の關係は始めの生産力發展形式から轉じてその桎梏となる。この時に社會革命の時代が來るのである。經濟的基礎の變動と共に、巨大なる上層建築はすべて或は徐々に或は急激に變革する。

かゝる變革を考察する場合に、我等はつねに自然科学的に忠實に論證し得べき、經濟的生產條件の上についた物質的變革と、人類がこの衝突を意識し、これと決戦するところの、法制上、政治上、宗教上、藝術上、或は哲學上の形態、簡單に言へば、觀念上の諸形態とを區別すべきである。

かゝる革命時代をその時代の意識から判斷せんとするのは、恰も或る個人が自分自身考へてゐることによつて、自分を判斷せんとするが如きものであつて、ただに不可能なるのみならず、むしろ、この意識なるものは物質的生活の矛盾から即ち社會生産力と生産關係との間に現存する衝突から説明されるべきものである。一つの社會組織は、生産力とその組織内に餘地ある限り發展しつゝした後でなければ決して滅亡するものではない。

また新たななる、より高い程度の生産關係は、その物質的存在條件が舊社會の母胎内に於て變化し了るまでは、決して發生し來るものではない。それ故に、人間はつねに自ら解決し得る問題のみを問題とするものであ

る。何となれば、如何なる問題でも一層正確にそれを觀察するならば、つねにその解決に必要な物質的條件が既に存在してゐるか、若くは少くともその生成過程にある場合に於てのみ始めて發生するものであるからである。大體について言ふならば、我等はアジア的、古代的、封建的及び近來の資本家的生産方法を以て、經濟社會組織の進歩の段階となすことが出来る。さうしてこの中の資本主義的生產關係は、社會的生產方法の反目的な形態をとれるものとしての最後のものである。こゝに反目的といふのは敵對の意味ではない。個人の社會的生存條件から生ずる反目の意味である。しかし、資本主義的社會の母胎内に於て發展した生産力は、同時にこの反目關係の解決に必要な物質的條件をつくる。かくして人類社會の前史はこの社會組織をもつて終焉を告げることになる。^(七)

と論じてゐる。

次にカーフーンは黨派發生の原因について

『若し全社會が同一の利益を有するものならば、各人及び社會各部の利益は政府の行爲に依つて一樣に影響せられるであらうから、従つて社會の一部を壓迫減じするが如き法律は他のすべての部分をも壓迫し減じすることとなるに相違ない。(この逆もまた真である)かゝる處にあつては、各人の有する参政權はそれのみにて壓制に傾く政府を抑止し得るのみならず、また、そのみを以て優に完全なる憲法政府を構成し得るのである。政府の行爲に關しては總ての人々の利益は同一であると推定せられてゐるから、總ての人々は、如何なる法律が制定せらるべきか、如何にそれは施行せらるべきかについて同一なる利害を有することになる。従つて、何人が法律を作りこれを執行するために選ばれるべきかに關するすべての鬭争は消滅する。』

斯くの如き場合に於て若し問題があるとなれば、それは何人が最も良く適當してゐるか、何人が全體の共通利益を最もよく了解する能力を有してゐるかに關する事のみである。さうしてこれが決定された時には、選舉は鬭争なしに平穩に進行する。何となれば、この社會に於ては社會の如何なる部分と雖も、他の利益を考慮せずして自己に有利なる候補者を選擧し自己の利益を増進することは不可能であるからである。

しかるに、社會の實情を観るに、かくの如きは實際の事實ではない。むしろ反對に、社會内の各特殊利益に行き亘るやうに政府の行爲を均一化するといふことは他の何事よりも困難な事柄である。またこれと反對に、政府の權力を濫用して社會に於ける一部の利益を伸張し、他を犠牲に供するといふことは極めて容易な事である。さうしてこの種の濫用は、普遍的な文字をもつて言ひ表はされ且つ表面は公平にして平等に觀えるところの諸法律の運用の下にも行はれるのである。

この事實はひとり或る特定の社會のみに限られてゐるのではない。國の大小を問はず、貧富を問はず、職業の差異を問はず、文化の高低を問はず、如何なる處に於ても存在する事實である。但し強いて區別を設けるならば、廣大なる土地を有し且つ多くの人口を有する國になればなるほど、状態や人々の職業には大なる差異を生じ、富めるものは益々贅澤となり、また人々の間には種々なる階級を生ずるであらうから、政府の諸行爲を均一化する事は愈々困難となり、その反對に一部社會の利益のために政權を濫用して他を壓迫し掠奪することは極めて容易に行はれ得るのである。

斯くの如くなるを以て、参政權を廣く一般社會に賦與して一般社會に政府の支配權を持たしめるといふことは、人間の性質が社會を維持するために政府を必要とする以上、必ずや社會内に於ける相異なる利益の衝突を

導くことになる。

即ち社會の各部分は他に對して自己を保護する手段としてか、若くは他の利益に闘せず、自己の利益を伸張せんがために政權を獲得せんとして競ふやうになる。この目的のために各利害團體——各利益團體——は政府を把握するに必要な多数を得んとして闘争するのであるが、若し如何なる團體も多数を占めることが出来ない場合には、類似の利害團體間に聯合が行はれる。即ち聯合せんとする各利害團體は他に何物かを互讓して多数を制するに充分なる數を得るに努めるのである。もとより聯合の過程は遅々たるものであるかも知れない。固く組織された多数を得るまでには相當の時間を要するであらうが、しかしながら、この種の聯合は必ずや出来上がるに相違ない。しかもそれは何等の計畫や策動がない場合でも、政府の本源であるところの人間の性質それ自身の作用によつて出来上がるのである。さうして一度びかゝる聯合が結成された時には、社會は二大別——多数派と少数派——せられ、兩者の間には政府を把握してその利益を獲得するに必要な多数を維持せんがためと多数派たらんがためとの闘争が絶えず繼續することになる。

相異なる諸利益若くは社會内の各部分が衝突するといふこの傾向は、極めて深く根ざしてゐるものであつて、これは人民等が同一の職業に従事し、同一なる生活状態に置かれ、さうして何等甚しき利害や境遇の差異なき社會（若しさういふ社會があり得るとすれば）に於てさへも、政府それ自身の行爲より生み出される。何となれば、政權を把握することから生ずる種々なる利益——名譽や利得——はそれ丈けでも優に社會を相反する二大黨派に分裂せしめるからである。^(八)

と説明し、我が國の伊藤博文公は

「歴史眼を以て觀察すれば、何れの世、何れの時に於ても政黨なるものは存在して居る。苟も、人類が群居して部落をつくれる以上は、其上に立つて支配するものを要するので、其支配上に付意見の同じき者は必ず一致する。夫れが即ち黨派である。我國の歴史に顧みるも、源平の如き、新田、足利の如き、乃至織田、豊臣、徳川の如き皆一種の政黨と見てよろしい。即ち武を以て領土を擴張せんと欲する政黨である。^(九)」

と説き、また、大隈侯は

「何故に黨派が成立するかといふとは人心の同じからざるは其面の如くで、人々志があり、又其志が自ら違ふ。違ふと其間に多少衝突が起る。従つて意見を同じうする仲間が出来て来る。さうすると他の一方にも亦其反對の仲間が出来て来るから、勢ひ徒黨——黨派になる。是は人類が社會を成す以上は必然的に發生すべき事である。……唐の柳宗元は封建を論じて曰く、封建は勢也、聖人の意に非ずと。此語は諸君は記憶して居るであらう。勢といふものは人力の制すべからざるものであつて、恰も石を千仞の溪に轉ずるが如く、或は積水を決するが如く、此勢は決して之を防ぐことは出来ないものである。そこで政治家は勢を制し、勢に逆ふことは出来ない。水の卑きに就くの勢で之を山に上せることはどうしても勢に逆つた事である。」

人間は自然に利害の關係から仲間を生ずるが、之が即ち黨派である。^(十)

と述べてゐる。

これらの學者、實際政治家の意見を綜合するに、政黨は主として廣義の利害——感情も利害である——の相違・衝突から發生するものであると言ふことが出来やう。

しからば、實際の事實即ち「科學的事實」はどうなつてゐるであらうか。政黨は事實としては何處に於ても社

會の支配・經營についての人々の意見の相違から發生したといふよりも、むしろ、政權に關聯する人々の利害の衝突から發生したものとやうである。殊に近代の政黨——少くともデモクラシーの諸國に於ては——は議會が政權の有力なる要素となるに及んで固く組織されるにいたつたものである。昔時に於ては、政權は既に述べたとほり、直接の武力によつて争はれた。しかるに、一度び議會が政權の中軸となるに及んでは、政權は政黨によつて争はれるにいたつたのである。従つて『武力團體より政黨への轉化』には、その過程に於て、『議會』の介在を忘れてはならない。

近代の政黨が、政權に關聯する人々の利害の衝突から發生するにいたつたものであるといふ實例として先づ第一に擧ぐべきものはイギリスの政黨である。

イギリスのトーリーといふ言葉はアイルランドの『ならず者』といふ意味を含んでゐるのであるが、十七世紀の半にアイルランドの囚人等が王黨に加擔して戦つた事實から轉化して王黨派を『トーリー』と綽名するにいたつたものである。また、イギリスのホイッグといふ言葉はスコットランドの『無賴漢』といふ意味を含み、最初、宗教の自由を主張したスコットランドのプレスビテリアン派に附された綽名であつたが、このプレスビテリアン派が王黨に對立したところのブルジョア議會派であつた爲に、後にはブルジョア議會派をホイッグと稱するにいたつたのである。

イギリスの政治に於て王黨が明確にトーリーと綽名され、また、議會派がホイッグと綽名されたは、千六百七十九年の『除外條令——ヨーク公を王位繼承者として除外しやうとした條令——』を中心とした贊否兩派の闘争に於てあつた。しかし、トーリー黨とホイッグ黨とが明かに組織され政黨としての形式と實質とを具有するに

いたつたのは、千六百八十八年の革命後であつて、これについてエドワード・ジェンクスは次の如く言つてゐる。

『千六百八十八年の革命は實際に於て一國の内政を少數の有力政治家等の手に置くにいたつた。國王や女王はその好むと好まざるとを問はず、慣行に於てはこれらの政治家の中から諸大臣を任命せざるを得なかつた。何となれば外部の人々は政治についての必要な知識も、また、權威ももつてゐなかつたからである。』

しかしながら、これらの政治家——ダンビイ、ソマース、ノッティンガム、サンクロフト、ハリファックス、クラレンドン——は、たとひ彼等がウィリアムを王位に即かしめることに止むを得ず一致したとはいへ、感情に於ては實際、王室派と議會派とに分れてゐた。さうして皇子をもたなかつた女王アンの死去に際し、王位繼承者を選定する義務が議會に落下し來ること明白となるや、二大黨派即ち舊王室擁護派と新ハノーヴァ家支持派とは來るべき闘争に對して敏速に彼等の勢力を組織するにいたつた。斯くして近代政黨の基礎は横へられ、さうしてその上に内閣組織が打ち建てられたのである。^(十一)

また、我が國の政友會は伊藤博文公の政權維持策として工夫され組織されるにいたつたものであつて、金子堅太郎氏によれば

『……私が議會制度の調査をして外國から歸つて伊藤公にもいろく報告したのだが、その中私が外國で政府は政黨をもつてゐるかどうかといふ事をしばし聞かれた。私がいや自由黨と改進黨といふのがあるが、政府は政黨といふものをもつてゐないと説明すると、非常にそれを異様に感じて政府が政黨を持たなくては、若し自由改進黨が聯合してこの憲法はいかぬといつたらどうする。又豫算や法律案を出しても皆否決される。憲法政治を布いて政黨を持たぬ政府が立つていけるかといふことをいたるところで聞かれて困つたと明らかに伊藤さ

んにいふた。その點についてその時伊藤さんは何んともいはれなかつたが、これが後日伊藤さんが政友會をつくられた動機だつた。

たしか明治三十三年の夏で自由、改進黨の兩黨は行きがかりがあつていけない、そこで皇室中心主義の下に新たに政友會といふ一黨を組織しやうといふので、綱領を伊藤さん自らが作つて、この趣旨に賛成のものは入つて來いといふので新聞にその綱領を掲げた。そこで改進黨からは尾崎行雄や、自由黨は解散して松田正久、林有造、片岡健吉を初め殘黨が馳せ參じ國民協會から元田肇なども加はつて、政友會が創立され帝國ホテルで盛んな結黨式をやつたものだ。

その當時私も加はつてゐたが、役人から渡邊國武、室田義文、都築馨六、末松謙澄などが加はつた。伊藤さんは政友會は自分の指揮の下にやるのだといふので總裁專制で總務委員會や議員總會などの決議には少しも服さないでどん／＼やつて行つた。政友會が創立された年の十月に政友會内閣が初めて出來て私も司法大臣になつた。^(十二)

といふことである。また林田龜太郎氏はその著『日本政黨史』に於て次の如く説いてゐる。

『明治三十一年四月十六日は日本政黨史上特に記念すべき日である。此の日は即ち自由黨が絶縁狀を政府に突き付けた日、此の日は即ち藤公が平素胸中に抱懐したる、「備兵恃むに足らず、親兵に非ざれば不可なり」との考を實現すべく決心した日である。

是より先公の松方内閣の後を承け第三次伊藤内閣を組織するに當りても、政黨の力を藉るゝにあらざれば政務を進行するの不可能なるを自覺し、元老會議にも其の意見を吐露し勅許をも經て自由黨と提携したが、其の

貪婪飽くなきには頗る困頓し、痛嘆し、悔恨したらしい。而して其の飽くなき欲求を卸くれば忽ち反噬の態度に出るといふ始末で、前議會に於ける松方内閣の覆轍あり、藤公たるもの豈覺醒する所なくして可ならんやである。

當時侯の幕僚たりし著者は、藤公に説いて曰く、

藤公既に憲法を制定し、自ら貴族院議長となりて實行の範を示せり。議會に政黨は必然の機關たり。而して藤公未だ其の範を示さず、是を以て黨界紊る。何を以てか憲政の實效を擧ぐるを得ん。憲政の實行舉がらすんば不磨の大典も一の死文のみ、藤公の業未だ完しと云ふべからず。藤公意決す。侯は即ち先づ英佛獨の政黨の組織に就て討査する所あり、之を参照して我邦に於ける模範的政黨を組織すべき基礎を研究し、藤公直系の政治家を中堅とし、大學出身の學識を右翼とし、實業家の富力を左翼とし、而して大學出身者は渡邊洪基氏をして之を纏めしめ、實業家に對しては井上伯をして折衝せしむれば容易に多數を羅致することを得べき見込であつた。が一寸懸念したのは井上伯の意向である。過般自由黨の要求を斥け之と絶縁せしも井上伯の在りたるが爲なりと傳唱せらるゝ程であるから、侯の苦心も無理ならぬ次第であつた。然るに議會後半よりの急潮激流は井上伯をして政黨を以てせざれば議會の關門を通過すること能はざるを痛感せしめ、伊藤侯にして愈々新政黨組織の決心を定むるに於ては伯も之に反對せざるのみならず、共に掉尾の運動を俱にするの意向を明示するにいたつたので、公も愈々最後の臍を固めた。

現今の如く黨員を製造するに黄金の力を以てすることは、當時にも行はれた事であるが、公は最も之を忌んだ。然し乍ら、那翁すら戰爭に必要なは一も金、二も金、三も亦金と云へりと聞く。政黨の組織には第一に

必要なるは軍資金である。

如何にして之を調達すべきであらうか。藤公は政務に必要なものは、豫算に定めたる機密費の外に——往
往之を宮内省に仰いだことは、其の道の人々の何れも知る所、然し乍ら、政黨組織の資金まで之を内帑より引
出す譯には往かなかつた、で一時期窮した。

此事を傳聞き「其の金は私に引受けさせて戴きたい」と名乗出でた者がある。外でもない馬越恭平氏その人
である。氏は藤公に對し先づ三十萬圓を提供し、尙足らざるときは更に考慮すべき事を申添へた。當時の三十
萬圓は今の三百萬圓にも當る。藤公大いに喜び、直に創立事務所を大藏大臣の官舎に改め、鮫島内閣書記官長
と著者とを幹事とし、著々政黨の準備に著手した。

因に曰ふ此の事實を知る者現在の政友會員中果して有るや否やを審にせず。過日二八會に於て、田中政友會總
裁と馬越翁と同席したるを幸ひ、著者は更めて馬越翁を總裁に紹介し、具に當時の事を語り、政友會に對する
殊勳者を忘却せざらんことを乞うた。^(十三)

次に桂太郎公の立憲同志會も亦、所謂備兵恃むに足らず、親兵に非ざれば不可なりの見地から組織されたもの
であつて、「觀樹將軍回顧録」には

「桂は我輩より年が一つか二つ下で、陸軍に於ても、我輩の少將時代にアレは大尉であつたが、後には日の出
の勢で昇進し、終に公爵にまでなつた。長い間、西園寺と交るゝ政局に立つて、出たり引つ込んだりして居
つたが、アレの二度目の内閣の時(明治四十一年七月第二次内閣組織)政友會との妥協とか、情意投合とか
いふやうなことの流行る時分であつた。ソコで桂に向つて、

「妥協だの、情意投合だのと言つて見た所が、何時までも他の駄賃馬に乗つて、此嶮岨の山道を越えるといふ
ことは出来るものではない。愈々行き詰つて、檀の浦まで往つてからは到底陣容を新たにすると云ふ譯には行
かぬ。幸ひ來年(明治四十五年)は總選舉だ。君の政權を握つて居る間に、自分の馬を驅つて進む工夫を旋ら
しては何うか。」

と説いた。ツマリ政黨の組織を勧めたのだ。桂も其時は

「實は自分も左様に思つて居る。」

と答へて居つた。其後、一二度、

「何うだ、遣らぬか。」

と催促したが、

「モウ少し考へさせて呉れ。」

と言つた切りでトウ／＼其事は立消えになつて仕舞つた。其後、桂は罷める。西園寺が代つて内閣を組織(明
治四十四年八月内閣更迭)したが、二箇師團問題で衝突した結果、陸軍大臣の上原勇作が職を辭して仕舞つた。
ところが誰も代つて陸軍大臣になるものがない。言はゞ一種の同盟罷工だ。西園寺も此れには惱んで終に辭職
せざるを得ざるに至つた。

當時、桂は滿洲から露西亞を漫遊すると云つて出發(明治四十五年七月六日)した後であつた。其時分は桂
と山縣との意志が餘程疎隔して居つた時で、桂もチヨイチヨイ愚痴をこぼして居つた。何でも其洋行前、桂が
鎌倉で、

「今度戻つて来たなら、何うでも斯うでも山縣などは押込隠居にせぬと自分が遣り切れぬ。」
と話したといふことが、沖守固の口から、人に漏れてソレが山縣に聞えた。實際桂が言つたか言はぬか不確であるが、兎に角左様云ふことが傳はつたのだ。我輩は眞逆ソレ程には言はなかつたであらうと思ふが、困ると云ふことは言つて居つた。

桂が出發して後、間もなく、先帝の御不豫となり、引續き崩御となつて、上下一般に惶惑せざるはなかつた。西園寺は一旦辭表を呈出したが、是がために又留任することゝなつたのだ。

桂は旅行先で此御凶變を承はるや否や、俄かに豫定を變更して戻つて來た。ソレで西園寺は愈々罷める。桂が又出ることになつたが、アレの事だから、陸海軍に對しては、當らず障らず旨く調子を取つて進んで行く。二箇師團の問題に就ても好い加減にあしらつて居つた。

ところが彼の政黨組織の事に關して我輩が一年前に勸告した時、其意があつたものだから、今度は是非とも政黨を組織して遣らうといふ決心であつた。ソレで大正二年二月、愈々立憲同志會を組織すると、國民黨からは大石が多數を率ゐて此れに加はる。後に残るは犬養等の少數のものであつた。此れが今の憲政會の前身だ。斯ういふことで、桂が政黨を立てるといふ事は政友會に取つても國民黨に取つても固より大敵である。ソコで桂が當時頻りに詔勅を請うた所から、兩黨は此れを名として憲法擁護論を絶叫する。其勢焰頗る熾んであつた爲め、桂の内閣は間もなく倒れた。

我輩が自分の馬に乗れと勧めた當時、早く決心すれば好かつたものを、トゥッ、手後れとなつて仕舞つた。アレが政黨を組織する以前、

「前年の御忠告もあり、今度愈々政黨を組織しようと思ふから、何分御助力を頼む。」
と云ふ手紙を寄越した。

「馬鹿な今頃遣るとは。しかし、遣らぬよりは好からう。」

と斯う思つて居つた。我輩が此熱海に居つた時だ。桂が山本何とか云ふ秘書官を使に寄越した。此れは岩下清周の女婿だと云ふことだ。桂の手紙を持つて來たが、ソレには

「自分は目下非常の苦境に陥つて居る。自分の政策は是か非か。若し御賛成ならば、御意見を社會に發表して貰ひたい。左すれば非常の幸福である。外のものでは左程の效能があらうとも思はれぬ。此れはアナタに限るから、折入つてお願ひする。」

と云ふ意味の書面だ。ソレで山本に向ひ、

「乃公の個人として意見を社會に發表するといふ事は、誠に易い事だ。けれども乃公も今は樞密顧問官といふ肩書がある。若し乃公が政治上の意見を發表すれば、必ず議論が起る。現に樞密顧問官になつた當時、古島一雄の補缺選舉に應援演説を遣つたら、山縣から注意を受けた。ソレは桂も承知の事だ。併し政治上の意見を發表しても好いと云ふことであれば、ソレは易い事だ。今までの關係もあるから、ソレは遣つても好い。左もないと、乃公は構はぬが、何うも面倒が起りはせぬか。」

と言ふと

「能く其事を申しませう。」

と言ふから、タシカ手紙にも其意味の事を書いたと思ふ。ソレカラ又、

「歸つたら能く言つて呉れ。桂の今の有様は、羊の群を率ゐて虎狼の兇暴に對するやうなものだ。其決心が餘程堅固でなくては、逆も對抗は出来ぬと思はれる。一體、桂には議院を解散するまでの決意があるか。」
と言ふと、

「何うも其御決心はあるやうで御座います。」
と言ふから、

「ソレは確かに左様か。」
と聞くと、

「確かとは申されませんが、色々の御口吻から察しましても、何うも其決心は付いて居ると思はれます。」
と言ふから、

「ソレが付いて居れば外に言ふべきことはない。此傳言だけはよくして呉れ。」

と言つて置いたが、其内に桂はへこたれて山本權兵衛の内閣が出来た。(大正二年二月二十日内閣更迭) 我輩も東京に歸つてから桂に會つた。

「アレ丈け言つて置いたぢやないか。解散の決心が付いて居るのに、ミス／＼こんな事を遣るとは何だ。」
と言ふと、

「イヤ實は其積りであつたが、何分内輪がコレだからね。」

と言つて、掌を合せながら、

「解散しないといふ條件で這入つたものもあり、頻りに解散して呉れては困ると言ふから、仕方がない。自分

は解散する氣であつたが、止むを得ず投げ出した。」

と言つて居たが、ソレは事實であつたらしい。

「ソレならソレでも好いが、同じ詔勅を請ふなら、其結末としてナゼ議會に向つて、一言して置かなかつたか。自分に對する不信任といふ事は明かに承知して居る。去りながら、今は如何なる時であるか。陛下御代を知ろし召されて日もまだ浅い。特に斯かる政變の時に當らせられて非常に御軫念遊ばされて居る。區々たる自分の進退の如きは固より言ふに足らぬ。熟慮すべきは此點であると、ナゼ議會に向つて一言して置かぬ。事此に出ずして、唯、詔勅を請うたばかりでは益々君の誠意を疑はれるではないか。」

と言ふと、

「成程、左様聞いて見れば左様であつた。しかし、其時は左様思はなかつた。」

と云ふことだ。

「ソレからモウ一つ西園寺に君から言つて置けば好かつた。政友會を治めて行けとお上の思召が下つた時、政黨の事情として何うも止むを得ませぬと言つて西園寺が拜辭したといふではないか。此れをナゼ許したか。ソレではお上の思召を無視するといふことになりはせぬか。政黨の事情として止むを得ぬから拜辭するといふことで、ソレで済むと思ふか。今は如何なる時である。御踐祚日向は淺き時に當つて、此政變に當らせられ、君に對して此れ丈けの思召の下つたにも拘らず、政黨の首領であらうがあるまいが、唯表面の議論を以て此れを拜辭するとは、如何なる意志か。我輩苟くも一日たりとも此職にある以上、至尊の御稜威に關することは決して此れを黙々に附することは出来ぬと、ナゼ西園寺に向つて突つ込んで置かぬ。新政黨を作ると云つて、政友會

の誰彼を引つ張る。這んな詰らぬことをするよりは、先づ以て、西園寺の頭に是れ丈けの事をドンと喰はす。此れを土臺として遣れば政友會の中は割れたぜ。」

と言ふと、桂も

「惜しいことを仕たなあ。」

と言つて居つたが、後の祭りだ。固より何の甲斐もない。

ソレから久し振りで山縣を訪ねて見たが、丁度官僚の錚々たる人間が六七人も其處に来て居つた。チョツと桂の話を持ち出して見ると、山縣の權幕は中々偉い。

「桂といふ奴は、雪隠で腹を切る事も知ぬ奴だ。狼狽へて政黨などを立て、」

これが第一氣に入らぬ。ソレに前から大分感情を損じて居るのみならず、其前に居る人間は、皆此れに唱和するものばかり揃つて居るから、其氣焰は自から烈しい。

「イヤ此れは意外だ。桂が政黨を組織するといふことはアナタに相談せずには遣るまい。」

と言ふと、

「ソレは相談は仕たらうけれども。」

と斯ういふことだ。

「ソレなら今となつて彼是言はれると、アレの立場がなくなる。遣り損ひは遣り損ひとしてアナタが横から突支棒でもかつて助けて遣るのが當然だ。ソレを今のやうに言はれると、アレの立場がない。」

と言つたが、山縣は中々聴かぬ。大分桂の批難を續けたが、其内に前に居つた官僚共は皆去つた。山縣は尙

ほ斯ういふ事もある、ア、いふ事もあると、人から聴いた話を舉げて頻りに批難するのだ。

「アナタは耳が二つあるから、一方の耳ばかり使はないで、モウ一つの耳をも使つては何うか。」

と言ふと、

「ソレは何ういふことか。」

と聞くのだ。

「今アナタの言つたことは、探偵報告や昵近のものばかりから聞いた話で、此れを片耳といふのぢや。善かれ悪かれ反對の側に立つものゝ話を聞かぬと、事の真相は分らぬ。然るにアナタは其方の耳は些つとも使つて居らぬ。」

と言ふと、

「ソレは聽いて知つとる。」

と言ふのだ。

「誰かソレは。」

「誰でも好い。ある。」

「あるといふが、何んな人間か。」

「イヤ乃公だけに矢張野に在る人間から相應に聞いて居る。」

「ソレは誰かイ。何時やら此處に来て居つた人間がある。アレだらう。アレは誰かイ。」

「アレは君の大嫌ひな松下軍治よ。」

「イヤ、あんな者が此處の玄關に来るといふのが第一間違つて居る。」

「マダある。」

「誰かソレは。」

「秋山定輔だ。」

「ヤア驚いた。世間の札付の人間ばかりぢやないか。ソんな者を相手にして居るのか。」

「ソんなら誰が好いかイ。」

「アナタに正面から大太刀を揮つて来るやうな奴を捉へて聞くんのだ。」

「ソんな奴は宅へは来ぬ。」

「来ぬといふやうな奴は、一種の感情の鋭い奴だ。アナタの聞くのは、玄關へ来て叩頭する奴か、官僚臭い奴ばかりだ。」

「と言つて玄關の改革までは出来んぢやないか。」

「アナタに正面から大太刀を揮つて来るやうな奴は、モウ玄關から癩に障つて寄り付かない。」

「乃公は隠居だから、小田原へでも引つ込む。」

「小田原へ引つ込んで、御用召なら出ねばなるまい。成るべく兩方の耳を使つたら好いぢやないか。」

「ソレぢや君は犬養と云ふのだらう。」

「必ずしも犬養とは言はぬ。」

我輩が犬養を最良にするといふので、山縣に逢ひさへすれば、犬養は何うだと嘲弄半分に言つて居つた。ソ

レで又出た。丁度其頃、犬養が川崎から十萬圓貰つたと云ふ中傷を受けて居つた時だ。ソコで又山縣が言ひ出した。

「犬養も此頃は大分何だの。」

「それは違ふ。アレは十萬圓が千萬圓でもさういふ事の出来ぬ奴だ。ソレが出来たら、何時までもアンナに小さくなつて居らぬ。斯ういふ事が非常に喧ましい奴だから、相應に役に立つ奴は皆逃けて仕舞ふ。アレは自分自ら内輪の探偵を遣る位の奴だ。ダカラ相應に力になるものや、役に立つものは皆逃けて仕舞ふ。到底大きくなりやうはない。是から先きイクラ發達したつて、五十人以上の政黨の頭になれる奴でない。」

此れが非常にお氣に入つたのだ。

「成程君の言ふ通り五十人以上の政黨の頭になる奴ではないのウ。」

大層お氣に入つた。尙ほ續いて、

「犬養はさういふ男かも知れぬが、そんな噂は段々人から聞いて居る。」

と言ふから、

「イヤ、ソレは離間中傷だ。千圓でもさういふことが出来れば、今のやうに小さく固まつては居ない。ソレは全く冤罪だ。」

と言つたことだ。話は桂の事から、犬養の上に移り、大分議論を戦はして歸つて来たが、桂は間もなく病を得て(大正二年十月十一日)トウく政黨の成立中に死んだ。此同志會が今の憲政會となつて存立して居る(十四)と書いてある。

なほ大隈侯は我が國の政黨の起源について次の如く述べてゐる。

「一度ビ二十三年ヲ期シテ議會ヲ開クトイフ勅書ガ出ルヤ否ヤ、茲ニ政黨トナツテ現ハレテ來タノデアル。其前モ社トカ會トカ云フ政治的俱樂部ハアツタガ、政黨トイフ形式的ノ一ツノ團體ハナカツタノデアル。」^(十五)

既に述べたとほり、「政權に關聯する利益」の中で最も重なるものは、「政權それ自身」であつて、その次に「經濟上の利益」及びその他のものが來るのである。政黨は宗教上の差異や經濟上の利益をその結合原則とする場合がある。また政黨は或る首領を中心としてその信奉者等によつて組織される事もある。しかしながら、如何なる場合に於ても、政黨は政治行動の集團である。それは政權に關聯する利害の衝突によつて或は甲黨となり又は乙黨となるのである。さうしてこのことは單に既成政黨について眞實であるばかりでなく無產政黨についてもまた同様に言はれ得る。無產政黨の最後の目的——それは實現可能なものであつても、または、單なるイデオロギーに過ぎないものであつても——が何であらうとも、その直接の目的は「政權」である。如何なる政黨と雖も政權に關聯しないで、ただ單なる政治教育團體または政治クラブとして組織されたものはない。

政權に關聯する利害の衝突は、根本的には、人性に於ける優越欲と保存欲及び社會環境——制度を含む——に於ける不平等から惹起される。それ故に政黨の根源は極めて深いものだと言はなければならない。斯くの如き起源を有する政黨は一面に於て人間の好闘性や同情の衝動によつて發育せしめられる。政黨の發育には人々の感情が重要な肥料となつてゐるのである。^(十六)

(一) 拙著歐洲政治思想史五六頁以下、

(二) 同書 一七二頁以下、

(三) フォテラリスト第十

(四) Macaulay, History of England, p. 88.

(五) Farrand, The Records of the Federal Convention, Vol. I, p. 299.

(六) Communist Manifest

(七) 經濟學批判序文

(八) Beard, Economic basis of Politics, p.p. 40-44.

(九) 伊藤公演説集一〇六頁以下

(十) 大隈伯演説集二二〇頁以下

(十一) Edward Jenks, The Government of the British Empire p.p. 106-107.

(十二) 思ひ出話し(東京日々新聞昭和三年八月二十四日朝刊所載)

(十三) 日本政黨史下卷一頁以下

(十四) 政教社編輯觀樹將軍回顧録三八七頁以下

(十五) 明治憲政經濟史論一三〇頁以下

(十六) Bryce, Modern Democracies, Vol. I, p.p. 112-113.

第二節 政黨は議會政治に附物である

議會を中心とする政治は形式上は少くとも「討議による政治」である。議會に於ける諸決定は討議の過程を経ることを要求される。しかしながら、すべての問題の討議に於て議員等の全部が満場一致的に或はイエスと言ひ。

または、ノーと言ふことは殆んど不可能に近い。そこには必然的に『利害の相違による意見の分裂』を見るにいたるであらう。意見の分裂は議員等を『賛成』と『反対』との對立的陣營に整列せしめる。即ち彼等は『賛成派』と『反対派』とに纏められる。さうして各派は反対を凌駕して自己等の主張を優越せしめるために『多数』を制することにつとめるであらう。従つて黨派の存在は、政治の運用上、議會政治には『附物』であると言はなければならぬ。

のみならず、議會に於ける議員等——殊に下院に於ける議員等——は何處に於ても選舉過程を経て民衆によつて選ばれる。さうして選舉に於ては民衆は候補者について満場一致的に意見の合致を見ることは稀である。彼等は形式的には『賛成』と『反対』とに分裂する。いな、彼等は賛成と反対とに纏められる、即ち組織されるのである。さうして組織する者は候補者を中心とする『活動分子』若くは政黨であるから、黨派は、選舉にも亦、附物であると言はなければならない。事實に於て選舉は一種の鬭争である。選舉は實質に於て『黨派の争ひ』である。それ故に、選舉が黨派の分裂なしに行はれるといふことは、大社會に於ては、あり得ない事柄である。

議會政治と政黨との關係について、オストロゴースキーは

『デモクラシーの降誕は政治社會の舊機構を粉碎した。諸階級の體制や彼等の内部的結束は破壊され、さうして個人を社會に結びつけてゐたところの、昔ながらの社會的結帯は切斷された。古い組織は新しい組織によつて代られなければならなかつた。従つて、問題は、如何にすれば個人は社會に再結合せしめられ得るか、兩者の存在に形式と永久性とを保障するためには、如何なる新組織に於て兩者を結合せしむべきかにあつた。國家に於ける數——人數——に優越を賦與した結果は、問題を著しく複雑なものとした。何となれば、それは如

何にせば、彼等自身の社會的運命の審判者等であると宣言されたところの、老若、有識無識、貧富の異りたる亂雜な群集をして、主権者としての彼等の新機能を果さしめることが出来るであらうかといふ問題を惹起するにいたつたからである。

近代デモクラシーによつて採用された代議政治の形式は問題の外觀を單純化した。しかし、それは單に外觀丈けであつて、内容の實體には全く觸れなかつた。何となれば、國民的代表は窮極に於ては所謂社會大衆から發するものだからである。

恐らくこの問題を全體的に考慮せずに、また、すべての要素を認定することなくして、或るデモクラシーの國々は、事件の進行中に、しかも經驗の様式に於て、それを解決しやうと企てたものの如くである。問題は、超憲法的手段であるところの訓練された永久的政黨による選舉大衆の整然たる組織に於てその解決を見出し得る。兎に角、實驗はヨウロッパ及びアメリカのアングロ・サクソン諸國に於て可なり長く行はれてゐる。さうして獲得された經驗は、たしかに、否定すべからざる重大性をもつてゐるのである。⁽¹⁾

と言ひ、また、ローウェルは

『アメリカ合衆國憲法の制定者等は民衆政治に於て演ぜらるべき政黨の役割を豫知しなかつた。彼等は彼等の計畫の何處にも政黨に對して場所を與へなかつた。それに拘らず、彼等は政黨の存在を必要ならしめたところの制度を打ち建てたのである。』

…選舉人の數が少く且つ意見の交換が自然に非公式の會合に於て行はれる小地域に於ては、公務員等は、推薦機關の存在なくも、一般投票によつて選舉され得るであらう。しかし、選舉人等が相互に知るを得ざる大

地域に於ては、同一目的を有する人々が結合して、候補者を定め、一般に向つて彼を推薦しなければならぬのである。さうでなければ、投票は飛散してしひ、さうして結果が選舉人等の眞の意見に合致するか否かは、ただ、偶然の機會——運に委されることになるであらう。それ故に、大地域に於てはそこに候補者等を推薦・指名する或る過程がなければならぬ。さうしてそれは政黨組織である。選舉人の數が多ければ多いほど、この必要は一層不可避なものとなる。

——アメリカ合衆國の政治形式は政黨の存在を不可避なものたらしめた。それに拘らず、政黨は國家の正規の機關の中にその機能の行使に對する機會を與へられなかつた。……従つて、黨大會から院内所屬議員總會にいたるまでの政黨の機關は政府の機構の外につくられたのであつた。

……イギリスに於ても政黨制度は形式上、國法上の諸制度——國王、貴族院、下院——と合致してはゐない。しかしながら、イギリスの政黨制度は國家の實際の憲法であるところの——それは法律の名をもつてゐないけれども——諸慣行と全く調和してゐる。その理由は諸慣行が政黨の鬭争によつて作られ、政黨生活から發生したものであるからである。

責任内閣による政治は下院と國王との間に行はれた長い鬭争の必然的結果ではなかつた。國王の個人的支配から行政權を取上げるためには、或る他の手段が講ぜられ得たのである。従つて責任内閣政治は、むしろ、下院それ自身の事情の結果であつた。何となれば、若し議會がホイッグとトーリーとに分裂してゐなかつたならば、この種の政治形式の出現することは考へ得られないからである。實際、若し政黨が存在しなかつたならば、責任内閣の全計畫は無意味であつたであらう。

内閣が自己の提案を否決されたために辭するのは、自黨の政策即ち政權を握る政黨の政策に對する不信任及び反對黨の政策とその首領等とに對する一般的信任を表明するものである。若しこれがさうでないならば、スウィスの慣行——それは否決された案文を撤回または修正して、内閣は依然その職に留まるところの——を採用することが、一層合理的であると思はれる。議會政治は、斯くして、議會の主たる勢力たる下院が相反するに二大政黨に分裂してゐるといふ事實の合理的表現に他ならない。

もとより、議會政治も、政黨組織も、下院に對する大臣の責任も、二大黨派の永久的分裂も一朝一夕に出来上つたものではない。十八世紀を通じて内閣責任の政治原則は微かに認められたに過ぎなかつた。當時、政黨は分散状態にあつて、政府の車輪は腐敗手段——調節劑としての油——によつて回轉を續けられたのである。しかしながら、徐々に、政黨間の競争は大臣の責任原則を確立するにいたつた。さうしてこれはまた、政黨の對立状態を永久化する力となつた。……大臣等は自己等の安定が結束の上にかゝつてゐる事實を認識して、統一戰線を布き、また自派の僚友等にもこれを要求した。これと同様に、反對黨の首領等も政權獲得の機會は結束と統一戰線とによつて促進されることを知つた。斯くして二大政黨は相互に繼續的な陣列を布くにいたつた。さうして議會の各議員は二つの旗の何れかの一つの下に牽きつけられ、彼はすべての場合に於てそれに従はざるを得なくなつた。

彼は諸議案を單にその良否によつて考へることは出来なくなつた。彼は彼の投票の結果について考慮せざるを得なくなつた。人々は政府案の否決が内閣の更迭を意味するのであるといふ事實を知る時には、個別を棄てて大勢に就かざるを得ない。さうしてこれは政黨が發達すればするほど一層さうなのである。

換言すれば、下院の行動は益々政黨の行動となり、大臣等は立法の發議權と議院内に於ける立法過程とを自己等の手に掌握するにいたるのである。……それ故に政黨は正規の政治機關の内部——外部でなしに——に於て作用する。イギリス議會の關する限りに於ては、政黨の機關と政府の機關とは、ただに調和してゐるばかりでなく、それ等は一つである、即ち同一物である^(三)。』

と説いてゐる。また、伊藤博文公は

『個々別々にては議論の纏まることは出来ない。故に平生同志を糾合し、國家の利益を攻究せねばならぬ。平素より同志相集り、互に意見を交換して、其歸一を圖れば、衆思を纏むることも出来、従つて年々開會する帝國議會に於ても、政府提出の議案に對する方針を定め、又自らも議案を提出し、意見を纏むることも出来得べく、議會も茲に至つて其用を完ふするものと謂ふべきである。實に憲法政治の一大條件は、衆思を集むるに在るのであつて、夫れには同志の者相集り研摩攻究することが肝要である。勿論憲法政治には必ず黨派なかるべからずと論するのではない。然れども、其無き能はざるを如何せんやである。即ち黨派を以て是非無くてはならぬものなりと云ふのではなく、唯だ憲法政治に於て黨派の起生するは已むを得ざる結果なりと云ふのである。凡そ人類の相集りて意思を交換するに方り、悉く一致することは望み難き所であつて、同論者は相合し、異論者は離るゝ、これ何事に於ても免れざる所である。國政上に於て殊に然りである。然るに、時には私論に流れ、公益を害することなしともいへぬ。斯くては黨派遠大の目的にも反することであるから、各々深く自ら注意して、此弊竇に陥らぬ様にせねばならぬ』^(三)

と述べてゐる。

斯くの如く、近代の政黨は議會政治には附物である。今日に於ては政黨を考慮せずして議會政治を考へることは、事實、不可能となつてゐる。もとより、既に述べたやうに、所謂黨派なるものは議會に先在し、選舉に先在するものである。政治上に於ては、政權を獨占しやうとして争ふ集團が二つ以上存在する限り、そこに黨派が實在すると言はなければならない。従つて、議會と黨派とはその起源に於て因果關係にあるものではない。

けれども、議會政治は黨派を平和化せしめた。それは多分に武力的であつたところの黨派を平和の戰團團體たらしめるにいたつた。それは所謂黨派に必然性を認めてこれを政黨たらしめた。のみならず、議會政治に於ては政黨の介在、いな、政黨の動力なしには議會も選舉も圓滑に運用され得ない。政黨の力なくしては政權を把握することが出来ないのだから、政黨は議會政治にとつて『事實上必要なもの』となるにいたつたのである。

(一) Ostrogorski, Democracy and the Organization of Political Parties, Vol. I. p. 3.

(二) Lowell, The government of England, Vol. I. p. 439-444.

(三) 伊藤公全集第二卷三六四頁以下

第三節 政黨の成立過程

政黨の成立過程を大別すると二つになる。一つは集中的過程即ち天降り主義的過程であつて、他は聯盟的過程即ち組合主義的過程である。今日までのところ、既成政黨は概して集中的に成立したが、之に反して無産諸政黨——殊に社會民主主義の諸政黨——の大部分は聯盟的過程を辿つて成立してゐる。例へば、イギリスの保守黨、自

由黨は集中的に成立したものであるが、之に反して労働黨は聯盟主義の上に結合したものである。

また、我が國に於ても民政黨、政友會は集中的過程の中に成立したが、無産諸政黨は之に反して、大體、聯盟的過程を辿つて組織されたのであつた。

それに拘らず、既成政黨たるは無産政黨たるを問はず、皆、最初は少数者の手によつて少数者の集團として創立されたものであつて、それは社會内の多数者の意識的要求と支持とによつて成立するにいつたものではなかつた。のみならず、政黨は、多数者を指導——若くは誘導——することによつて政權を維持し若くは政權獲得の機會を促進するために組織されたものであるから、それは最初から多数者を誘導する——リードする——立場を執つてゐる。従つて政黨と大衆とは如何なる場合に於ても「同一」ではない。

これを我が國の實例について見るに、政友會の前身とも言ふべき「自由黨」は、明治十四年十月十七日から二十九日までの間に結成されたのであるが、これは主として國會期成同盟會から轉化したものであつた。明治裏面史には

『大隈の辭職と前後して國會開設の詔勅が下つたのであるが、それは明治二十三年を期して開くと云ふのであるから、詰り伊藤の説が勝を制して、國會開設の準備期間は十年と定められたのである。……此詔勅が下つた日——十月十二日——に、恰度、國會期成同盟會の連中が、兩國の中村樓に集會を開いて、政府をどういふ風に攻め付けて、國會開設の約束をさせようか、と云ふことを相談して居る最中、この詔勅が下つたのであるから、能く云へば寢耳に水で一同の驚いたのも無理はない。此時に河野廣中が座長をして居て、議論百出非常な騒ぎになつてゐた。處へ「只今國會開設の詔勅が下りました」と云ふ報告を、河野から受けた時に、集つて居

たものは只呆然として、喜ぶでもなければ、怒るでもなく、暫らくの間は、一座水を打つた如くになつてしまつた。能く世間には有り勝ちのことで、自分が斯うして貰はなければならぬ、と云ふことを主張して居たことが、案外容易く運んだ時には、斯ういふやうなことになるものだ。其處で、此連中が相談して、折角これまで苦心して集めた連中を、此まゝに散々にしてしまふのは甚だ残念なことであるから、何うかしてこれだけの人は纏めて置きたい。

それには國會開設に對する準備政黨として、何等かの方式で此團體の維持を努めようではないか、と云ふ議が起つて、これに就ても相當の議論はあつたが、兎に角、名を自由黨と稱し主義綱領を定めて天下に發表すると同時に、此の團體に加つて居たものは同時に其の團員であることにしようと思ふことに決して、茲に自由黨なるものが起つたのである。』

とあり、河野磐州傳には

『明治十四年十月十二日、國會開設の大詔が煥發せらるゝや、國會期成同盟會と新設自由黨との合同論は期せずして兩者の間に一致し、此の月十七日、懇親會を八百松樓に開き、翌十八日、會議を淺草井生村樓に開き、後藤象二郎が推されて議長と爲り、馬場辰猪が副議長と爲り、自由黨盟約並に規則を議定するに至つた。

是より先に、板垣は北陸東北遊説の途に上り、越後に至つた。磐州も亦た板垣の來るを待ち、諸般の打合せを爲し自由黨組織の計畫を進めんとし、福島無名館に在つたが、板垣の未だ來らざるに、國會期成同盟會と自由黨との合同成立し、大會將に開けんとするの報を得た。因て先づ田母野秀顯を出京せしめたが、尋で大會が愈々開かるゝの報に接し、「是れ大事である」と、電馳して東上し、井生村樓に至れば、今や大會半にして正に

是れ自由黨結成の事を議決し、盟約及び規則を審議決定し、役員の選舉に移らんとする時であつた。

而かも九州の委員の如きは大會の形勢に憚たらず、席を蹴つて去り復た隻影を留めず、唯だ名標を存するのみで、従つて國會期成同盟會の合同は名のみにしてその實無きに至つたのであつた。

磐州は此の形勢を目撃し

「難局に際しては、自ら其の陣頭に當る事を避け、形勢の一變するに際しては競ひて功名を銜はんとし、其の當に盡すべき道を盡さず。殊に自由民權の爲めに粉骨碎身を辭せずして、奮闘しつゝある板垣の來會をすら待たず、急遽大會を開くが如きは、斷じて容すべからず。此の如くなれば眞個に生命あり精神ある國民的政黨の結成を望まんとするも望むことは出來ぬ。今にしても出發點の第一著を正うせざれば、他日噬臍の悔があるであらう」と。心竊かに決する所あり。乃ち役員中に顧問を置くの項あるを見、發言を求め、委員に質すに、顧問の職責及びその資格を以てした。委員は「任に顧問に在る者は總理の帷幕に參じ、其の顧問となつて之を補佐し、同時に一黨を指導すべきもので、具體的に指示すべき特殊の任務がある譯ではないが、其の地位は頗る重い。故に之に任すべきは、副島種臣の如き、勝安房の如き、由利公正の如き人たるべく、又た島津久光、徳川慶喜の如きも推して以て、其の地位に置かんことを希望する。」と云ふ意味を以て之に答へた。斯くて役員を選舉し、後藤象二郎を總理に、磐州等を顧問に、其の他各役員を選任する所があつたが、磐州は其結果を見るや「自ら當らず」と言つて直に顧問の職に就く事を拒絶した。時に大石正巳は起て「苟も衆望の歸する所で、其の任に選ばれた以上、之を拒むが如きは斷じて不可だ。吾黨既に立黨を見る。負ふ所の責任の重大なるを思は、黨員は宜しくその囑する所に任すべきではないか。自ら當らずと稱して任を避くるが如きは、自ら卑下

するものだ。大丈夫兒が天下の大事に任する以上は、斯る卑屈の態度は決して取るべきでない」と、磐州の態度を攻撃した。是に於て磐州も亦た起つた。

「矛は決して自ら卑下して顧問の推舉を拒むものではない。予が之を拒絶する所以のものは已むべからざる理由がある。第一に、説明によれば、顧問の職たる常に總理の帷幕に參じその顧問となつて之を補佐し、同時に一黨を指導するもので、其の任に當るものは、學識閱歷兼備の徳川慶喜や島津久光や、副島種臣や、勝安房や、由利公正の如き人を、其の位置に置かんとする趣を述べられたが、予等は志士を以て自ら任じて居るも、斯る人々と比肩するものではない。若し眞に以上の如き人物を顧問に推舉せんとならば、予の如きを顧問とするは、其の之を推舉するの障害とはなるまいか。予の如きものが顧問たるは、其の職を置いた精神に副はないではないか。第二に、若し顧問を以て敢て爲すべきの任務もなく、徒らに人の爲めに設けた閑職であつて、所謂隱居役に過ぎずとすれば、予は斷じて之を辭せざるを得ない。川柳にも「火の見番生きた爺の捨てところ」と云つてあるが、予は不肖ながら、客年愛國社大會に於て、愛國社の解散、及び自由黨創立準備に關する委員の依囑を受け、東奔西走、日夜茲に盡瘁し、席温まるの暇だになく、人々が難を避けて顧みざるの時も、官憲の壓迫や、艱難苦楚の間に孤軍奮闘して來つたものだ。今や國會開設の大詔煥發せられ、政黨も亦た既に組織せられて、吾人の責務は益々重きを加へたことを痛感せざるを得ない。吾人には是より大に爲さるべからざるの幾多の事業がある。苟も立憲政體を建設し、其の効果を收むるを以て任するものが、何ぞ「生きた爺の捨てところ」に籠居し、「火の見番」の閑職に甘んずることが出來よう。予は一河野廣中を以て足れりとするものだ。決して役員たるを要しない。予は熱血を國家民人に捧げ、他迄も自由民權の爲めに奮闘努力するのみであ

る。第三に、政黨の事は今創業の時代に屬し、苟も志を天下に有するものは、區々たる私心を挟むことなく、眞に公明正大の精神を以て相互に協心戮力せねば、到底其の任を完うすることが出来ない。予は熟々本會議の形勢を察するに、其の旨趣に背戾するもの無きや否や、大に疑問とせざるを得ない。看よ、吾黨としては、義よろしく首領として戴かねばならぬ人物の來會だも待たずに、此の會を催ふし、又た之を閑地に逸し去つたではないか。是れ政黨の結成に楔子がないのである。看よ、九州の委員の如きは去つて一席だも留めぬではないか。是れ同志の結合が龜裂せるものではないか。吾人は廣く全國の同志を糾合して、鞏固なる結盟を成すを以て政黨活動の第一歩たるを信じて居る。而もその結成に楔子がなく結合に龜裂を生ずるが如きは、抑も何の狀態だ。予等は素より一身を國家に捧げしもの、身を挺して天下の大事に任じ、吾黨の缺陷を補ひ、粉骨碎身、立憲政體の建設に努力せねばならぬ。而して顧問の閑職に就て隱居役に甘んずるが如きは到底予の爲すこと能はざる所だ。予が諸君の推舉を拒む所以のものは茲に在りて、實に我黨の爲め、君國の爲め、眞個の活動を爲さんとするの至誠に出づるものだ」と熱辯滔滔々として満場を壓した。

此の時、植木枝盛は熱心に磐州の説を贊成し、同時に「この際寧ろ前議に汲々たらず、斷然再議して政黨出現の第一歩を正うするが可からう」と發議し、多數も亦た之に唱和し、竟に再議に決し、翌十九日の本會議に於て改めて總理以下の役員を選擧した。^(三〇)

とあり、また、林田龜太郎氏の日本政黨史には

「……自由黨は國會期成同盟會の有志を主として組織せられたものであつたが、今や國會開設の大詔あり、會の目的も貫徹せられた態となつたので、同盟會は最早其存續の必要がなきに至り、時恰も自由主義者の會合が

催されてゐたので、茲に土佐派を中心とする自由黨が生れたのである。

是より先き、國會期成同盟の統領、民選議院設立論の大立物たる板垣は、開拓使事件の紛紜たる際、東北遊説の途に上り其の途次——九月十六日——東京に著するや、大隈一味の策士は之を機會に隈板の提携を謀つたが板垣は之に耳を藉さなかつた。……板垣が總理に推されたに就いては次のやうな経緯がある。

今次の自由黨は國會期成同盟會を中心として成つたものである。従つて自由黨の實勢力は立志社に存し、當然立志社の統領板垣を以て自由黨の總理たらしめなければならぬ。然るに土佐の一派は他の地方員に對する遠慮から板垣を推すに躊躇の色があつた。——事實當時に於ても九州の一派と土佐の一派とは釋然たらざる所があつた——且板垣も東北遊説に臨んで居るので之を後藤に譲らんとした。會衆も之を諒とし一應投票は後藤に歸したが、後藤も衆望の板垣にあるを察して固辭して受けず、終に板垣を推戴するに決したのである。^(三一)と述べてある。

自由黨の活動的要素について大津淳一郎氏は

「自由黨の中樞は、蓋し四大要素より成立せり。其の一は國會期成同盟會を中心とせる地方團體、及び地方有志家の一團。其の二は後藤象二郎を中心とし、中央に於ける土佐派の一團。其の三は國友會を中心とし、馬場辰猪、末廣重泰、田口卯吉等の一團。其の四は中江篤介、田中耕造、河津祐之等の一團、即ち是れなり。

自由黨の強點は、地方團體の領袖たる片岡健吉(立志社)河野廣中(石陽社)大井憲太郎、山際七司、内藤魯一、鈴木舍定、菊地九郎、松田正久、柏田盛文等の如き、民權論の主唱者たる有志家が、其の中心的勢力たるに在り。之を佐くるに、中央に於ける土佐派の一團たる島本仲道や、岡本健三郎、竹内綱等を首とし、論客として

は、國友會の一團たる馬場辰猪、大石正巳、末廣重泰、淺野乾、本田孫四郎、佐伯剛平、西村玄道、原猪作、波多野承五郎、門田正經、高橋基一、堀口昇、鈴木券太郎等の如きあり。純理論派としては、中江篤介、田中耕造等の在るあり。自由黨が進取果敢の精神に富み、其の議論の簡易直截にして、其の行動の猛烈なる、洵に偶然にあらず。^(四)

と記述してゐる。さうして自由黨が大眾そのものの組織體ではなくして當時の大眾を背景として大眾に向つて呼びかけたこの少數者の集團である事實は次の『自由黨組織趣意書』に徴するも明かであらう。

『自由は人の天性なり、自由を保つは人の大道なり、然るに人爲の權力は動もすれば天賦の自由を抑制し、其自然を損害し其權利を保全する能はざらしめ、吾輩人民の最も貴重すべき生命財産の安固も之を維持するに由なく擧げて主治者の左右する所に任ず。其危殆なること實に薄氷を履むが如し、思つて此に至るときは未だ嘗て暢然として寒心せずんばあざる也。然れども我全國の同胞も或は自由の天性にして自由を擴充し以て眞理を天下に明にするは各自の義務即ち其盡すべき大道たるを知らざる者無きに非ず。是を以て人爲の權力は吾輩が自由の疆域を蹙縮せしめ、夫の知識を培養するの要具たる言論出版の自由を妨害し特に進んで政治の思想を壓束して社會の一致を誤解せんとす。故に之を内にして人民が進取の氣象を萎靡して振はず、人文の自由も開發の期なく、參政の權利も恢復の日なし。之に加ふるに財政の困難は日を逐うて迫り殆んど全國の經濟上に測る可からざるの慘毒を流さんとするも之を救済するの法なく、之を外にして常に歐米諸國の爲に輕侮せられ、國政は日に退縮して對等の權利を得る能はず、斯の如くにして治外の法權を復し海關の稅權を收るを望むは河清を待つと一般なり。然らば則ち之に處す事如何にして可ならん。一の自由政黨を組織し協同一致の精神を發

揮し以て天賦の自由を擴充して人爲の權力を抑制し、上は政治を改良し下は自治の氣象を發達せしむるに在なり。

夫れ自由の已む可からざる、何れの時と雖も皆然り。而して自由の殊に緊要なるは蓋し今日より切なるはなし。若し今日にして悠々不斷に安するときは國家の治安を害し社會の秩序を紊亂するに至りて止まんのみ。故に苟も國家に志あるものは宜しく自由を伸暢し眞理を明にするの法を講じ、全國の同胞をして自由の何物たるかを解し、國民の國民たる所以を辨せしめざるべからず。果して然らば自由の空氣は全國に充溢し自由の眞理は到る所に明にして人民の智徳は駸々乎として上進し已まざるべし。洵に能く斯の如くなるを得ば、人爲の權力を抑制して政治を改良するも亦實に容易なるべく、國權を伸張して外國と對等の交際を得るも亦必ずしも至難ならざるべし。

然りと雖も是れ固より一人の力を以て能くすべき所に非ず。吾黨は廣く同志者を全國に求め、此政黨を組織し協同一致互に知識を交換し相扶け相誘ひ以て自由の權利を進取し國家の秩序を紊亂せざるに救済せんとす。國を愛し世を愛ふるの士宜しく之を贊成し吾黨と自由を進取するの道を講じ全國を困難の中に救は、獨り人國人民の爲めのみならず、又人間たるの義務を盡すと謂ふべきなり。嗚呼吾黨の主義精神は即ち左の如し。諸君乞ふ速に來りて相共に協力し幸に此に阻勉して天性に従ひ大道を履むに怠る勿れ。

自由黨結成總則

第一條 吾黨の主意は自由の眞現を擴充し輿論の勢力を培養し以て人爲の權力を抑制し天賦の幸福を保有するに有り。

第二條 自由を擴充するの道は輿論を培養するの法一にして足らず新聞を發行する也書籍を出版する也演説を開き遊説を行ふ也凡そ吾黨の目的を達するに緊急なる事業は勉めて之を興起すべきものとす。

第三條 吾黨は自由の眞理を擴充し輿論の勢力を培養するを以て主眼とするものなれば故らに成法に牴觸するが如き行爲は各自互に警戒するものとす。

第四條 自由を擴充し輿論を培養するは單獨の力を以て能く成し得べき所にあらざれば苟も吾黨に列するの人は誓て公同の精神を發揮し其目的を達することを勉むべし。

第五條 吾黨は交誼を厚し有情を密にすべきは勿論時に通信往復して各地の情勢を報道すべし。

自由黨盟約

第一章 吾黨は自由を擴充し權利を保全し幸福を増進し社會の改良を圖るべし。

第二章 吾黨は善美なる立憲政體を確立することに盡力すべし。

第三章 吾黨は日本國に於て吾黨と主義を共にし目的を同くする者と一致協合して以て吾黨の目的を達すべし。

なほ、板垣退助伯は自由黨の成立過程を次の如く記述してゐる。

「明治十三年十一月十日、二府二十二縣ノ同盟員十三萬餘人ヲ代表セル六十四名ノ委員ハ、國會期成同盟第二大會ニ參列センガ爲メ東京ニ會同ス。此會ニ於テ再ビ國會願望ノ上願ヲ爲スベキヤ否ヤヲ衆ニ諮ル、衆說紛々タリ。立志社委員植木技盛等政黨團結ノ必要ヲ鳴ラシテ曰ク、政府ハ既ニ人民ニ請願ノ權利ナキヲ放言シテ上書ヲ拒絶シタリ、勢已ニ此ニ至リ再ビ前舉ヲ繰返スモ恐ラクハ徒勞ノミ、今ニシテ吾等ハ如何ノ方針ヲ取ラン

カ、他ナシ我ガ本志ヲ宣明シ益々廣ク全國人民ニ訴ヘ、國民ト合致シテ一以テ之ヲ貫クベシ。其道タルタダ國會期成同盟ヲ一變シテ政黨ヲ組織シ、永久ノ團體タラシムルニ在ルノミト、依テ綱領規則等ノ草案ヲ出シ名稱ヲ自由黨ト爲スベキ議ヲ發セリ。

衆議政黨組織ニ異論ナキモ專ラ願書再呈ノ可否ニ拘リ、政黨組織ヲ確定議トナスノ機ニ達セズ。即チ願書再呈ハ各團體ノ自由問題ト爲シ、期成同盟員ト否トヲ問ハズ、同主義ノ者相集ツテ先ヅ政黨ヲ組織スルニ決シ幾度カ懇親會ヲ重ネタル後、河野廣中、山際七司、松田正久、内藤魯一、沼間守一、山田平左衛門、森脇直樹、島地正存、植木技盛、林包明等相會シ沼間守一ヲ座長ニ推シ、自由黨結成ノ盟約ヲ議決ス。盟約四條アリ。

曰ク、日本人民ノ自由ヲ擴充シ權利ヲ伸張ス。

曰ク、國ノ進歩ヲ圖リ人民ノ幸福ヲ増進ス。

曰ク、國民ノ同權。

曰ク、立憲政體ノ樹立。

悉クコレ不朽ノ信條ナリ。而シテ期成同盟モ自由黨モ俱ニ明年十月ノ再會ヲ期シ且ツ來會ニハ各組ニ於テ憲法見込案ヲ持參研究スベキヲ申合セタリ。

是ヲ以テ、立志社ニ於テハ社内ニ調査局ヲ置キ、片岡健吉、山田平左衛門、島地正存ヲ監督ト爲シ、坂本南海男、山本幸彦、植木技盛、廣瀬爲興、北川貞彦ヲ委員ニ舉ゲ、更ニ谷重中、森脇直樹、兒島稔ヲ加ヘ、廣ク歐米ノ憲法ヲ稽查シ、其草案ヲ起草セリ。蓋シ我國ニ在テ憲法調査ヲ爲セシハ是ヲ以テ嚆矢ト爲ス、時ニ明治十三年ノ暮ナリ。

明治十四年八月二十六日、予ハ大政黨興立ノ爲メ東北諸縣ヲ漫遊セント欲シ、谷重喜、宮地茂春、安藝喜代香、坂崎斌、後藤猛太郎、堀見勲助等ヲ伴ヒ海南ノ草蘆ヲ出ヅ。九月一日、神戸ニ著スルヤ、大阪朝日新聞ハ「雷雨來矣雷雨來矣」ト題スル長文ノ社説ヲ掲ゲ一大低氣壓ノ南海ヨリ起リテマサニ政界ヲ震撼セントスルヲ諷セリ。

九月十日、近畿ノ同志雲集シテ予ヲ大阪ニ迎へ、戎座ニ政談演説ヲ開ク。予ハ「未開ノ人民ト雖モ權利ニ等差アル可ラズ」ト題シ、五千ノ聽衆ニ向ツテ演説セリ。九月十六日、東京ニ入ル。沼間守一、河津祐之等ノ率ユル嚶鳴社、中江篤介ノ佛學塾、馬場辰猪、大石正巳、末廣重恭等ノ國友會、經濟雜誌社ノ田口卯吉、東京日々新聞ノ福池源一郎、其他三田派ノ交詢社ヲ始トシ、大隈派、中立派ノ諸團體、皆ナ代表者ヲ出シテ予ヲ迎フ。二十三日、藤田茂吉、末廣重恭、肥塚龍、田口卯吉、福地源一郎等予ヲ精養軒ニ招キ意見ヲ聽カンコトヲ乞フ、中島信行、西園寺公望、小室信夫、林包明、尾崎行雄、益田克徳、須藤時一郎、齋藤修一郎、豊川良平、大石正巳、高島小金次等亦席ニ在リ。發企者ノ意ハ、予ノ入京ヲ期トシテ自由黨一派ト嚶鳴、交詢、國友諸團ヲ協和セシムルニ在リ。予ハ實例ヲ戊辰ノ戰役ニ引キ、小異ヲ執ツテ相争鬪スルノ不可ヲ戒告シ、大政黨興立ノ急務ヲ切論ス。中島、田口等モ交モ起テ之ニ唱和セルモ、獨リ大隈ノ門下ニシテ統計院權少書記官タル尾崎行雄ハ高島小金次ト共ニ政黨團結ニ反對セリ。

蓋シ是時大隈重信臺閣ニ左リテ衆參議ト意合ハズ、北海道開拓使官有物拂下問題ヲ提ゲテ政界ノ風雲ヲ捲キ起サントシツツアリ。大隈ノ徒ハ爲メニ政黨組織ノ根本問題ヨリモ寧ろ該問題ニ全力ヲ注ギ、先ヅ内閣改造ヨリ著手スベシト爲シ、而カモ板垣ヲ中心トセル民間ノ諸勢力ヲ利用シテ一齋ニ政府ニ肉薄シ以テ大隈ノ功名ヲ

成サシメント腐心セルモノノ如ク、殊更ニ人ヲ遣ハシテ今日朝野紛囂、人心激昂ノ機ニ際シ、政府ノ困弊セルニ乘ジテ民間各派ヲ提ゲテ大隈ニ聲援ヲ與へ、内外相應ジテ政府ヲ攻撃セバ、之ヲ覆スノ易キコト猶ホ反掌ノ如キモノアラント言ヒ、副島種臣モ亦其徒大東義徹ヲ遣ハシ、大隈ヲ助ケテ事ヲ共ニセンコトヲ勸説シ來リタルモ、予ハ儼然襟ヲ正フシテ、開拓使拂下ノ如キハ今日ノ政體ニ在テ敢テ異トスルニ足ラズ、故ニ予ハ寧ろ其根本ニ遡リテ之ヲ救治セント欲ス、徒ラニ一部ノ官吏ト結托シテ他ノ一部ノ官吏ヲ攻撃スルガ如キハ、當ニ予ノ肩トセザル所ナルノミナラズ、亦以テ我徒ノ目的ヲ達スベキ所以ノ道ニアラズ、我徒ハ幸ニ全國ニ多數ノ同志ヲ有セリ、予ハ先ヅ之ニ赴カザル可ラズ、卿等之ヲ諒セヨト言フヲ以テシ、更ニ中島信行ニ語リテ曰ク、我黨ノ方針ハ既ニ定マレリ、徒ラニ京地ニ淹留スベキニアラズ、思フニ漫遊ノ途上大隈ノ解職ヲ聞クニ至ラズンバ幸ナリト。

九月二十六日、一行ノ外更ニ中島信行、竹内綱ヲ加へ、浩然衣ヲ拂フテ東京ヲ發ス。後チ一行ノ新潟ニ到リ、懇親ノ宴ヲ行形亭ニ張ルノ時、大隈免職ノ報ハ國會開設ニ關スル大詔煥發ノ報ト共ニ臻リ、予ノ言果シテ驗アリキ。而シテ予ハ國會開設ノ大詔出ヅトノ電報ニ對シ、在京ノ同志ニ返電シテ曰ク、

「前途猶遠シ喜ブ勿レ」ト。蓋シ藩閥政府ガ狼狽困頓ノ餘姑息ノ手段ヲ弄スルコトヲ看破セルヲ以テナリ。

國會開設ノ詔勅ハ恰モ自由主義同志ノ會合中ニ煥發セラレタリ。(當時國會運動ノ勢澎湃ヲ極ムルヤ、伊藤博文ハ「斯ウ門前へ債鬼ガ逼ルヤウニナツテハ最早致方ナシ」トイヒ、國會開設ノ已ムヲ得ザルヲ感得スルニ至レリトイフ。)是ニ於テ國會期成同盟ハ之ヲ存續スルノ必要ナク、即チ自由黨ト合同センガ爲メニ明治十四年十

月十七日ヨリ會議ヲ開キ、後藤象二郎推サレテ議長トナリ、自由黨盟約及ビ規則ヲ議決シ、總理以下ノ役員ヲ選舉シ、二十九日ニ至リ閉會ス。其代表出席者左ノ如シ。

青山 薰	田中正造	福田定一郎	園山 勇
小田切謙明	松村才吉	立花通誠	兒島 稔
山脇悦郎	小林樟雄	山本隆徳	床林 一
岡田亮一	狩野元吉	布施長盛	宮部 襄
阿部信次郎	立花親信	齋藤壬生雄	隈元 禎三
高橋博吉	桑野 銳	中島義三郎	小原 鏡臣
前田兵治	林 正明	柏田盛文	村松 愛藏
笹部 斐雄	大塚純一	涌井藤七	植木 枝盛
長場辰猪	倉永 恕	濱田三孝	太田 弘中
筒井 辨治	林 包明	田母野秀顯	岩田 徳義
太田松次郎	磯山清兵衛	富田茂八郎	大音 謙吉
龍岡 信照	山口信次	二宮 景輔	服部吉之丞
大江 暹	荒川定英	吉田輛次郎	大石 正巳
赤澤 常容	本多 晋	内藤 魯一	山口直太郎
三浦新六	森 隆介	宗 像政	上田長次郎

村上 護	伊達 時	鹽田 奥造	幡野 弘毅
竹内 綱	成内 頴次郎	長 八次郎	中村 克昌
矢野 駿男	水島保太郎	加藤平四郎	鈴木 舍定
佐藤 貞幹	栗田 貞功	相馬 政徳	富松 正安
佐伯 剛平	末廣 重恭		

而シテ總理以下ノ役員ヲ選舉スルコト左ノ如シ。

總理	板垣 退助	副總理	中島 信行
常議員	後藤象二郎	馬場 辰猪	
	末廣 重恭	竹 内 綱	
幹事	林 正明	山 際 七司	
	内藤 魯一	大石 正巳	
	林 包明		

始メ予ノ東北漫遊ノ程ニ上ラントスルヤ、立黨ノ議已ニ熟シ、衆意略ボ予ヲ總理ニ推スニ決ス。予之ヲ聞テ陰ニ辭意ヲ告ゲテ曰ク、予ガ天性嚴格ニシテ衆ヲ容ルルハ寧ロ自ラ短トスル所ナリ。之ニ反シテ後藤ハ度量濶大、黨首ノ器ナルノミナラズ自由黨ノ結成ニ關シテハ裏面ニ於テ大功アリ、宜シク推シテ總理ト爲スベシト。衆其強ユル能ハザルヲ見テ、終ニ後藤ヲ選ンデ總理ト爲ス。而カモ後藤ハ切ニ予ヲ推シ自カラ固辭シテ受ケズ。衆遂ニ再ビ予ヲ總理トナスニ至ル。時ニ予仙臺ニ在リ、幹事電ヲ飛バシテ予ノ歸京ヲ促ガス。予歸ツテ越谷ニ來

リ、先づ使ヲ馳セテ後藤ニ就任ヲ説カシムルモ肯カズ。予遂ニ逃ルルニ地ナク、己ムヲ得ズシテ就任ヲ諾セリ。^(六)チャールス・ピアードは「或る一定の明確な目的をもつて成立した團體——若くは制度——がその目的を達した後までも存続するといふことは屢々あり得ることである。ハーバート・スペンサーは或る社會改良の宣傳の爲に組織されたイギリスの團體について面白い物語を述べてゐる。この團體は會長、幹事、委員、有給職員等をもつてゐた。長い運動の結果、イギリスの議會は終にこの團體の主張する改良案を採用するにいたつた。勝利の直後、スペンサーは團體の人々がドンナにか喜んでゐることだらうと思つて本部を訪れたところが、意外にも彼はそこに悲しみに沈んだ本部の人々を見出したのであつた。即ち團體がその目的を達した爲に、本部の人々は失業せざるを得なくなつたのである。さうしてこのことは政治についても亦、眞實である。」^(七)と言つてゐるが、これは國會期成同盟會と自由黨との關係についても亦、眞實であると思はれる。

また、明治三十五年九月十五日に發會式を舉げた「政友會」はその中に當時の憲政黨全部を包含したとはいへ、伊藤公によつて新に組織され且つ大衆指導主義の上に立つた少數者の集團に過ぎなかつた。このことは明治三十三年八月二十五日をもつて發表された「政友會趣旨」、同日、芝紅葉館に於ける伊藤公の演説、八月二十六日以後發送せる入會勸誘狀配布の範圍、九月十五日發會式に於ける創立委員長渡邊國武氏及び伊藤總裁の演説等によつて明かである。

政友會趣旨

「帝國憲法の施設既に十年を経て、其效見るべきものありと雖も、輿論を指導して善く國政の進行に貢献せしむる所以に至りては、其道未だ全く備らざるものなり、即ち各政黨の言動或は憲法の既に定めたる原則と相扞格するの病に陥り、或は國務を以て黨派の私に殉するの弊を致し、或は宇内の大勢に對する維新の宏謨と相容れざるの陋を形し、外帝國の光輝を掲げ、内國民の倚信を繋ぐに於て多く遺憾あるを免れざるは、博文の久しく以て憂としたる所なり。今や同志を集合し其進行する所の趣旨を以て世に質すに當り、聊か黨派の行動に對して予が希望を開陳すべし。

抑閣臣の任免は憲法上の大權に屬し、其簡拔擇用或は政黨員よりし或は黨外の士を以てす。皆元首の自由意志に存す。而して其己に擧げられて輔弼の職に就き獻替のを行ふや黨員政友と雖も決して外より之に容喙すを許さず、苟も此の本義を明にせざらむ乎、或は政權の運用を誤り、或は權力の爭奪に流れ、其害言ふべからざるものあらんとす。予は同志を集むるに於て全く此の弊竇の外に超立せしむることを期す。

凡そ政黨の國家に對するや其全力を擧げ一意公に奉ずるを以て任とせざるべからず。凡そ行政を刷新して以て國運の隆興に伴はしめんとせば一定の資格を設け、黨の内外を問ふことなく、博く適當の學識經驗を備ふる人才を收めざるべからず。黨に負たるの故を以て地位を與ふるに能否を論ぜざるが如きは斷じて戒めざるべからず。

地方若くは團體利害の問題に至りては亦一に公益を以て準と爲し、緩急を按じて之が施設を決せざるべからず。或は郷黨の情實に泥み或は當業の請託を受け、與ふるに黨援を以てするが如きは斷じて不可なり。予は同志と共に此の如き陋套を一洗せんことを希ふ。

政黨にして國民の指導たらんと欲せば、先づ自ら戒飾して其紀律を明にし其秩序を整へ専ら奉公の誠を以て事に従はざるべからず。博文竊に自ら揣らず、同志と立憲政友會を設け以て黨派の宿弊を革めむことを企つる

もの、區々心聊か帝國憲政の將來に裨補して報効を萬一に希圖せむとするに外ならず。茲に會の趣旨とする要領を具し以て天下同感の士に問ふ。

明治三十三年八月二十五日 侯爵 伊藤博文(八)

伊藤公爵の演説

「諸君先日既に御協議に及び置きました通り、此節新に政友會を組織するに付きまして本日諸君の御來會を乞ひ且つ諸君に委託するに創立委員たらん事を以て致しました所が、幸ひ諸君の御來會を忝うし且創立委員たるを御承諾下されたるは深く感謝する所であります。其發起の大意は宣言及び趣意書に於て大體盡して置きました。既に新聞に登録して世に公にしてありますから茲に於ては朗讀致すことは省きます。

抑も此節私が此會を起すことに付て既に愚見を公にしました通り、之に依て諸君と共に將來我國の政治上に必要なる進歩の効力を與へんことを希望致します。憲法政治の美果を收むると云ふことに就ては到底僅々数年の間に於て爲し遂げ得やうとは考へられませぬ。必ずや幾多の星霜を経て以て此目的を貫くことではなければならぬと考へますのみならず、此事は又容易ならぬ事業と平素より信じて居ることでもあります。

何れの國に於ても、專制の政治より憲法政治に移りて其良果を收むると云ふは歲月と共に進行して參る譯でありますに依りて、其の經過の歲月は必ず要することと考へられます。特に我日本の如き國に於ては憲法政治の行はれてより僅に十年の歲月を経たるに過ぎませぬ譯であります。特に三十年以前にありては、全く專制封建の政治であり、加ふるに又數百年間鎖國の制度でありまして、海外との交通を遮斷して居りました譯合でありますから、憲法政治といふが如きは前古に於て例規として據るべき者がなきのみならず、國民の習慣上に於

ても全く新奇のことでもあります。特に憲法政治の根據は歴史上に徴するもの無くして、専ら歐米諸國の間に行はれて參て居る所のものに多く依りつゝあるのであります。

國各其體を異にし、人情風俗を異にし其異同のある所に依て大體同一なる原則を行ふと云ふ譯でありますから、其發達の手段其發達の結果、經過に於て素より其國々に適する者でなければならぬ譯であつて、我國に適し我國を益することにならなければならぬ。同一なる主義が行はれても結果は國々に依て異同を生ずるは勿論言を待たぬことと考へます。

然るに前申す通りに憲法政治の効果を收むるといふことは中々容易ならぬ事業でありますが、文明の風俗を獎勵して之に依つて政治を行ふて行くと云ふことに付ては、現在の世界に於ては憲法政治に據るの外、他に善良なる制度は無いといふことは世界各國の等しく認むる處であります。

殊に我國に於ては維新草創の始より開國の規模を定めて封建の政治を廢し基礎を皇室に置いて、而して國民の教育を獎勵し、是に次ぐに國民に參政の權を與へて君民一致して以て國運の隆昌を謀らうと云ふ處よりして憲法政治を布きて今日に達したる譯であります。憲法政治と云ふことに付ては、獨り中央の立法行政の事務を擧げて行くのみならずして、地方の根據たるべき自治の制度をして益々鞏固ならしめ發達せしむる必要もありません。故に地方の發達を謀り而して此上に位する所の中央の政治といふものが之と相俟て行はれなければならぬと云ふ譯合でありますに依て、中央の政治も亦一定の規矩が立て居りまして實際政治上に改良を加へ、國家の進歩進運と相伴ふて參ることにならなければならぬ譯でありますに依て、此發達を謀るには、要するに中央の政治、地方の自治、地方の行政等の事に至りまして獨り官吏のみで行はれる事ではなくして、人民も素

よりは是に大に與つて力を效さなければ出来ぬのであります。

此人民を發達せしめて參ると云ふ事に付きましては、制度政治上に於て之を統治するといふことが其結果であります。國民自ら奮つて其政治の如何と云ふ事を明かに知り得るの能力を養成して之を宜きに誘導することが必要であるが、此宜しきに誘導すると云ふ事既に政黨の尤も必要なる職務であらうかと考へます。

地方の行政又は自治の上に發達を及ぼし、又従つて之を分別すれば農工商の事業は相俟つて參ることでありますから、農工商に従事するものが、是まで政治に關係なきが如くに誤解して居つて、今日まで政治を論ずるものは必ず一種特別なる人に限るが如き考で參つたものであります。私が國民に向つて希望する所は、彼等の生存生活に於て最も至大なる關係を有する所の政治は必ずや其業務に従事する所の者に於てのみ十分に了解が附いて、且語を換へて言へば、今日日本で云ふ實業と云ふものゝ利害に關係すること、又是等國家に對する義務を盡すに於ては矢張り議會の上に其利害得失が、明かに現はるゝやうにならねばならぬが、其利害得失なるものは其局に従事するもの自らが現はすといふことになつて參らなければならぬので、是は人に委託することの出来るものではない。初めて行政となつて之を國民の上に執行するに至ては官吏公吏の手を要する譯であります。立法の基礎を爲す所の事に於ては法律なり經濟なりの事は、國民の利害得失のある所を明かにし、而して之が法律と相成るやうにならなければならぬと考へるに依て、各種の事業が議會に代表せらるゝ事を國民に向つて勸告せんと私は望むのであります。故に此節新に諸君と共に新規なる政黨を起して而して是等の獎勵誘導に努めんことを希望致すのであります。又一面に於ては民間に在りてこれは民間の事業にも利益し、又各種の黨派より代議士などが出て參て立法に參與するに付ては、唯其職務を盡すといふのみならず其間にあ

りて大に人材を養成するの手段とも相成る譯と考へます。諸君が御熟知の通り何れの國に於ても政界に於て練磨する所の者がありて此材器が現はれて來ることであらうと思ふ。我々特に私は淺學にして是等の誘導者養成者に爲り得るの力あると云ふことは慊て申し難いが、併し、今壯年の人に對して先進の位置に居る者に相違なければ、又之を誘導して其材器を造ると云ふことも我々の職分上避くべからざることと考へます。到底如何なる制度方法があつて見ても人物がなければ之を運用施行するといふことは出来ませぬに依て私が最も希望する所は後進の輩をして國家各種の事業に應じて國の利益を圖らしめるといふ事が最も必要と考へます。

要するに我々が不學にして今日迄要路に當て重責を屢々汚したこともあるのであります。後進の人にその重責を負擔するに足るの人物が出來て參ることに就ては大に希望を抱て居る譯であります。又政黨の改良といふことに就ては各地に於て是迄私が大に唱道したことがあります。素より諸君の中に於ても從來政黨に従事して御盡力に相成り居る御方もある譯であります。是等の事に就ては私より經驗の多い譯であるかと考へますが、併し、多數の人を集合して以て十分なる規律節度の下に動くことと云ふ事は餘程六かしき事で、即ち自由の意志を以て自由の行爲を爲すことの出来るものが集るのであります。兵隊と同一の譯ではないから至難の事と考へますが、何れにしても多數の集合といふものには、一定の規律秩序がなければ、紛雜を極めて各々自己の勝手をすると云ふことは免れぬ譯であります。苟も政黨たる以上は一の規律の下に動くといふことにならなければ立法上に於て其意志を現はすに於ても又國民の指導者たらんとする場合に於ても、事實上之は止むを得ぬ事と考へるに依て、個人的に政治上の行爲を慎むと共に亦一黨派としての方向方針を現はす上に於ても規律ある動作に依りて現はすことにならなければならぬと考へます。而して此結果たるや國家を利し國民を益する

といふことにならなければならぬと考へる。固より此邊に就ては諸君に於ても私と同感のことと考へますが、御互に十分に此邊に付ては注意して參ることに致し度いと考へます。

今日は未だ政友會なるもの、成立して居らぬことでありまして、諸君に御依頼申して創立の事に御盡力を願ふ譯であります。此創立の事に就きましては、今日迄は未だ私より他人に向つて勧誘を致したことは無いのであります。種々なる風説もある趣であります。我々と感を同うする人を誘導して之に加入せしめむとすることは今日より始むる譯であつて、此事も今日より諸君に御依頼申します。併し、之を誘導するに付ては豫め私が世に公にした所の考と矛盾する意思を有する者は入つて貰はぬ方が宜しい。私が公にした趣旨に同意の人のみ入つて貰ふことに致しませぬと、却つて將來成立する所の此の會の爲めに不利益と相成る故に、徒らに多數の人の入るを希望する譯ではない。先づ少數より始つて段々世の是認する處と相成て廣く世人が我々の趣意のある處我々の行爲の現はるゝ處に同情を表することを望む譯である。否すして最初より能く趣意のある處も了解せず、唯々新奇を好んで加盟すると云ふが如き者は斷じて之を誘導する必要はないと考へる。

殊に從來の政黨に於ては已むを得ざる事情に因て起つた者とは雖も政黨の動作、行爲と云ふものは素より文治的のもので平和の仕事でありますから、壯士の働きなどは極めて避けるやうにならなければならぬ。若し無産にして爲す所なき無頼の連中を加ふるは我々が折角政治上に効力を與へ良民の業をして盛々發達せしむるの目的に反するのである。我々は國民の政治の思想を誘導し且つ養成しやうと云ふの希望より新に起す所の政友會でありますれば、徒に此仲間に加つて僥倖せんとするが如きものは成る丈け加入して貰はぬやうに望むのである。

且又我々の仲間に能く我々の趣旨のある處を了解し、來り投する者は前日に於て如何なる考を持つて居つたとか如何なる主義で居つたとか云つても既往の事は敢て問ふの必要はないと考へまするに依て、能く此節發表したる處の趣意を了解して來る者は何人と雖も之を拒むの必要はないと考へる。我々の趣旨とする所に同情を表して俱に國家の爲めに力を致さうと云ふ人があれば、或は感情の上より今日迄反對したと云ふ様な事のある爲めに、我々に於て尙其舊感を繼續して排除すると云ふが如き襟度の狭い事は私の敢て取らざる處であります。全く今日よりして一新して以て好果を將來に收めむことを望む譯であります。是等愚意の存する處を御諒察ありて御盡力あらむことを國家の爲めに偏に希望する譯であります。

今日は以上陳述に及びました愚見に止めまして、乃ち茲に御列席の諸君に創立委員たらむ事を御依頼申し、且つ相互の間に御紹介を申して置きます。今日御出席の外に尙創立委員となるべき人が加入を致すかも知れぬと考へますが、其際は必ず創立委員諸君に御相談に及んで取極る積りであります。諸君は今日以後に於て以上私の陳辯に及んだ處を御帮助下されて此會の成立に至らむことを希望致します。^(九)

勸誘狀發送の範圍

- 一、無所屬代議士
- 一、同上前代議士
- 一、市長、助役、市參事會員及市會議員（自由進歩兩黨員を除く）
- 一、商業會議所會頭及副會頭
- 一、諸會社々長（資本金五萬圓以上）

- 一、多額納稅者（自由進歩兩黨員を除く）
- 一、府郡會議員（同上）
- 一、辯護士
- 一、銀行頭取（資本金十萬圓以上）、
- 一、其他各府縣名望家^(十)。

政友會發會式に於ける渡邊創立委員長の演説

「諸君是より立憲政友會發會式を舉行致します。就きました私は當會創立委員長と致しまして委員一同に代り一言開會の辭を申述べます。

諸君も略ほ御承知あらせらる、如く、客月二十五日伊藤侯が本會創立の趣旨及綱領を發表せらるゝに當りまして、其同志者たる我々は當會創立委員を囑託せられまして、爾來殆んど三週間、我々は百事を抛つて本會創立の事に掛つて居りました。然るに本會は幸ひに全國有力多數の諸君の賛成を得まして是まで未だ會て見ざる程の多數有力なる一の政治的團體を結合することを得ました。其申込の人員は日々山を爲して居りまして何分未だ調べが付きませぬが、數十萬蓋し百萬前後であらうと存じます。昨日迄に調べ終りました中で代議士の申込は百五十二名で、尙申込の手續等を交渉中の分が若干あると云ふ事を諸君に御報道申上ることが出来るのであります。

此の如く多數有力なる政治的團體を結合し、此の如き盛大なる發會式を舉行することを得ましたのは、創立委員に於ても深く光榮とする所であります。斯の如き好結果を得ましたのも畢竟本會の主唱者たる伊藤侯と其同

志者たる諸君御一同の忠君愛國の至情が全く吻合致しました結果に外ならぬと存じます。事情此の如くでありますから、我々立憲政友會は伊藤公を總裁に推戴致しまして、其統率の下に於て大に國民幸福を擴張せねばならぬと云ふことは固より當然の事であると考へて居ります。而して我々は將來順境に在ると逆境にあると拘らず、益々戮力協心共同一致以て其基礎を固うし、本會の望みを達することを努め、我々が今日理想として居ることを政治上社會上に表現することになりましたならば、是れ即ち我邦の政治上の大革新の譯であります。然らば則ち、此今日の發會式なるものは他年東洋に於ける立憲政體の發生進歩の歴史上に大書特筆すべき一の出來事になるのである。即ち九月十五日と申す日も其出來事の紀念日として永く國民に記憶せらるゝ様にならうと考へます。故に今日我々が此盛典を舉行するに當りましても滿腹の決心を以て天下後世に恥ぢざるやう謹嚴愼肅沈靜剛毅の態度を執つて淡泊に圓滿に議事を結了致しまして本會の目的を發揚するは諸君に於ても御同感の事と存じます。開會の辭は之に止めまして次ぎは會則を議し、尋で伊藤總裁の演説がありますから、諸君の御靜聽あらんことを希望致します^(十一)。

伊藤總裁の演説

「諸君^{十二}、私は宣言及び綱領を掲げて立憲政治の治下に於ける臣民の参政の權を行使することに於て斯くありたきものと思ふる所を全國の同志者に謀らんと欲して之を發表致して置きました所、即ち愚見に同情を表せられて本日茲に諸君の會合を忝くしたるは私に於て滿腹の謝意を諸君に陳ぜざるを得ざる譯であります。將來政治上の事に付きましては此志を同じくする諸君に謀り又諸君を代表して平素の懷抱する所の趣意を貫徹することに盡力を致したいと考へる譯であります。

諸君の御熟知の如く私は從來官途にのみ身を委ねて居て、政黨の事の如きは未だ實驗のなきことであります。故に時に臨んで教を請ふことも多々あること、存じます。仍て諸君の國家に對する責任よりして十分に御忠告を下されるやう豫め希望して置きます。又政治上の事に至りましては、今、世人が普通に考へて居る如き容易なる事柄ではなくして、凡そ一國の政治ほど至難なるものはないと云ふことを多年私は自己の經驗に於て感じて居るのであります。故に政治問題に付ては深く講究することが必要であります。此講究と云ふ事に於て、凡そ政治上に發揚する問題萬般遺す所なく思慮を十分之に注で、以て國家を制するといふことにならなければならぬのでありますから、輕々に論斷すべきことではないと考へます。私は不學微力にして多少要路に居りました譯でありますから、中々私が政治上に付て先見ありとか經驗ありとか云ふことを口憚て廣く申すことは出来ませぬが、併し、歲月と共に多少の經驗を積んで居ると云ふ所よりして私に對して諸君が志を同うし同情を表せらるゝこと、考へます。故に私は國家に對する責任は素よりのこと、諸君に對しても亦多數の同感者があれば、殊更に責任の重且大なるを心の中に感ずるのであります。殊に今日の事態に於ては、内外の事諸君の耳目に觸れて居る次第でありますから、最も至難の事柄は數多目前に横はつて居ると感じて居るのであります。唯々此至難なる問題は孰れも國家の消長と相伴ふことでありますから、例令其地位に在て之を處理するの任務に當つて居ると居らざるとに拘らず、私に於ては愛國の私念に堪へぬ譯であります。又此政友會を設けて同感の諸君を集めて共に事を謀らんとするも敢て威權に眷戀して以て己れ自ら責任の地位に立たんことを希望する如き念慮は私是一點も持たぬのであります。只日本國民にして叡聖なる至尊を奉戴して其下に於て憲法政治の行はるゝ上に忝くも至尊大權の發動に關係する所の立法權に參與するといふ國民の責務に付て成るべく國家の

目的と符合する動作行爲に出でんことを望んで止まぬのであります。故に不才不學自ら揣らずして諸君の誘導者たることを以て廣く同志の諸君を糾合致す譯であります。素より如何に英邁なる人物と雖も時に失敗のないことは期せられぬ譯であります。況や魯頓な私に於て萬々有り易きこと、常に自ら虞れて居るのであります。故に或は諸君が私を見棄てるの時がありませんが、斯様な場合に於ては事國家の利害と相關することでありますから、離合は國家の利害と伴はなければならぬ譯であります。さういふ場合には御遠慮なく御見棄下さつて宜しい。又私の言語動作が國家の利益と相伴ふと云ふことに於ては固より同志同感の諸君でありますから御賛成を願ふのであります。

全體私は政治の困難なることを深く感じて居るのでありますから、他人の局に當つて居るものを非難するといふやうな事は餘り好まぬのであるのみならず、自ら其責に當つた心持で見るのでありますから、假令反對の人が政府に立て居るとも其政治の得失は即ち國家の得失であります故に、失敗なからんことをつねに希望して止まぬのであります。去れば現在の政府に於ても特に今日の如き内外の形勢でありますれば、我々は成る丈け事の成功に至ることを希望し、即ち我々の同志たるもの、援助し能ふ限り援助せざることを得ぬと考へるのであります。

又一方に於ては各地の狀態にも深く考へを及ぼさざるを得ぬのであります。斯く多數の同志を糾合して各地方より出京の御方もあり、且つ之を代表して居る諸君も其中に多くありませうと考へます。私が之に對する一の希望は、從來政黨を組織して其黨員たるものもあれば、未だ曾て政黨には入らざりし諸君が此度加盟されたものも少からぬと考へる。此の新舊間に從來横はつて居る所の感情を成るべく取除けて調和して地方地方の利

益を圖らるゝやうに相成りたいと云ふことを諸君に要求するのであります。

今日よりは我黨、我同志と私が申す以上は、容赦遠慮なく諸君に愚見のある所を陳述して置いて後日に遺憾なきを期せんと欲するのであります。即ち我々同志は集つて私利を營むのでなくして幾分か人を益するの工夫を考へなければならぬと思ふ。且既に法律や制度で組織されてある所の機關なるものは、其目的一黨派の私利に供する道具でないと思ふことは論を待たぬことでありますから、地方の行政又は地方の自治の如きは以て其地方を益するやうに、成るべく公平にして偏倚せぬ様に諸君の御盡力を願ひたいと考へる。而して地方地方に多少今日まで軋轢して居つた所の感情を和け、而して一地方地方の幸福を増進する様にも盡力あらんことを願ひたい。又私も夫等の目的を以て此會を以て組織した譯でありますし、又國家と云ふものは即ち取りも直さず中央政府を指すことでありますから、此等の仕事に付ては即ち立法院の仕事でありますから、是は帝國議會たる職務であつて、議會開會中に當つては議員たる諸君と謀り且つ諸君が私が指導致しまして國家に對するの職務をして全からしむるやうに諸君に誓つて盡力をする積りであります。愚見の在る所を述べんと欲すれば數多の時間を費します譯であります。只今此に臨席して胸中に浮んだ私の心中より出づる熱血を濺いで一言を述べ、且諸君に是より政友會なるものをして成るべく政黨の模範たらしむるやうに御盡力あらんことを希望し、多數諸君の御來會に對して深く感謝する所の意を述べて置きます。^(十二)

なほ政友會成立の事情について金子堅太郎氏は次の如く語つてゐる。

「……さうしてゐる中に二三ヶ月の後、伊東巳代治が農商務大臣を辭めたので、伊藤侯が直ぐ電話をかけて、私に一寸電話口に出ろと言はれ、今度巳代治が辭めたから、豫て言うて置いた通り、内閣に入つて貰ひたいと云

ふことで、私は伊藤内閣の農商務大臣になり、是で初めて内閣に入つた譯であります。然るに其内閣は洵に短命であつて、三十一年の一月に出來たが、六月には臨時議會を開いて解散した。

其解散についてはいろいろ摺つた揉んだの末に、板垣と大隈、則ち自由黨と改進黨とが手を握つた。そこで議會では大多數を制し、大岡育造、元田肇の率ゐる僅か國民協會二十人が政府の味方をするだけであつた。解散後、伊藤侯は明治二十三年以來の議會の情勢と、内閣の頻繁なる更迭とは畢竟政府は衆議院に與黨を持たぬ爲めだと云ふことを深く感じられて、或る日、閣議に於て政黨組織の必要なることを力説された。

其要旨は、自分はだん／＼元老とも協議の結果、苟くも内閣に立つ以上は、一方には政黨を組織して其首領となり、入つては内閣總理大臣、出で、は政黨の首領として行くやうにしなければ、到底圓滿に議會を操縦する事は出來ぬ。毎年々々同じやうに、一議會濟めば直ぐ内閣が潰れると云ふやうな事を繰返して居つてはいかぬ。切めて四五年は同一の内閣が続くやうにするには、どうしても衆議院に有力な與黨を持たなければならぬと云ふことを主唱せられ、閣員はそれに對して一言も言はなかつた。依て私は發言して曰く「只今伊藤侯の提案せられたる政黨組織の事は私は已に明治二十二年濱離宮に於て伊藤侯にお勧めした次第なれば大賛成なり」と演説し、次で外山文部大臣が賛成して終に閣員一同之を可決した。その時に黒田伯が伊藤侯の要請に依つて、特に内閣會議に列席して居られたが、黒田さんの言はるゝには「いよく／＼各大臣が皆伊藤さんの政黨組織に賛成と云ふ事に極つた以上、伊藤さんが若し演説の爲め地方に出掛けられる場合には、此黒田は藜の杖をついて伊藤さんのあとから伴いて行き、伊藤さんの演説が濟んだら、黒田が立つて、自分は全然伊藤さんに賛成だから、あなた方も御加入なさい、と勧誘をします」と言はれた。あの黒田さんが政黨組織に賛成されたことを今

だに記憶して居る。

一方に於て伊藤公は實業方面の澁澤榮一、岩崎彌之助を呼んで、今度己れが決心して政黨を作ることにしたから、と云つて賛成を求められた。所が是はこの間當時の事情に就て澁澤子爵の談話が新聞に出て居つた通り、「それは私(澁澤)も斯う度々議會が解散になり、内閣が倒れるやうではいかぬから、どうしてもあなたが政黨をお作りになつたらと云ふことは申上げたが、今、澁澤に政黨に入れと云はれては困る、私は實業家であつて色々の方面に關係して居るから、入黨の事だけ御免を蒙ります」と、斯う云うところが、「お前は己れに政黨を作れと勧めたのだから、己れが作る政黨には無論入つて呉れると思つて居たのに、そんな不親切な事はあるか」と伊藤さんが非常に怒られたと云ふことが、澁澤の談話として載つて居る。岩崎も同様、私は三菱といふものを脊負つて居るので政黨には入りませぬと言ふ。そこで大事な實業家の代表二人が反對したから、之れは未だ時機が早いのだと考へられ、伊藤公は遂に自ら辭職して、さうして互に手を組み合つて居る板垣と大隈に内閣組織を命ぜられるやう奏請された。それが板垣内閣で、大隈總理大臣の下に板垣は内務大臣として内閣を組織したのは三十一年の六月である。然るにそれがその冬十一月に、とう／＼一度も議會に臨まずして、色々の事情で内部から壞れ、自由黨と改進黨とが大喧嘩をして、遂に喧嘩別れをした。それが即ち憲政本黨、憲政黨と云ふ二つに分れて仕舞ひ、内閣も従つて瓦解したのであります。

それから山縣内閣が出来た。そこで又伊藤侯は、三十一年の六月には、一旦政黨組織を思ひ止まられたけれども、どうしても議會の情勢は、政黨でなければいかぬと云ふことを見て取られ、先づ地方の状況を實際に視察しやうと云ふので、三十二年十月に北陸道の漫遊を企てられた。先づ福井、石川、富山の三縣を漫遊して

見ようと云ふので、渡邊國武、末松謙澄と私此三人が同行して参りました。それで伊藤侯は、福井、石川、富山の三縣各所で演説をされた。其の演説は實に熱誠を籠めた上出来のものであつた。併し、其時には政黨を組織するといふことは一言も云はれなかつたが、政治、經濟の事について懇々と熱心に其意見を吐露された。其折、永平寺の管長森田悟由禪師が慇々福井の旅宿に来て、伊藤侯に是非永平寺にお出でを願ひたいと請うたところが、良し行かうと云ふので朝早くから出かけられた。福井から永平寺まで四五里もありませう。其沿道の人民が、悉く路傍に出で、蓆を敷いて其上に坐り込んで伊藤侯を歓迎し、甚しきに至つては珠數をつまぐつて伊藤侯を禮拜したと云ふ有様で非常に盛んな事であつた。

それから超えて三十三年の九月、伊藤公が愈々政黨組織を決心されて、丁度其頃私は伊香保の温泉に八月以來行つて居つたが、一日伊藤公から電報で急に相談したいから歸つて來いと言つて來たので歸ると直ぐに伊藤侯の邸に行つたところ、候の言はるゝには、三十一年には一旦中止はしたが、だん／＼天下の形勢を見るに、どうしても政黨組織の必要を認めたので、今度は元老との諒解を求め、さうして自分は帝室經濟會委員も、又帝室制度調査會の總裁も、陛下にお願ひして御免を蒙むることにした。政黨を作る以上は、帝室に關係ある職を奉じて居つてはいかぬから、總て御辭退して御裁可になり、元老の諒解も得たから、今度は愈々己れが政黨を作ることにした。それは此通りだと政黨の綱領を書いたものを私に見せられた。さうして又言はるゝには、「今度

立憲政友黨と云ふ政黨を作り、自分が總裁になつてやるから、君等己れの門下生は皆入黨して呉れろ」と。「無論私は入黨します。私は二十二年に濱離宮で、あれだけ申し上げた、あの時既に政黨をお作りなさいと申し上げたし、三十一年の閣議の時も政黨組織に同意した。今日は無論同意します。所でこの黨名を見ると立憲

政友黨とある。甚だ烏澁がましいやうですが、黨と云ふ字は、日本人の頭にはどうも受けが良くない、自由黨、改進黨、いづれも黨と云ふと嫌はれものが多い。實業家とか中立者とか云ふ人達は、別して政黨とか黨派とか云ふ黨の字を大變に嫌ふから、立憲政友會となされてはどうです。政友黨と云ふと、矢張、自由黨、改進黨と同じものに見られる恐れがある。然るに、あなたのは主義は違つて居るから、之れは政友會となさつた方が宜しからうと思ひます」と言つた。するとそれは君の意見が良からうと言はれて政友會と云ふことになつた。さうして公表された。所が第一に憲政黨が解散して板垣が總裁を辭めた。憲政黨の方では、星亨、松田正久、片岡健吉、林有造など、云ふものは皆政友會に入つて來た。國民協會からは大岡育造、元田肇、改進黨からは尾崎行雄も入つて來た。其他、實業家も華族も入會し、非常に盛大な發會式が帝國ホテルで開かれた。

是より先き伊藤侯が政友會創立を思ひ立たる、當時一つの面白からぬ事があつた。夫れは貴族院議員の三好退藏、千家尊福の兩人は元來非常に伊藤さんを尊信して居る人達だが、その兩人が伊藤さんに言ふには、あなたは自由黨とか國民協會とかいふ政黨に對しては、今度斯ういふ政黨を作るといふ事を御報告になつたけれども、貴族院議員には何も御相談がない。衆議院の政黨に對して政黨を作ると云ふことをお知らせになるならば、貴族院には政黨はないが各派がある、其各派の重立ちたる連中を招んで、己れは今度かう云ふ譯であるから、貴族院議員悉くとは言はぬが、其の重立つた者だけをお話になつたら宜からうと頻りに説いたが、伊藤さんはどうしても承知されなかつた。そこで兩人は私の所へ來て言ふには、伊藤さんはどうしても貴族院の人々には報告せぬと言はれるが、それでは將來大いに貴族院の感觸を悪くする恐れがあるから、

入會するの、せぬのと云ふことは別にして、己れは斯うするつもりであると云ふことを一應言つて貰はぬと、將來假令衆議院に以ては法律案其の他の議案が大多數で通つても、貴族院ではつたり衝突するやうではいかぬから、伊藤さんに一つ君から勸めて呉れといふ事で、私が其事を申して是非貴族院議員の重立ちたる人々には御報告だけはなさるが得策だと極力勸めたけれども、伊藤さんは、それは己れに委して置け、それは我輩の方寸にあると言はるので、いづれ伊藤さんには、何か考へがあるのだらうと思つて、それ以上私も強いて言はなかつた。

諸政友會はさう云ふ譯で出來た。さうすると、直ぐに其年の十月に山縣さんが總理大臣を辭めて伊藤さんに内閣を譲られた。そこで伊藤さんは政友會の總裁として内閣組織の本命が降つたので、伊藤侯は總務員一同を靈南坂の官邸に招かれて、諸大命が降り我輩は政友會總裁として全員を率ゐて政局に立つことになつた。就てはこの内閣組織するに當り、誰を閣員にするか、又誰に閣外に居つて盡力して貰ふか、是は一に總裁の選定に委して貰ひたい。大勢の總務員が誰も彼も内閣に入らうとして、椅子の數には限りがある。内閣に入る入らぬが問題ではない。どうか閣臣の選定は總裁に一任して貰ひたいと斯う言ひ渡された。我々總務員一同はそれは無論で御座います。宜しいと答へた。そこで伊藤さんは内閣大臣の顔觸を認めて内々其筋に交渉された。所がそれが漏れたから、眞つ初めに反對したのは渡邊國武である。是は私は一向知らなかつたが、或る朝、伊藤侯から電話が掛つて、急に相談したいから來て呉れと云ふので、急いで靈南坂の官邸に行き二階の書齋に通ると、伊藤侯の言はるゝには、たつた今、渡邊國武が血相變へてやつて來て色々な事を言つて議論を間敷い事を言つて歸つて行く時に、あの出口の扉を破れんばかりにガチャンといはして、剣もほろゝに出て行つた、

其言ふ所は己れが井上を大藏大臣に極めたのが不同意だと云ふのだ、それは渡邊が嘗て日清戰爭中に大藏大臣をして居つたから、今度も自分が大藏大臣になること、思つて居つた、所が井上が大藏大臣になると聞いて大不平である模様、併し、井上と渡邊とは到底比較にならぬ、どうしても今は財政が一番大切だ、經濟が一番面倒だから、その財政經濟につき世間の信用のある井上を大藏大臣にするのが良いと思つて己れは渡邊を逡巡大臣に豫定して居つたのだ、それで渡邊が反對をして非常にやかましく言ふ、若しこれから總務委員がわいわい言うては困るから、君一つ總務委員會を開いて皆に此のことを言うて置いて呉れよ、先日己に總務委員一同を茲に呼んで、内閣に列しても自分の椅子が氣に入らぬと屹度喧ましく言ふだらうと思ふから、豫ねて己れに閣臣の割振は一任せよと言つた時、國武始め宜しいと承知しながら、國武が眞つ初めに反對してはいかぬぢやないか、その事も總務委員達に言うて置いて呉れと言はれた。それから私は總務委員の人々を招んで、伊藤さんから話された事を傳へると、孰れもそれは無論の事だ、我々は椅子の選り好みなどは決してしない、又内閣に入らぬでも一向異存はない、渡邊がそんな事を言ふのは怪しからぬと云うて渡邊を攻撃し始めた。

然るに渡邊が伊藤公と喧嘩をして二三日経つてから私の宅へ來て言ふには「僕は伊藤と絶交する、依つて私は「それはどういふ譯か」と問うたれば、渡邊は「どうも伊藤は星亨のやうな東京市の醜類の巨魁を内閣に入れるのはいかぬ。己れは如何ほど言うても伊藤は聽かぬから、己れは伊藤と絶縁して、大隈、近衛と同盟して伊藤内閣に反對するから君に其事を言うて置く。加之、君は伊藤の配下に居つて永い間忠勤を抽んで居るけれども伊藤は君を優遇せずして、冷淡だから、伊藤の處から足を洗つて己れの仲間に入つてはどうか」と言ふから、それは御免蒙る、優遇されるされぬのは問題ではない、僕が今日の地位に居るのは伊藤侯の引立に由る

と思つて居るのだ、其恩人に對して弓を引くなど、云ふことは決してせないから僕は御免を蒙ると言うたら、それぢや己れは今から大隈、近衛と聯合して伊藤内閣を打ち毀してやると云ひ放ちて歸つて行つた。

それから摺つた揉んだでござくくの末、到頭所謂心機一轉で、渡邊は伊藤さんの大磯の別荘に行き、段々話し合つて妥協が出来、さうして内閣が成立した譯ですが、其時の紛糾は餘程やかましかつたので伊藤さんも實に當惑された^(十三)」

また竹越與三郎氏の「陶庵公」には左の記事がある。

「これより先、伊藤はしばし政黨組織を企てて成らなかつたのは、時日の乏しかつたのと、既成政黨を根據とするのを嫌つたからである。然るに伊藤は憲政黨内閣の出來た頃から、閑暇を得たので四方に遊歴して、政黨組織の下心を、それとなく説いて歩いたが、その中心勢力をどこに置くかについては、ハッキリと意圖が定まらずに、散漫な同志を集めつゝあるに過ぎなかつた。三十二年の四月の或る夕、西園寺公は岡崎邦輔と余に對して伊藤が、政黨を組織する曉に、憲政黨は之に投じて中心となる氣があるや、否やを質問したので、余等はその必ず全黨を擧げて賛同するの志があるであらうと答へた。これによりて憲政黨の事情が分つたので、公はこの事を以て伊藤を説き、散漫なる勢力を集むるよりは、寧ろ憲政黨を基礎としてこれに配するに新鮮な分子を以てして、新黨を作ることを進め、伊藤にして起てば、公もまた賛同せんと明言した。この一場の勧誘は深く伊藤を動かしたもので、伊藤は人に會ふ毎に僕がやる時は、西園寺も陣頭に立つといつてゐると自慢氣に語りつゝあつたが、愈々三十三年の八月二十五日に、伊藤は政友會を組織することを天下に公表して同志を召集した。勿論西園寺公もこれに参加したのであつた。

何れの政黨も、その組織の當初にあつては混雜を免れぬものであるが、政友會はその組織の要素に、新舊の兩種あるがために、一層シツクリと行かぬ點が多いので、傍人より見れば、如何に成り行くものであるかと心配さるゝ所が少くなかつた。これを看て取つた山縣は、敵の陣形未だ成らず、統一未だつかぬ間に、伊藤に政權を引き渡して、その混亂を眺めんと、九月二十六日に辭表を呈出したので、二十七日に大命が伊藤に下つた。伊藤は多少の困惑を感じたので種々のいきさつがあつて、十月十九日愈々政友會の首領としての伊藤の内閣が成立した。そして同じ月の二十七日に西園寺公は樞密院議長に任ぜられた。これは八月に黒田清隆が死んだので、そのまゝ空席となつてをたつた後を襲つたのである。そして特旨によりて内閣に列することゝなつた。

これは伊藤が西園寺公を相談相手として、樞要な地位に置きたかつたためであることは勿論であるが、政友會の成立に助力した舊自由黨の首領として、板垣退助が樞密院入りを希望するやうなことがあつては、面倒であるから、公をこれに鎮座せしめてしまへば、文句をいふものはなからうといふ意圖も多少は手傳つてをたつたものらしい。^(十四)

次に、明治十五年三月十四日に趣意書を發表してその十六日に結黨式を舉げたところの立憲改進黨——後に進歩黨又は憲政本黨と稱す——は十四年十月の政變に大隈侯と共に下野した一部官吏等——その中の多くは當時新知識として知られた少壯の人々であつた——を中軸として結成した少數者の政治集團であつた。

自由黨史によれば

「……三月十四日に至り、大隈重信と共に罷免せられたる河野敏謙、前島密、北島治房、小野梓、牟田口元學等は同門の徒と相謀り、東京に立憲改進黨を組織し、其趣意書を發表したり。曩に自由黨創立に際し、周旋最

も勉めたる沼間守一は河野と相善く且自由黨の馬場と相軋り永放相容れざるものあるを以て、河野と謀り其部下嚶鳴社員を率い、自由黨に反きて改進黨に投ぜり。其他退官の徒之に加はるもの多し。

立憲改進黨趣意書

大詔一降、立憲の事定まる。我儕帝國の臣民は百世一遇の盛時に遭ふ。惟ふに此際如何の計畫を爲し、如何の職分を盡し、帝國臣民たるに愧ることなき乎。他なし唯一團の政黨を結び相集まり相同ふして、我興望を表現するあらん耳。來れ我兄弟、來て我政黨を結び、我臣民たるの職分を盡せよ。

幸福は人類の得んことを期する所なり。然れども少數專有の幸福は我黨之に與せず、蓋此の如きの幸福は所謂利己のものにして、我黨の冀望する王室の尊榮と人民の幸福とに反すればなり。王室の尊榮と人民の幸福は我黨の深く冀望する所なり。然れども一時暫且の尊榮幸福は我黨之を欲せず。蓋此の如きの尊榮幸福は所謂頃刻のものにして、我黨の冀望する無窮の尊榮と遠來の幸福に反すればなり。是を以て若し一二私黨の我帝國を專らにし、王室の尊榮と人民の幸福を蔑にし目前の苟安を偷み遠來の禍害を顧みざるものあらば、我黨は之を目して以て公敵となさんとす。我黨は實に王室の無窮に保持すべき尊榮と人民の遠永に享有すべき幸福を冀ふの人を以て、此政黨を團結せんとす。來れ我兄弟來て我政黨を結び、以て其冀望を表明せよ。

政治の改良前進は我黨の冀望して止まざる所なり。蓋政治にして其改良を加へ其前進を爲さざれば、徒らに無窮の尊榮を冀ひ、空しく遠永の幸福を望むも終に之を全ふするを得ざるべければなり。政治の改良前進は我黨之を冀ふ。然れども急激の變革は我黨の望む所にあらず。蓋其順序を逐はずして遽に變革を爲さんことを謀るは、即ち社會の秩序を紊亂し却て政治を妨碍するものなればなり。是を以て夫の陋見に惑ひ徒らに守舊を主

とし、夫の急驟を競ひ、好んで激昂を務むる者の如きは、我黨の卻けて共に其冀望を與にせざるものなり。我黨は實に順正の手段に依て我政治を改良し著實の方便を以て之を前進するあらんことを冀望す。(中略)

……然かも改進黨は其結黨に際し、多少自由黨に憚る所なきを得ず。是を以て其創立の演説に於て、河野は巧みに之を辯疏して曰く、

吾人の黨を樹つるは自由黨の別動隊を作るに外ならず。蓋し自由黨は正義を標榜し、剛直にして平等を唱ふ。故に必ず貧民の味方たらん。既に貧民の味方たらば富人は之を喜ばず。自由黨はまた氣節を負ふて實行を主とす。故に學者は之を快とせず。自由黨は又少壯活潑の士を受す。故に老實の人は之を好まず。されば財産家、學者、老成家は遂に政黨の圏外に逸出し、其の勢力は終に他黨の獲る所とならん。故に我黨は是等の人々を網羅し、豫め別動隊を組織し、以て他日合同一致の運動を爲する素地を作るべしと。

而してこれ營に河野の之を言へるのみならず、爾餘の改進黨員も亦此言を以て之を辯疏と爲し、河野は之を以て一日板垣を訪ひ、爲めに自由黨の感情を害する莫からんことを請へり。板垣は此言を聞て其心事を疑ひ、之を詰りて曰く、抑も改進黨無しとするも自由黨は自ら立つことを得べし。然れども自由黨無くんば改進黨は立つことを得ざる乎、且つ果して足下の言の如くならば、改進黨は我々を以て獵犬と爲し、然かも其獲物を悉く自ら取らんとするもの、狡猾も亦甚だしと。河野遂に口を噤してまた言はず。然かも改進黨はただに事實に於て此事を行ひしのみならず、後ち遂に疎暴過激を以て自由黨を讒傷し、其始め自由黨の別動隊と稱せし者變じて其敵と爲り、毫厘の差遂に千里を爲すに至れり。

宜なる哉、改進黨が自由黨以外の財産、學問、老實の分子を網羅したる結果は、時人をして、其の黨員の年

齡よりすれば戊辰の役に従軍して死生の巷に往來したる者も亦多からざるべからざる筈なるにも拘らず、一人の沼間守一の幕兵に將として實戦に臨みたる外、嘗て之を聞かず、又た其黨の目的よりすれば、罪を國事に獲たる者も亦之あるべきに拘らず、一人の身を挺して國事に關する刑辟に觸れたる者あるを見ずと言はしむるに至れる事や。思ふに自由黨と改進黨とは始より其性格、風向を異にせる者、其時として互に撥離し抗争するに至るも亦已むを得ざるなり^(十五)

とあり、矢野文雄氏によれば

「明治十四年の秋の末に政變があつて大隈侯始め我々が政府を退いて愈々十年後には憲法が定めらるゝといふ聖勅が降つた。それで愈々我國にも立憲の制度が樹立さるゝと云ふことになつた以上、今まで國會開設の請願に奔走したり、立憲制度樹立を叫んで居た連中には一寸其標的が失はれた形になつた。

十年後を期して國會を召集さるといふことはいふが、一方民間の形勢が斯る形勢となつたに就て、我々には又其上の心配が加つた。其第一は、斯うである。民間に於て今まで盛んに叫んで居た標的が失はれて、後と十年も經過するといふことになる、民間の方では折角緊張して居る國會開設の氣分に氣拔がして或は熱心が失はれ、其隙に乗じて有名無實の憲法が作らるゝといふやうなことが起りはしないかといふこと。第二には、若し不幸にして斯ういふ空氣になつて來ると、ヨーロッパ邊りにもあつた例であるが、これを口實に何とか理窟を付けて憲法の發布を延期さるゝやうなことがあつては大變だといふこと。だからこの間何とかして斯ういふ口實を政府に與へないやうに、充分の警戒と緊張味とを失はないやうに、絶えず氣を配らなければならぬ。第三には、幸にして愈々立憲制度が實現さるゝといふことにならば、どうしても議會に於て過半数を制しなけ

ればならぬといふことは自然の勢ひである。そこで愈々十五年になつて改進黨の成立を見るに至つたのである。大隈さんを總理とし副總理格には河野敏謙、これに續いで前島密、北島治房と云ふ面々。河野敏謙は矢張り維新の志士で土佐の生れ維新の際には勤王の大義を唱へて幕府に捕へられ、獄に投ぜられたが死を決して獄中で斷食を続け、將に命旦夕に瀕せんとする時形勢が變轉して助かつたと云ふ却々の傑物で、明治になつてからは元老院に入り、殆ど二三年は元老院を切つて廻したと云ふ利権者である。前島密は大久保卿の下に内務大輔を勤め、これ亦殆んど内務卿に代つて一切を切り廻したといふ男。北島治房も勤王の志士で却々の傑物である。

これに加へて若手の方とは見ると、これ亦た沼間守一の嚶鳴社派で島田三郎、大岡育造、肥塚龍、角田眞平、高梨哲四郎と云ふ連中に、小野梓の率ゐる高田早苗、天野爲之、砂川雄峻、山田一郎、市島謙吉、山田喜之助と云ふこれは大學出の秀才揃ひで學校を起さうといふ連中。此二團體の外に慶應義塾出の一團で、これは東洋議會と云ふて、我輩が一番年長といふので、先づ兄分格で、藤田茂吉、犬養毅、尾崎行雄、箕浦勝人、加藤政之助、森田思軒、吉田喜六、小栗貞雄等で。當時報知新聞に據つて居た報知社組と云ふべきもの。

そこで當時中央での言論機關はと云ふと、報知、日々、朝野が其頃の所謂大新聞。其内の報知は無論我々の牙城であり、朝野には成島柳北が躰居してこれも我々と同主義で、唯日々新聞が一つ政府御用であつた。又た其頃變な名だが、小新聞と稱へた通俗新聞振假名新聞では其雄なるものが讀賣新聞。これには前田健次郎が居て、これも我々と同じで又確か浮世新聞と云つたと思ふが、これには矢張此方と同主義の寺家村逸雅があつて先づ新聞も大半此方の味方である。

これより少し前に板垣さんの自由黨が生れたが、自由黨は世間から少し過激だと云はれて居た際とて、これ

に加はることを躊躇して居た所謂著實改進黨の徒が改進黨に來り投じ、縣會議員とか、地方の名ある人とかの知識階級といふ具合に、天下翕然として傘下に集まつたのである。^(十六)とあり、また、明治裏面史には

「大隈が職を辭すると同時に、其の味方が續々、犠牲的辭職をして世間を驚かした。友人關係の人としては、農商務卿の河野敏謙、驛遞總監の前島密を始め、北島治房、春木義章、牟田口元學等の人々で、師弟の關係から言へば、小野梓、矢野文雄、犬養毅、尾崎行雄、島田三郎、中上川彦次郎、中野武營、小松原英太郎、牛場卓造、田中耕三等の連中が、彼是三十名餘り、一時にとつと政府を退いたから、流石に薩長兩派の政治家も、大隈の私かに勢力を造つてゐた、その根強い點に就ては、頗る驚いたといふことである。

……然るに野に下つた大隈の一派は、これも何とかして、自分等の進むべき方向を、定めなければならぬといふことになつて、可成り苦心したけれども、流石の大隈も一寸行詰つたのは、何しろ一緒に附いて辭職した連中が普通の書生と違つて何れも特色を有つて居るのみならず、相當の學問もあり、地位もあり、世間からも可なりに知られたものであるから、只一通りの取扱ひでは逆も治つて行かぬ。今のやうに、會社や銀行といふやうな處から、さかんに人物を迎へて高い俸給を出す、といふことは、其の時代には絶えてなかつたのである。殊に、前のやうな事情で、政府から退いたものを、何處に嵌め込むといふ當てもなく、豈夫に五十名近い偉い連中を乾分として大隈が一人で脊負ひ切れる譯はない。何事を云ふも先づ此乾分の處置に就て大隈は非常な苦心をしたものである。然るに、毎日新聞社長沼間守一が最初から國會期成同盟會に關係があつて、自由黨と改まつた時にもその發起者の一人であつた。毎日新聞社の軒先きに、最初の自由黨の看板はその關係から掲げら

れたのである。その時の社は今の銀座の角にあるカフェー・ライオンの所が即ちそれである。

處が、自由黨中の論客として知られた馬場辰猪と沼間と議論と感情の折合ひが悪く、非常な喧嘩をした後に、沼間は其の仲間から脱退して孤立になつて了つた。

……前に云つた通り、馬場と意見の合はなかつた爲めに、去つて孤立の姿となり、悶々として日を送つて居たが、何とかして自分の立場を造らなければならぬといふ事情に迫られてゐたのである。大隈とは新聞を經營するやうになつてから、一段と懇意になつて、官有物事件の際にも、大隈から其の秘密を聞出し、盛んに政府攻撃をやつたといふ關係もあつて、大隈は少からず沼間を信用して居たものである。

其の大隈が政府を退いて、多くの乾分を背負ひ込み、頻りに困つて居るといふ事情を知つて居る沼間は、直ぐに大隈を訪ねて、政黨組織の事を促したのである。然るに大隈は之に答へて「豈夫に、我輩は板垣の輩下になることもならず、といふて、今更ら我輩が政黨を新に起した處で、迺も板垣に拮抗する事は出来まい。それであるから、もう少し世間の成行きを見ようと思ふ」といふから、其處で沼間は「貴方の率ゐる居る新進の才物を以て新しい政黨を造れば、必ず板垣や自由黨の下に馳せ参じなかつた連中は、貴方の配下に集まつて來るに決つて居る。板垣の方へ走つたものは、地方郡村の農民か、或は舊藩の士族のみであつて、氣を負つて世に立つの者が多く、従つて悲歌慷慨はしても、組織的に議論を立て、政治を論ずるといふ風の人は少い。それ故に都會の地に在る商工業者の然るべき人物や、多少西洋の書物を読んで居る知識階級の人達は、彼等の政黨へは赴かないのである。

それ等の連中を寄せ集めても相當に勢力は得られると思ふ。殊に議會が開けても彼等は、農民や中産階級以

下の人々を代表することになり、之れが爲めに議會開會の後には、農民黨なるもの、勢力は張れるが、其他の階級の代表人物を出すべき團體のない限り、貴下の配下へそれ等の人々が集つて來て、茲に面白い政争が起つて來ると思ふ。兎に角、貴方にその氣があれば、私に於て充分盡力する積りであるが、何うであるか」といふ意味のことを説いた。茲に於て大隈の意は稍々動き出して、萬事を沼間に託して、明治十五年四月になつて茲に立憲改進黨なるものが起つたのである。^(十七)

と書いてある。次に『大隈侯八十五年史』には、大隈侯が政黨組織を急いだ事情を次の如く述べてある。

『この事（政黨組織）について、君（大隈侯）は當時いろ／＼の疑をかけられたのである。

當時、君が政黨を組織することが新聞紙上に傳へられると、以前江藤、前原、西郷らの事があつたので、或はその響みに倣ふのではないか、少くとも板垣らの如き態度に出るのではないかと君を疑ふものがあつた。或は君は實際政黨に關係しないで名義上の首領となるのであらうと推し、或は昨年君の希望が内閣に容れられなかつたのを不満として茲にその實現のため、政黨を作つたのであらうと察したりしたものがあつた。或は君の政黨組織は全く虚報だと斷じたものもあつた。

君はそれに對して「政黨組織は實事である。自分は昨年或來訪者に向つて、明治政府の辭職勅任の龜鑑にならうと語つた。自分も亦今にそれを覺えてゐる。抑もその龜鑑と稱するものは出處の正しい事だ。自分は昨年政府を去るとき、太政官を出でて諸君に面會し、告げて曰く、自分は朝にあるも野にあるも主義とするところは則ち一だと、確かにさういふ言を遺して政府を去つた。それは今廟堂諸君が知らるゝところであらう。

……自分は主とするところを以て政府を去り、主とするところを以て民間に説を唱へるのは、何の出處の正

しからざらんやだ。自分は熟々近時の國勢を考ふるに、政黨組織も竭むべからざることだ。政談演説も絶ゆべからざることだ。それは日一日より多きを加へるであらう。

そののみならず、今、憂ふべき一事がある。その所以は今の政黨の舉動である。彼等は政府と言へば、善惡を辨ぜず、郡吏も巡查も攻撃せんと欲し、民権と言へば、政府に抗すれば得らるゝものだと思つてゐる。その最も甚しいものは自由黨の類である。斯くの如くにして放棄し置くと、果然社會を破壊するに至るであらう。これに依つてわが輩は自らその矯正に任じ、民間にあつて國家の治安を維持して聖天子に報せんと欲する」と辯じた。^(十八)

即ち改進黨は大隈侯を圍繞せる河野敏謙、前島密等の壯年派、沼間守一の嚶鳴社派、矢野文雄の東洋議政會派及び小野梓の大學組即ち鷗渡會派等とその活動分子として成立せる少數者の集團であつた。大隈侯は改進黨の指導精神について

『藩閥ニ向ツテ反抗スルノデアルカラ一ツニナツテ向ヘバ非常ナル力トナルノニ、不幸ナル事ニハ自由黨ト改進黨トガ互ニ相反目シテ睨ミ合フヤウニナツタノハ遺憾デアツタ。己ニ黨派ガ成立ツト主義ガ成立ツ。主義ヲ實際ニ現ハスベキ議會ハ未ダ開ケナイノダカラ議場ニ於テ争フト云フ機ニ接シナイ。伊藤ハ勅命ヲ奉ジテ獨逸ニ往ツテ憲法ヲ調べルト云フ。其ノ留守ノ間ニドウ云フ憲法ガ出來ルカ分ラヌガ、成ルベク自己ニ都合ノ好イ自己ノ主張ニ近イモノヲ作ツテ賞ヒタイト云フノガ民間黨ノ主ナル主張デアツテ、自由黨ハドウシテモ佛蘭西主義ダ。佛蘭西ノ革命主義ダ。此ノ理想カラシテ更ニ一層空漠タル理論ニ走ルヤウニナツタ。西園寺公モ佛蘭西ニ學ンダ人、松田モ佛蘭西ダ。其外中江篤介ナドモ佛蘭西デ、佛蘭西學者ハ皆政府反抗ノ自由論ヲ唱ヘ、或

ハ狂ニ近イコトマデモ唱ヘタ。小野ガ佛蘭西革命史ヲ翻譯スル、一方デハ「ルノソ」ノ民約論ヲ出ス。中江ハ漢文ガ達者ダカラ民約論ヲ註釋スル。サウシテ何萬部ト云フモノヲ諸方ニ配付スル。板垣サンハ又哲學ガ好キダ。政治家トシテハ哲學ヲ好ムノハ結構デアルガ、單純ナル論理ニ走ツテ革命主義ニ陥ルノハ惜ムベキコトデアル。普通選舉ト云ヒ、一院制ト云ヒ、之ヲ以テ主義トシタ自由主義デアルカラ平和デナクテハナラヌノニ、重モナル仲間ハ征韓論ノ人達デアルカラ國權伸張ヲ唱ヘタ。侵略ト云フ程デハナイガ國權論ガ加ハツテ居ルカラ自由トハ矛盾シタヤウナ説トモ見ラレタ。是レガ衝突ノ基デアツタ。

改進黨ハ英國風デ、先ヅ、ヤハリ二院制度、選舉ハ財産ニ制限ヲ置クト云フ主張デ、人文ノ發達ニ從ツテ之ヲ進メテ行ク、先ヅ内治ノ改良ヲヤツテ、内ガ好ク治マツテカラ後ニ國權ヲ張ル、斯ウ云フ説デアルカラ、自由黨カラ見レバ彼レハ俗論ダ、世界ノ大勢ハ一院制デ普通選舉ヲ好ンデ居ル、俗論派、軟弱派デアルト嘲ツタ。一般ノ人心ハ強キヲ嬉ブモノデ、單純ナル思想ハイツモ強イ自慢ヲスル。

ソコデ自由黨ハ甚ダ景氣ガ善カツタ。併シ學識アル者又金持ナドハ少シヅツ改進黨ニ心ヲ寄セテ來タ。ソコデ自由黨ハ大ニ之ヲ嫉視シテ、蓋シ俗ダ、全體金持共ハ氣ニ喰ハヌナドト言ヒ出シテ少シク社會民主黨ノ論鋒ヲモ帶ビテ來テ、金持排斥、貴族排斥ヲ叫ンダ。吾々モ貴族ニナツタガ、板垣サンハ最後マデ貴族ヲ辭シタ。帝政黨ハ：形式上主權ハ一アツテ二ナシ、分割スベカラズ、此ノ主權ノ下ニ立法モ行政モ司法モ總攬スル以上ハ此ノ權力ハ殆ンド制限スルトコロナシトイフ如ク、自由黨改進黨ガ餘リニ國民ニ重キヲ置クノヲ幾ラカ制シヤウトイフノデアル。^(十九)

と述べてゐる。それに拘らず、指導精神は後に附加されたものであつて、政權に關聯する利害團體が人物を中

心とする勢力のバランスによつて産み出され、それが「主義」に「先在」してゐた事實は否定され得ない。立憲同志會が正式に結黨したのは大正二年十二月二十三日であつたが、しかし、政黨として實質的に成立したのは同年の二月であつた。同志會の活動的分子は中央俱樂部（當時の官僚黨）の全部、國民黨の所謂改革派及び無所屬の一團等であつて、これらの結合の上に新政黨としての立憲同志會が打ち建てられたのである。諸集團の結合といふ點から見れば、同志會は聯盟主義——組合主義——の上に結成されたものであるかのやうに見える。けれども事實はさうでないであつて、同志會は桂公爵及びその周圍の數人の手によつて、主として政友會に對立する「桂黨」として結合せしめられた——纏められた——ものであつた。

同志會が桂公の創立にかゝる新團體であるといふ事實は同志會結黨式に於ける加藤高明氏の演説に徴しても明かである。即ち加藤氏は

『……立憲同志會は故桂公爵の發起に係り、公爵は多年國家の大政を總理したる實驗上、政局の現狀に鑑み其將來を慮りて、帝國政治の運用は國民多數の意向を基礎とすべく、其政治の要局に膺る者は必ずや國民多數の信頼に副ふ者ならざる可からざるの氣運熟したるを察し、乃ち此に政黨組織の必要を感じたるに起る。

蓋し帝國の政黨に就て見るに、既に衆議院に多數を制する政黨（註、政友會）存し其主義綱領の美なるものあるに拘らず、其實際の行動に當り敢て之を度外視し、唯だ一部人士若くは一地方の小利益を濟さんとするに汲汲として、却つて國家社會公共の眞利益を忘るゝの實蹟あり。又他の方面に於ては主義理想を規準として進退する團體なきに非ずと雖も、少數微力にして到底所期の目的を達すること能はず。何れも將來の國政を託するに値せず、然も之が改善を圖らんとするには、自ら其歴史と行懸りとありて之が實行を難しとす。故に天下の

人材を集め、國民眞正の輿論に基づき、此に新團體を組織するの必要起る。是れ即ち故公爵が我黨の創立を發起せられたる所以なり。』^(三十一)

と述べてゐる。また、立憲政友會史には

「桂公は其在職中、新政黨組織の計畫を起し、其の宣言書を發表したるも、之に投じたるは國民黨よりの脱會者及び中央俱樂部の議員等のみにしてその數僅に九十名内外を算するに過ぎず。蓋し初め公は以爲らく乃公一たび新政黨組織の計畫を發表せば、國民黨、中央俱樂部、無所屬等より百數十名の議員を糾合し得べく、政友會亦必ずや動搖すべければ之より更に數十名を羅致すること必ずしも難きに非ざるべしと、然るに實際其傘下に集まりたる議員の數は左の如くにして、豫期と反する甚しきを知るべし。

然れども公既に其計畫を發表す。成す無くして空しく止むむきに非ざれば、其在職中に於ても頻りに創立の準備を進め、先づ彼の宣言書を發表し、之に依りて以て其の旗揚を爲すや、之に次で公の自筆に依りて印刷せる左の如き勸誘狀を全國各市町村會議員等に發表せり。

拜啓、倍御多祥恭賀此事に御座候、陳者老生大正新政の劈頭に於て時代の要求に應じ、憲政濟美の目的を全からしめんが爲、茲に廣く帝國之有志諸君と相謀り、新政黨組織に着手致候に付ては、何卒別紙（即ち宣言書）御通覽の上、老生心中御洞察御賛助御加入被成下度希望致候、申迄もなく事の此に到りしは老生に於ても審詳考慮の結果に有之、必ず之を以て畢生の事業と致し、誓つて此目的を達せすば息まざる覺悟に候間、此段可然御諒承被成下度、折角御協議願上候 敬具

大正二年二月

公爵 桂 太郎

而かも當時憲政擁護の聲熾んにして桂内閣の不人望其極に達し、縦令心秘かに桂内閣に内應せんと欲する者も、世上の反對に恐れて躊躇せざるはなき際なれば、桂公の右の勸誘状も殆んど何等の反應あるなく、新政黨の前途の甚だ望少きを思はしめたり。宜べなるかな其黨未だ成るに及ばずして桂内閣は早くも倒れたることや。而かも桂公の新政黨を企畫せしは一朝一夕の故に非ずして、固と審詳考慮の餘に成り、之を以て畢生の事業と爲すものなること其の自ら言明せる所なれば、内閣瓦解の故を以て空しく手を收むべきにあらず。此に於てか桂公は其免官後、日を経る三日、即ち二月二十四日を以て新政黨の代議士會を開きて之に臨み、一場の訓示演説を爲し、同時に其黨の綱領並に政策を發表せり。^(二十一)とあり、竹越氏の「陶庵公」には

「桂はその人物の清濁、高下は別として一世の才物であつたが、その才器はリアリストとして働き、浮靡なる言論と、誇張せられたる感情と相紛糾する中から、實利實益をたどりて、一道の活路を發見するに於て成功し、しかしてこれを包むに愛嬌と軟舌とを以てするので、能く群心を捉へ得たのであつた。今やこのリアリストは民間の論客が囂々と喧争するも、法を用ゆれば必ずや鎮靜する時があるであらう位に高をくくつてかゝつたが、大なる原因によつて高く激せられたる義憤は、利害得失を超越したもので、方法や手段によつて容易に鎮靜するものでないといふことは、想像力のないリアリストの解し得ざる所であつた。彼は大浦が民間の論客の闇魔帳なるものを所持して、場合によれば彼等を一網に打盡すべしといふことを恃んでをつた。

彼は政友會および各派の論客百餘名の名を署し、悉く買収約束濟であるといふ峻誕なブローカーの説を信じ、數十萬の黄金を散布した。しかして一面には、議會開會に先だちて、今度の財政は緊縮を主とすることを

宣明して、大正三年度の豫算は節約と繰延において五千萬圓を減少するなど、民間經濟に及ぼす財政の壓迫を緩和せんがため、大藏省證券は毎年五千萬圓以下に制限し、國債償還は五千萬より少からざるべきことを約束して、經濟社會の人々の助力を得べく努め、前途を樂觀してをつた。

しかしながら民間の憤激はかゝる手段や、財政上の約束などに依りて緩和せらるべき性質のものではなかつた。平生、桂の才器に對して多くの同情を持つてをつた實業家の中ですら、桂と特別の關係ある五六人を除いては、今度の遣り方は甚だしき無理であつたと感ずる人が多かつた。西洋流の憲法論を好まず、政黨の勢力に對して嫌惡の念ある人々すらも、桂は奸臣の類であると言ひ出した。手短に言へば、西園寺公と山縣、桂の争ひ、政黨と軍閥官僚の喧嘩を國民が買つて出て來た。勿論、當の政黨の中には、柔滑にして是非を辨せず、ただ一身、一黨の得失のみを打算して、山縣や桂などの軍閥を相手の戦ひは死生の戦ひであるから、考へ物であるといふ者がないでもなかつたが、後を省みれば怒濤の如く押寄せて來る民論に背くことも出來ぬ形勢にあつた。

大正元年十二月十九日に憲政擁護大會が開かれたときは、桂内閣の運命はすでに定まれるが如く見えたが、桂はなほ希望を捨てず、大正二年一月二十日新政黨組織の意思を發表したが、國民黨中の犬養毅およびその一派は政友會と共に憲政擁護會を作つたのに反して、河野廣中や大石正巳、箕浦勝人、武富時敏は假面を脱ぎ棄ててその本色を發揮し、桂の新政黨を組織する中心勢力となつた。桂はこの時なほブローカーの説を信じて、政友會から一百名以上の議員が來つて投ずるであらうと思つてゐたが、一人も來るものがなかつたので、彼は初めて眞實の事實に直面して窮地に落ちたことを感じた。^(二十二)

と記述してある。

なほ立憲同志會の成立過程については『公爵桂太郎傳』に次の如き詳細なる記事がある。

「公（桂公）の第三次内閣を組織するや、公は妥協政治の斷じて踏襲す可からざるを認め、之と同時に新政黨を樹立して既成政黨の弊害を矯正し、以て憲政の運用を完うせんことを期したり。

是より先き、公は山縣有朋を椿山莊に訪ひ談時局に及べり。山縣は、公の第二次内閣の時に際し、政黨の弊害に鑑み、時の農商務大臣大浦兼武をして野に下り、帝國主義を主とする團體を組織せしめ、之れを以て政府の與黨たらしむるの策を建て、之を公に勸告したることありしが、今又之を以て公の注意を促せり。此時公の胸中、既に新政黨組織の意ありしを以て、山縣に謂て曰く、今政黨を組織する時に於ては、之を大浦又は後藤に任ずるも到底不可なり。若し其の必要あらば、予自ら之に當らん。山縣曰く、卿にして自ら進みて之に當らば固より可ならんと。公は椿山莊を辭し、其の翌日大浦を招き、之に告ぐるに新政黨組織の已むべからざるを以てし、山縣も亦之に同意せる旨を語りしと云ふ。

大正二年正月、公は葉山の長雲閣に在りしが、十二日書を古稀庵に靜養中の山縣に寄せて、對議會策の方針を述べ、併せて新政黨組織の時機如何に言及せり。其の書に曰く

「舊年末御別袖後、不伺御起居打絶御無沙汰仕候處、爾來益御清榮被爲在奉大賀候。陳者、都門之近況は、東京より閣下に伺候輩並に新聞紙等に而、時々御承知被爲在候半、前内閣即ち政友會に直接關係を有し居候中央新聞、及び日本の如きは不相變惡筆を以て天下の人心を動搖せしめんと、頗に漁居申候。併し乍、他之新聞紙は多少筆鋒を變じ、善惡相半位に其筆を改め來り申向も相見申候。兎に角、自己の罪惡を顧みず、其過を人に

譲らんとする極々卑き心中は論すべきの限りに無之候。實際の狀況は未だ判然不仕候へ共、都門と田舎とは大に其の趣を異にするもの有之候哉に被察申候。小生は彼等の我に對する態度の如何は、彼等に一任し、一意専心、眞直線に進行するの外、手段無之事と決心仕居申候。突貫其効を奏し候得ば、天下の幸福なるは勿論に候得共、若し突貫事を破るも亦國家の不幸とも不相考候。唯々其時こそ豫而御内話仕置候善後之所置を取るの時機を早め可申候。何れの道今期の議會は、差したる事變も有之間敷候。大正三年度の議會は國家將來の爲め、充分之決心を要するの時と存申候。殊に小生苦心仕候ものは、國家將來の基礎を確定せずして、中途再び内閣の瓦解を生ずる如き事有之候ては、之れこそ國家の基礎は破壊に至るべき事、過去の情勢に照らして疑なきもの、如し。此邊に付ては考慮を重ね候半而は、唯々主義とか綱領とか學者的議論位之ものに無之事に被存申候。眞に國家の前途の爲め、熟考を要する事は申上迄も無之事に存候。先は餘り御無音仕候間、御起居伺旁寸楮、早々拜具。

大正二年一月十二日

葉山にて 桂 太郎

小田原にて

山縣 老 公 閣 下

此書に據れば、公は議會解散の已む可からざるに至るを機とし、始めて新政黨組織を實行せんとするに決したるもの、如し。十四日、山縣の返書あり。曰く

葉山御投函之雲箋、昨夕接手敬讀、先以新歲御健勝被爲涉、欣賀之至に候。扱客臘分袖後、政海の狀況は依

然引續、閥族退治、憲政擁護之名を藉り、旗幟を立、人民を誘惑激昂せしめ、政府をして包圍攻撃の渦中に陥らしめんとする作戰計畫は、益歩を進むるの激勢と爲りたる今日に於ては、如貴論國家救済之策、中央突貫の外活路無之狀勢に立到。斷然たる御決心を拜承し、爲國家遺憾無之候。

然して突貫後の政策は、政府公明正大の主義をして國民全般に貫徹せしむるの方法を講ずる事を、緊要と存候。其他善後策に種々手段方法を講究施行するは勿論に候へ共、一般人民が誘惑波動せられたる誤聞を、覺破醒覺せしむること第一と信候。

昨日其日庵來訪、政友會の近情、及び國民派其之他の情態を逐一傳承、實に國家を度外視し、黨利私利を圖る内幕の事情は、恰も百鬼夜行の狀態也。猶熟考を試たれども、客臘御對談したる策之外、別案も無之候。此際勿論御疎念は有之間布候へ共、今日如此形勢に立到りたる概略、又之に處するの概要を豫じめ御奏聞被成置事は、必要之事歟と爲念申添候。實に内外に對し、日夜御心勞不堪遠察日々寒氣激甚寶躬御自重專念に不堪候。草々。

猶各縣の情況に付而は、數人を派出し、各縣下の眞情を見聞爲致候事は、急務と存候。遠眼鏡の判斷は違算可有之と存候。知事又行政官人々所見を異にしたる狀況に傳承致候。平田其外にも篤と將來の政略を御熟談有之度、是亦肝要の事に候。

一月十四日

有朋

桂首相閣下

初め公は議會解散の後を待て、新政黨を組織せんとするの計畫なりしも、其後政界の風雲日に急を告げ、對議會策として天下の人心を一新するの必要を感じ、斷然新政黨組織の計畫を發表するに決し、一月十九日、入江貫一（樞密院議長秘書官）をして小田原に赴き之を山縣に傳へ其同意を求めしめて曰く、政界の情勢は急に政黨組織の旨趣を發表するの必要を感じるに至れり。但し今日は政黨組織の意思を公表するに止り、他日の機會を俟て徐ろに政黨組織の實行を期すべしと。

斯くて公は、都下の新聞、通信記者を招きて新政黨組織の計畫を發表したり。是れ實に大正二年一月二十日にして、公の歴史に於ても、帝國の憲政史に於ても、新紀元を劃したるものなりき、その覺書に曰く、

覺書

不肖、恭しく 大命を拜し、國家多事の際内閣の首班に列す。夙夜兢々、上は 聖明に答へ奉り、下は輿望に副ふあらん事を是れ昂む。予從來在閣の日、既成の政黨と協商し、國務の施設を無礙ならしめ、憲政の運用を圓滿ならしめんことを企畫したること、前後幾回なるを知らず。今や當面の時局を洞察するに、此事の斷じて繰返すべからざるを覺ゆ。是を以て自ら不敏を顧みず、廣く天下同志の士と共に、茲に新政黨を組織し以て大正日新の時局に應酬し、以て憲政完美の功を全うせんことを期す。諸君は天下の耳目たる重要な職に任ず。故に予は公人として先づ諸君に向つて此決心を表明するの義務を荷ふ。特に本日諸君の來臨を煩はしたるは是れが爲めなり。若し夫れ以上の決心を實現する順序及方法に就きては、不日事實に徴して之を會取せられんことを希ふ。

斯くて公が新政黨創立事務所を帝國ホテルに設くるや、一月十九日、國民黨を脱したる同黨改革派の領袖大石

正巳、河野廣中、武富時敏、箕浦勝人、島田三郎等來り投ずるあり。大浦兼武の統率せる中央俱樂部の領袖柴四朗、安達謙藏等、同俱樂部を擧て來り合するあり。其他同志の士往々來り合するものあり、勢漸く振ふ。二十七日の夜、大石、河野、島田、箕浦、武富は仙石貢の紹介に由りて、仙石邸に於て公と會見し、大石等より公の新政黨組織の決心、動機及び將來の覺悟に就て質問する所ありしに、公は胸襟を披きて具さに其の經過を語り且つ曰く

今回の政黨組織に關しては、諸元老及び貴族院、樞密院の重立ちたる人々とも公涉して同意を得たるが故に伊藤公が政友會を組織して失敗したる當時と、全く其事情を異にす。將來の覺悟に至つては、聊か自ら期する所あり。予は從來、政治上の事業を成せしも、立憲主義に基きて政黨を組織し、憲政有終の美を濟すの一事は、其事業中に取り遺されたり。而かも予は今回諸君の助力に由りて此一大事業を成就せんと欲す。予は之が爲めに生命財産を賭するも、亦其の顧みる所に非ず。

大石等は、政治上の主義に就て、公と其の意見を交換し、三十日再び公と帝國ホテルに會し、大體に於て意見の一致を見るに到れり。翌三十一日、河野、島田、箕浦、武富等、大石邸に會し、新政黨創立に努力するに決したるを以て、其の理由を闡明せんが爲めに、宣言を發表したり。其の中に言へるあり。

今や當路執政の諸氏、大正新政の恢廓に銳意するあり。吾等諸氏と一再會見し、俱に討論上下の結果、政見吻合して相戻らず。斯くなれば、吾等多年の主義始めて實行の端に就くを得べし。是れ正しく國政更始一新の機なり。吾等の志は注ぎて憲政の翼賛に念なり。乃ち大正至正の心を推し、茲に諸氏と一新政黨を立つるに決せり。

二月一日、公等帝國ホテルに會し、公は新政黨創立委員長と爲り、幹部の組織、並に創立委員の指名は一切公に委任することとなり、七日、公は再び新聞、通信記者四十餘名を三田の私邸に招きて、立憲同志會の組織並に宣言書を發表したり。其の宣言に曰く

立憲同志會宣言書

維新中興の初、五條の御誓文を宣示せられしより四十有六年、次て憲法を發布せられしより二十有四年、百揆面目を革め、國民の智見亦大に進めり。正に是れ世運一轉、憲政濟美の果を收むべき時會に屬す。

斯時に際して吾人報效の道、唯廣く天下同志の士と謀り、公黨を樹立して帝國の有力なる要素を網羅し、國民の光明なる輿論を代表し、盛に經綸を行ひ、大に 皇基を張り、以て帝國憲政の完美を遂ぐるにあり。是則立憲同志會創設の已むべからざる所以なり。若夫政策の節目に至りては、他日發起者諸氏の審議を待て議定すべしと雖も、此に吾人所見の大綱を擧げん。曰く我建國の本源に溯り、皇室を中心として忠愛の大義を顯昭するにあり。維新の鴻圖を紹述して開國進取の皇謨を翼賛するにあり。憲法の條章を恪守して 天皇の大權を尊重し、國務大臣の責任を嚴明にして、臣民の權義を保全するにあり。教育を普及して國民の公德を進め、以て立憲的智能を啓發するにあり。民族同胞の情義を推擴して社會共濟の道を盡すにあり。民力を内に充實して國光を外に發揚し、威信を中外に貫徹して、世界の平和に貢獻するにあり。

如上の大綱を實行するに方りては、之を中外の形勢に照し、之を周圍の事態に鑑み、民情を酌み、公論に徴し、能く其機宜に適せしめんとす。吾人の本領は、經世の實績を擧げて、濟民の政務を行ふに存せり。是れ當今の急務にして、百年の大計たり。惟ふに明識忠諫の志士の、一致戮協に因らざるば、奚んぞ此の目的を達す

るを得んや。此に立黨の本旨を宣言し、以て天下の同志に諒く。

大正二年二月

立憲同志會創立委員長

公爵 桂 太郎

公は宣言書發表と同時に、全國に向て同志を糾合するに決し、公爵桂太郎の名を以て勸誘の書を發し、之が贊襄を求めたり。

……此日公は、立憲同志會の代議士及び大浦、加藤、後藤等を帝國ホテルに招待して午餐會を開きしが、公の演説あり。而して公の演説に對する大石正巳の演説ありき。未だ幾ならず、公の首相を辭し、伯爵山本權兵衛の内閣を組織するや、二月二十四日、公は同志會の代議士總會に臨み、創立事務を協議し、並に同志會の綱領、政策等を決議し之を發表したり。

……越て二十八日、午後五時、立憲同志會の一大懇親會を築地精養軒に開くや、來り會するもの、公を始めとし、會員約三百名。河野廣中は會員を代表して曰く、今回桂委員長を始め、同志諸君前途に見る處あり、茲に新政黨を組織して、我國運の發展を圖らんと欲するは、實に憲政上の一大進歩なり。同志會の成立は、即ち立憲政體の基礎を確立するものなりと斷言するに躊躇せず、又公が終生の事業として政黨と終始せらるゝは、吾人の斷じて疑はざる所なりと。河野の演説終るや、公は創立委員長として、同志會創立の由來を説き、内政改善の爲に政黨の創立を必要とする信念を述べ、殘軀を抛て憲政に貢獻し、誓て同志會と終始すべき決心を聲明したり。其の演説に曰く

滿場の諸君、今日同志會諸君の大懇親會を催さるゝに付、斯る多數の諸君と一堂に會し、一夕の歡を竭すを得るは、誠に光榮且つ欣喜に堪へざる所なり。願れば僅々一箇月餘前、即ち一月二十一日に於て、拙邸に都下新聞通信社員諸君の御枉駕を請ひて、立憲同志會創立の意思を發表したる當時、新政黨の同志者は唯予一人なりしが、爾來僅かに一月、多數同志の贊同を得て、茲に今夕の如き、盛會を見るに至りしは、單に予一個の光榮のみならず、此計畫が全く時勢に適合したるを證するものなりと信す。

諸君、予は本年六十七歳の老齡に達せり。而して青年の時より國家の事業に従事し、予の公生涯は昨年に至りて、實に五十年に及び。而も専ら政務に従事したるは、明治三十四年以來の事にして、全く政治家としての境涯は、僅に十二年に過ぎず。此間我帝國は最も多難に際會し、事は皆外交に繋れり。即ち明治三十五年には予が内閣の首班に立ちて、東洋問題解決の根本とも申すべき日英同盟成立し、次に三十五年日露の國際談判開始せられ、三十七年には、我國未曾有の戦役開かれ、幸ひに 陛下の御稜威と國民の熱誠とに依りて、名譽の終局を見たるは、諸君御承知の通りなれば、茲に絮説を要せず。此戦争の結果として、日韓合併行はれ、又締盟列國との關稅改正成立す。實に一として國家の重大事ならざるはなかりし。

此間に在ても予は終始常に政黨組織の必要を感じ居たりしが、近々十二年間の政治生涯に於て、政黨組織の用意を爲すを得ず。故に不本意乍ら、時に妥協或は情意投合の方法を行ひ、辛うじて難局を切り抜けた。然して此の方法たるや、非常なる困難を感じると共に、完全なる政治を行ふ能はざりしは、實に已むを得ざる次第なりし。然るに昨年十二月に至りて、御承知の通り三たび重責を辱うするに至り、晩年斯る重責に當るは、國家を誤るものなりと思ひしも、國家の大事は已むを得ず、予をして内閣の重任に當らしめたり。而して

財政の整理及内政の改良を圖るがためには、政黨を組織するの最も必要なるを確信し、一面國務に執筆すると共に、一面新政黨組織に従事し、其創立の主旨を發表せり。然るに不幸政局は予の微力及ばざるがために、内閣の辭職となりしも、政黨の事業は一旦踏出したる以上は、終身努力すべきは、今更言を俟たざる所なり。

諸君、克く始めある者は克く終りありとは、古人の教へたる格言にして、予は常に之を服膺し居るものなり。予は新政黨と終始せむとするものなり。予の決心の存する所は、十分諸君に於て諒知せられむことを希ふ。

本會は、創立主旨發表以來、僅か一箇月有餘なるに拘らず、此の如き盛況を見る。以て本會前途の隆盛なるべきは、諸君と共に疑はざる所なれども、由來油斷は大敵なれば、本會の隆盛と共に、諸君が不屈不撓、十分熱誠を以て盡力せられむことを希望す。

終りに臨んで、始めあり、終りあるべきは、私の拳々服膺する所にして、唯一時の都合の爲めに政黨を組織するものに非ざること、重ねて言明す。諸君は種々の風説に迷はざる、事なく、聊かなりとも、人を惑はすの風説に對しては、直に之を打消されん事を希望す。

〔按ずるに〕立憲同志會の組織成るや、當時、男爵後藤新平、同志會の旨趣を闡明し、世上の疑義を解かんが爲に、一篇の意見書を草し、公の同意を経て、之を大石、河野、武富、箕浦、島田の五領袖に示せり。其の大意は帝國憲法の本義を闡明し、英國的の政黨内閣主義を否認するに在りしといふ。

大石、河野等之を閲し、以爲らく、此の論旨の歸者如何は姑く置き、今同志會創立の際に於て、之を公にせば、徒に世人の疑惑を増すのみにして、同志會の前途に影響するところ少からざるべし、若かず、姑く之を世上に公にすることを止めんにはと。

河野自ら公を其の病床に訪て、其の意見を陳せしに、公も亦茲に慮る所あり。乃ち書を後藤に與へて其の注意を促がし

たり。其の書に曰く

河野氏尤も困難を究め申候。

前略高許、昨日は御來訪多謝。陳者、唐突の至に候得共、只今河野廣中氏急に面會を求め來り、何事ならんと面會を致候處、其の要は先達而五人の連中に御示被成候書類印刷のもの持參、實は本日とか昨日とか柵橋(柵瀨の誤りか)代議士出候處、御垂示に相成候由に有之申候。右に付ては元より貴見の有る處は判然致居候事故、事實に於ては何等我等の意に背きてまでも、爾他の人々の意見を主張する譯にも無之、兎に角、如右書類世上に顯れ候得者、敵黨等は此機に乗じ攻撃を百方より加へ來り、切角御高配に由り、地盤の出來居共、今日内閣の論戰の爲め萬事水泡に相成候は注意を要し候場合かと被存申候。何は兎にあれ、老生現下の病軀を以て、是等の處置をなすは随分困難不少。就而は老生の全快致候迄は、書類を世上に御配布は勿論、萬事右の問題に付ては其のまゝと成置候様吳々も願上候。老生病中黨内に紛々を生じ候事は、充分御勘辨相願度ものに候。先は要件のみ。早々、亂筆御推讀被成下度候。拜白。

五月二十六日

太 郎

後藤 男爵 閣下

聞説らく、公が第二次内閣總辭職の後、公は 先帝(明治天皇)に謁して新政黨組織の志を述べ且つ奏して曰く、今や 陛下龍體平安、老臣等息災、太平の恩澤に浴するを得る、何の幸か之れに如かん。然れども、陛下百歳の後、時勢の變遷未だ測るべらざる也。伏して冀くは 陛下、臣をして殘軀を抛て國民的政黨を組織し、國民と共に皇室を擁護し、國民と共に憲政に貢献し、由て以て聖恩の萬一に報ずるを得せしめんことを。先帝之を嘉納し給ひたりと云ふ。是れ實に明治四十五年にして、公が洋行以前の事なりしなり。

公は身を臺閣に委し、國家の樞機に參せしより、大勢の潛運默移、人意の外に出づるものあるを感じ。元

老凋謝相踵ぎ、藩閥的勢力の恃むべからざるを感じり。

平民的勢力の得て抗すべからざるものあるを感じり。尊王愛國の思想精神を、階級的に専有するの不可なることを感ぜり。妥協政治の永續す可からざるを感じり。既成政黨の墮落に瀕しつゝあることを感ぜり。是に於て公は今日に當り、内は皇室中心主義を奉じ、外は帝國主義を實行する、國民的大政黨の樹立せざる可からざる必要を認識したり。公曰く、

尊王愛國の旗幟を二重橋内に樹つるは先輩の在るあり。予不敏と雖も、希くは此旗幟を二重橋外に樹つるを得んと。是れ公が斷然身を抽て、伊藤、山縣以外に於て一頭地を出し、立憲同志會を組織し、由て以て後人繼ぐ可きの業を成さんことを志したる所以なりし也。^(二三)

斯くの如く、立憲同志會は、主として桂公等の政權維持の見地から、民衆的地盤に據つてゐるところの政友會及びその他の反對勢力に對抗せんがために、新に民衆的基礎を求めて組織された少数者の集團であつた。

我が國の無產政黨は、聯盟的過程を辿つて成立したが、しかし、何れの無產政黨も、みな、一部少数者——主として知識階級に屬する人々——の手によつて成立せしめられたのであつた。

選舉權の擴張殊に普選の實施は何處に於ても無產政黨の出現に「機會」と「希望」とを與へた。我が國に於ても無產政黨の樹立は、大正十二年、普選を標榜せる山本内閣の時から、主として一部の知識階級によつて主唱せられ、それが大正十三年六月の『政治研究會』の創立となり、次いで、幾多の内部的分裂鬭争の後、十四年十二月一日（普選施行後）に於ける『農民労働黨』の結黨となつたのである。

農民労働黨の加盟團體及び宣言は次の如くである。

(一) 加盟團體

日本農民組合、官業労働總同盟、東京市電自治會、日本司厨同盟、日本労働組合聯合、大阪市電自助會、政治研究會、全國水平社無產者同盟、日本製陶労働同盟、機械労働組合聯合、中部農民組合、日本農民總同盟、借家人同盟、東京無產青年同盟、工友俱樂部、東京家具工組合、陸軍火工労働組合、労働懇和會、東京衛生道路従業員組合、純労働者組合、消費組合聯盟、蒲田労友會、共和會、奈良縣互工聯合、大阪非筋肉労働組合、大同電力従業員組合、神戸サラリーマンユニオン、海員刷新會、神戸一般労働者組合、神戸無產青年同盟、青年同盟静岡縣準備會、九州民憲黨、全日本無產青年同盟、大阪青年同盟、横濱労働組合。

(二) 宣言

民衆の時代が來た。民衆がそれ自身の政治を確立する時が來た。普選の實施は決して唯單に一葉の投票用紙を行使する權利を與へられたことではない。夫れはわが幾千萬無產大衆の意志を政治の上に直接反映せしむることを目的とする。即ち普通選舉制度の下にある民衆は必ず夫れ自らの政黨を組織し獨立せる政綱政策を有しまた常に眞正なる自己階級の意志を政治上に實現すべきである。

しかもわが國從來の政黨は、純然たる有產階級の政黨にして、一として無產階級の意志を代表するものはない。即ち政治は常に少數有產階級並びに特權階級の獨占するところとなつてゐた。わが國政治上の一切の禍根はこの内に存して、經濟的社會的苦悶はすべてこの禍根より醸成されつゝあつた。

われ等はこの禍根を一掃し眞にこゝに大衆團結して我農民労働黨を樹立した。惟ふに新に選舉權を獲得したるわが八百萬餘の無產階級労働者農民諸君は必ずわれ等と同一の理想を持し、共通の利害を感じ、來り加はつて

協同すべきを確信する。

全日本の労働者よ農民よ、今こそ一切の障碍を排撃して全無産階級の陣營に集れ。

(三) 決議

農民労働黨は昨日までわれ等の僚友として準備を共にした日本労働總同盟、日本労働組合評議會の二大組合が再びわれ等と共同の陣營に來り加はることを希望す。

なほ、農民労働黨の幹部は農民組合や労働運動のリーダーであるが大部分は知識階級に屬する人々である。しかるに、この政黨は結黨當日解散を命ぜられたので、黨の『活動分子』は聯盟主義の下に黨の再組織に取りかかり、大正十五年三月五日をもつて『労働農民黨』の結黨式を擧げるにいたつた。労働農民黨の宣言及び綱領は左の如くである。

(一) 宣言

普通選舉の實施は我國の政治に一大革新の機會を齎した。それはただに少數特權階級の手に獨占せられたる政治を多數民衆の前に解放したのみでなく、實に多年鬱積せる政治的、經濟的弊害のためにまさに悲しむべき一大破綻の暴露をも避け難きを憂へしめたる我が國民の社會生活に、尊ぶべき合理的手段による改造の希望を與へ、健全なる國民生活の樹立のために讃ふべき新時代の曙光を豫示するものである。

我等無産労働階級はこの千載一遇の重大なる時期に當面して與へられたる我等の國民的義務につきて、深く省察するとともに特に現代社會に於けるわれ等の歴史的使命を自覺し、新に獲得したる我等の参政權を最大限度に迄有効に行使して國家の隆昌、社會生活の改造、人類文化の向上進歩のために寄與するところがあらねば

ならぬ。

これ實に我等無産階級が自ら救ふ最善の道であるとともに、また實に我等の義務である。惟ふに現時のわが國民的生活に於て最も憂ふべき現象は貧富の懸隔日に益々いちじるしく國民の最多數を占むる我等無産階級即ち、労働者、小作農民をはじめとして幾百萬の小農小商工業者、下層俸給生活者等の生活が全く經濟的並に精神的安全を失ひつゝあることである。實に現在の國民生活の基底を惱ましつゝある一切の社會的苦悶は、この經濟的、精神的、生活的不安動搖のうちより醸成され延びては人類文化の前途に拭ふべからざる暗影を漂はしめつゝあるのである。

斯くの如きは資本主義經濟組織の發達による資本の蓄積集中に伴ふ必然の結果であつて、現代の全世界に共通する社會的一大疾患であるとともに、我等が敢てわが政治經濟の根本的整正、社會生活の改造を必要ありと主張する所以である。

眞に國家を愛するもの、民衆を念ふもの、人類榮達の文化と平和とに光輝あらしめん事を希ふものは何人とも我等と思念を同じうして一日も速かに富の生産分配の公正を確立せんことを希求しつゝあることを信ずるものである。

さればわが労働農民黨はその立黨の根本精神を第一わが無産階級の生活權の確立に置き、力を盡して國民最多數の生活の安定を圖ると共に、よつてもつて我が國運の無窮の隆昌と社會文化の無限の向上發達とに貢献せんことを期するものである。しかしてその手段としては、あくまで公明正大なる言論と合法的政治の運用即ち議會政策によりて邁進せんとするものである。近事わが國の議會は腐敗墮落その極に達し、議員の言論は毫

末の權威なく、醜態百出して面をむくるに忍びざるものがあるがために、國民の多數は漸く議會に對する信頼を喪失したりとは言へ、斯くの如きは全く特權階級のみによりて作られたる既成政黨の罪であつて、必ずしも議會制度そのもの、罪ではない。されば普選によりて新に參政權を獲得したるわれ等無產階級は、われ等の純潔なる參政權を飽くまで公明正大に行使して、先づ議會を革正し、眞にわが光輝ある議政の府たらしむることによりて、必ずわが黨の主張を貫徹せしめ得べきを信するものである。しかしながら、かの徒らに外國の理論又は行動を直譯して特殊の歴史と社會形態とを有するわが國情を顧みざるが如き一部論者の矯激なる主張の如きは、われ等の絶對に賛成し能はざるものである。よつて我等はこゝにわが黨の綱領政策を定めて主義主張を天に宣明するとともに、廣くわが全無產階級の同志諸君の直ちに來りてともに協同せんことを切望してやまざるものである。

大正十五年三月五日

勞働農民黨

(II) 綱領

- 一、我等は、我國の國情に即し、無產階級の政治的、經濟的、社會的解放を期す。
- 二、我等は、合法的手段に依り、不公正なる土地、生産、分配に關する制度の改革を期す。
- 三、我等は、特權階級のみを代表する既成政黨を打破し議會の徹底的改造を期す。

勞働農民黨が聯盟主義の下に少數のリーダーズの手によつて、つくられたものであることを實證するために、なほ、こゝに麻生久氏の「無產政黨とは何ぞ」に於ける一節を引用する。

第一回懇談會より結黨式に至るまで

第一項 第一回懇談會

第一回懇談會は豫定の如く大正十五年一月十五日大阪中之島公會堂に於て開催せられた。當日出席せる團體は次ぎの如くである。

司廚同盟——井上、早川

製陶同盟——荒谷、面

組合聯合——阪本

勞働總同盟——山名、赤松

官業勞働——川村、辻井

農民組合——山上、三宅

當然出席の筈にして出席せざるもの

機械聯合、自治會、中部農民。

第一回懇談會が開かるゝに先だつて種々なる流言が放たれ、自治會及機械聯合の不參加が傳へられたのであるが、當日二組合は噂の如く缺席するに至つた。茲に於て、總同盟の代表者は、當然參加すべき筈の四團體が缺席する以上、正式なる準備機關を設くるに先だつて、今少しく各團體間の隔意なき諒解を遂ぐる必要ありとなし、主宰者側が此會合を正式の無產政黨準備協議會となさんとするに反對したのであつた。斯くて協議の結果、今日の會合を第一回懇談會とする事とし、何等常設的機關を設けず、輕き意味の懇談會を時宜に應じて

開催する事に決定した。

斯くて懇談會は進められたのであつたが、次ぎの懇談會を開くに當つて勧誘すべき團體を決定するに當つて、一つの問題が惹起したのである。それは製陶同盟の面氏が、次ぎに勧誘すべき諸團體を決定するに當つて、「評議會を勧誘しては如何、もし勧誘する事が困難ならば、その理由を明かにせられたし。」との提議がなされたがためである。

總同盟が最初此會合の勧誘に應ずるに到つた所以は、九團體の完全なる出席、及び評議會の除外に對する完全なる諒解が、各團體間に既に決定せるを信じたがためであつた。然るに今、面氏の提議がなざるゝに及んで最初の豫想は裏切られたのである。

懇談會はこの提議のために著しく緊張し、不安の影が投ぜらるゝに至つた。同提案に對しては、投票説と懇談説とに分れたのであつたが、結局懇談する事に決し、別室にて懇談中、評議會の鍋山氏より次ぎの如き申出であつたため、此問題に對して懇談するの必要を見ざるに至つた。

評議會は從來總同盟との行がかりを考へ、感情の疎隔したものが同一黨内にある事は、黨の融和を破る素因であるから、若し評議會勧誘を可決されても、この際遠慮したい。

かくて當日の暗礁となつた評議會の問題も解決を遂げて、左の件を申合せて午後五時第一回懇談會を散會したのである。

一、我等は無産政黨樹立のため隔意なき了解の下に協同一致努力せん事を期す。

一、次回以後の懇談會に左の團體を勧誘する事に決した。

自治會、機械聯合、自助會、中部農民組合、海員組合、海軍聯盟。

一、團體勧誘の世話人を次ぎの如く定めた。

東京方面——農民組合、總同盟、製陶労働、労働組合聯合。

中部農民——製陶労働。

海員組合——司厨同盟、官業労働、總同盟、農民組合。

自助會——官業労働、總同盟。

海軍聯盟——農民組合、官業労働。

一、本會の名稱、「無産政黨準備懇談會」

一、次回の會合を次ぎの如く定めた。

(日時)二月十三日頃、(場所)東京、(出席人員)各團體二名、(世話人)農民組合、總同盟

第二項 第二回懇談會

第二回懇談會は大正十五年二月十三日、豫定の如く、東京五反田玉姬俱樂部に於て開催せらるゝに至つた。當日出席せる者は左の如くである。

労働總同盟——麻生、赤松

農民組合——山上、三宅

自治會——濱田、吉田

官業労働——川村、日淺

司厨同盟——井上、森脇
製陶労働——荒谷、面
組合聯合——坂本、坪井

尙ほ本日の懇談會が開催せらるゝに當つて總同盟代表は、今日の懇談會に對しては一切の態度を保留する旨を告げたのであつた。それは、第一回の懇談會の開催に當つて、自治會及機械聯合の缺席及び面氏の提議によつて總同盟の内部に論議を生じ、ために第二回懇談會に對しては更に中央委員會を開いて其對策を講ずる事となつたためである。然るに別子銅山争議のため未だ中央委員會を開く運びに至らず、第二回懇談會の延期を申入れたのであつたが、時既に遅く十三日懇談會を開く運びとなつたがためであつた。

茲に於て、懇談會は總同盟の態度保留のまゝ、山上氏を司會者とし、荒谷氏を議長として開始せられた。當日の報告並びに決定事項は次ぎの如くである。

一、さきに勧誘すべき事を決定したる三組合に關する報告

海員組合——出來上つたものを見たる上にて参加するやも知れず。

海軍聯盟——右に同じ。

自助會——未だ返事なし。

議題

1 黨の性質

現實に立脚した大衆的政黨（趣意書に於て明瞭にする事）尙ほ、共產主義者に對しては左の如き申合せがな

された。——此申合せは當日は公表せざる事に決したけれども、黨成立後第二回中央委員會に於て自然公表さるゝ結果となつた。

申合せ

評議會、政治研究會、無産青年同盟、水平社青年同盟は、其幹部たると平會員たるとを問はず、共產主義的色彩あるものは絶対に入黨を拒絶する事。

並びに、其他黨の綱領規約に反する者は一切拒絶する事。

2 黨の構成範圍

(イ) 結黨まで

懇談會に出席せる個人、團體及び其推薦せる人、新らしく推薦する人に對しては、特別委員を舉げて協議せる結果、創立委員中に、安部磯雄、堀江歸一、高野岩三郎、賀川豊彦の四氏を推薦、交渉する事に決定。

(ロ) 結黨後

個人單位、尙ほ前記申合せの者は入黨拒絶

3 黨の構成方法順序

(イ) 創立委員會を設くる事、但し一團體より二名乃至五名各團體より自選

(ロ) 趣意書、創立委員會にて起草

(ハ) 綱領規約、第一次創立委員會以外に大阪の總聯合、官業、農民にて草案を作成する事

(ニ) 第一次創立委員會、三月三日四日大阪にて開く事

(ホ) 事務所、官業労働、その掛り、川村、阪本

第三項 創立委員会

1 労働總同盟の態度

前記の如く、第二回懇談會に對して總同盟は一切保留の態度を以て臨んだのであるが、二月二十七日八日に亘つて政治部會、續いて中央委員會を開いて、創立委員会に對する態度を決するに至り、左の如き決議をなした。

日本労働總同盟は從來の如く、今後も亦友誼團體と協力して、健全なる無産政黨を成立せしむべく努力す。但し、總同盟は共產系排除の態度をもつて無産政黨創立委員会に臨む。右の趣旨に基づき左の五名の委員を選んで其衝に當らしむ。

麻生、西尾、山名、松岡、赤松。

一度總同盟の態度が發表せらるゝや、不安と好奇の念を持して總同盟の態度を注視してゐた新聞紙は、共產系排除の内容並びに黨に對する態度を憶測して種々の誤報を傳ふるに至つたので、總同盟は左の如き聲明書を發して其内容を明かにするところがあつた。

聲明書

労働總同盟の無産政黨問題に對する態度に就て、新聞紙上に種々の誤解が傳はつてゐる様であるが、我等の態度の真相を述べるならば、共產系排除の態度は一貫して居るけれども、その内容は次ぎの如くである。

第一、無産政黨の性質は反共產黨たる事を要す。——此の點は去る一月十三日の懇談會の申合せの精神に一

致するものと考へる。

第二、評議會、政治研究會、無産青年同盟、水平社無産社同盟に屬するものを一切政黨の構成分子より除外すること。此の點については、懇談會の申合せと多少意見の不一致を生じて居るが、我等は此の點について友誼團體の諸君と十分の協議を遂げたいと希望してゐる。

第三、いかなる團體たる個人たるかを問はず、共產系と目されたる者を政黨の構成分子より除外すること。——此の點は前記の懇談會の申合せと一致するものと考へる。この點につき、個人の氏名を指摘して種々揣摩憶測の行はれることは我等の心外とする所である。

尙、世上に於て總同盟が政黨の黨首其他の事項について、獨占的要求を持して居るかの如く傳へられて居るが、之れ全く事實に反するものであつて、我等は此等の事項に關しては、全然協議せざるものである。

2 創立委員会

無産政黨創立委員會は豫定の如く三月三日午前十一時四十分より、大阪中之島公會堂に於て開催せらるゝ運びとなつた。参加團體及び出席者左の如くである。

労働總同盟——麻生、赤松、西尾、山名、松岡

労働組合總聯合——坂本、坪井

日本製陶労働——大野、林

市電自治會——濱田、北島

農民組合——山上、莊原、三宅、安藤、森
官業労働——川村、辻井
司厨同盟——井上、森脇
自 助 會——菅（傍聴者として参加）

川村氏推されて座長となり、さきに創立委員として推薦せし四氏に對する報告をなした。

安部 磯雄 承諾

賀川 豊彦 承諾

堀江 歸一 拒絶

高野岩三郎 洋行後まで保留

次で山上氏推されて議長となり、愈々開會を宣するや、麻生氏立つて發言を求め、「總同盟の決定したる態度に對し協議するため懇談會を開きたし」と提議した。之れに對して莊原氏は、懇談に入るに先だつて、質問したしとして左の質問を發した。

一、總同盟の聲明は絶對的のものなりや

二、總同盟の委員は組合から全權を委任されて居るか

之れに對して麻生氏は左の如き回答をなした。

一、聲明は必ずしも絶對的のものではなく、それがためにこそ懇談せんと欲するのである。

二、總同盟の組織上全權を委任されてゐると云ふ事は出来ないけれ共、適宜な處置は執り得ると思ふ。

茲に於て委員會は秘密懇談會に移り、共產系排除に對する總同盟の聲明に就て、長時間論議したのであるが、結局、趣意書中に反共産的の意味を明瞭にする事に決して、總同盟は友誼團體の意志を尊重し讓歩する事となつた。

斯くて、委員會は共產系排除に關する難關を突破し、再び委員會を開催して、綱領、規約の討議に入る順序となつたのであるが、坪井氏の提議によつて、各團體より二名宛の委員を選んで綱領規約審査委員會を設け、之れに一切を委任する事に決した。續いて三宅氏立つて、來る五日結黨式を舉行すべき事の提議をなし、結局、それも可決せらるゝに至つて、午後四時三十分第一日の委員會を閉ぢたのである。

綱領規約審査委員は左の如く決定した。

農民 三宅、總同盟 赤松、自治會 濱田、總聯合 坂本、官業 川村、製陶 林、司厨 森脇

△三日夜の小委員會

三日夜大阪労働學校校舎に於て小委員會を開催、綱領及規約草案の修正と翌日問題化した役員の人選問題について一應の下相談を行つた結果

中央執行委員長 杉山元治郎

書記長 麻生 久

會計 坂本孝三郎

の役員人選を爲したが、坂本氏は即時に之れを辭退し、杉山、麻生の兩氏は列席して居なかつたので、一應直接の交渉を行ふこととして散會した。

翌四日午後一時、第二日の創立委員會が開かれた。先づ最初に、坂本委員長の小委員會に於て決定せられた綱領規約の報告ありたる後直ちに役員の詮衡に關して懇談會に移り、前夜小委員會によつて決定せられた、中央委員長並びに書記長の候補者たる杉山、麻生兩氏に對し其承諾を迫つたのであつたが、杉山氏は之れを承諾したるに對し、麻生氏は諸種の事情のため固辭して受けず、ために書記長は暫時缺員の儘、結黨式を擧ぐるに決した。

午後五時創立委員會を再會、綱領規約の審議に入り、小委員會の案を可決し、次に黨名の問題に就て討議したる結果、「労働農民黨」を可決するに至つた。

黨名に對しては労働黨と労働農民黨の二案があり、労働農民黨は結局労働黨と略稱せられて露西亞の労働政府を聯想せらるゝの怖れありとされたのであるが、労働黨では農民に親しみ少く、別に農民黨成立の怖れありとして労働農民黨と決定するに至つたのである。次いで議長は尙ほ本部所在地、役員、中央委員、結黨式準備に關する諸件が残つてゐるが、後刻に譲る旨を宣して午後六時、第二日創立委員會を閉ぢたのである。

△第二日夜の委員會

四日夕食後八時より懇談會の形式を以て晝間未了の事項を協議し左の決定を見た。

△本部所在地——東京（従つて規約中にこの辭句を挿入する）

△中央委員數——結黨式後の創立大會迄は臨時施設として参加團體の委員割當てを左の如く定めた。尤も新参加を豫想して次期大會まで必要に應じ中央委員全員の賛成ある場合は五名迄委員の増員を許すこととし又特別推薦の個人委員中承諾した安部、賀川の二氏をも中央委員に推薦することに決定、尙ほ各團體の選出の委

員人選は其團體に一任。

農民七名 總同盟四名 官業三名 總聯合二名 自治會一名 製陶二名 自助會一名

△創立大會——執行委員會に於て決定（結黨後）二ヶ月説——坂本、同三ヶ月説——三宅等期日につき異論があつた。

△創立費——結黨式より創立大會に至る期間、中央委員一名に付一ヶ月十圓を離出し、他は寄附金を以て充て、

原則として黨費を流用しないこと

△黨費徴收方法——入黨と同時に一ヶ年分六十錢納付のこと

△結黨式——三月五日午後一時より大阪市土佐堀青年會館に於て舉行

△宣言書——各團體一名宛の起草委員に一任

△會計年度——毎年十月一日より翌年九月三十日に至る

以上の決定を見た後、十時より役員問題に付密議を行つたが、結黨式に於ては中央執行委員長のみの選定に止め、書記長及會計選舉を行はず、庶務及會計事務を處理すべく臨時役員を擧げることにして一應の準備事務を終了した。

労働農民黨の成立

第一項 結 黨 式

大正十五年三月五日午後一時、幾多の難關を突破して、労働農民黨結黨式は舉行せられたのである。式は次ぎの順序を以て進行した。

開會の辭、坂本孝三郎

……次に委員の問題に對しては既に諒解が成立してゐることとて、別に審査の手續をふまず、金子忠吉(書記)氏が左の十九名を委員と認めて朗讀、滿場之を可決した。

麻生久、赤松克麿、西尾末廣、山名義鶴(以上總同盟)、濱田藤次郎、北島榮(以上自治會)、坪井專次郎、坂本孝三郎(以上總聯合)、赤脇甚一、井上朝次郎(以上司厨)、大野兼吉、林鶴之助(以上製陶)、辻井安太郎、川村保太郎、岩佐巧(官業)、山上武雄、莊原達、三宅正一、森英吉、行政長藏(以上農民)

議長に川村保太郎君を推して議事に入る。

△議長の挨拶(略)

△經過報告(略)

△祝電披露(略)

△綱領審議(略)

△規約審議(略)

△宣言(略)

△役員選舉——は西尾氏提案の議長指名に依る各團體一名宛の詮衡委員を選出して行ふ方法によることに決し議長は左の七名を指名する。

赤松克麿(總同盟) 林鶴之助(製陶) 森英吉(農民) 坪井專次郎(總聯合) 北島榮(自治) 辻井太郎(官業) 井上淺次郎(司厨)

詮衡委員は別室にて協議したが、既に各團體から豫め左記の人々を推薦してあつたので、同委員會は單なる形式的のものに過ぎず、各團體推薦者を異議なく認めたのであつた。かくて委員長辻井氏から左記の役員を報告して滿場承認。

一、中央執行委員長杉山元治郎

一、書記長三輪壽壯(第二回中央執行委員會にて決定承認)

一、中央執行委員

總同盟——西尾末廣、吉光悦心、松岡駒吉、麻生久

農民組合——山上武雄、莊原達、高崎正戸、前川正一、西光菖吉、須永好、三宅正一

官業労働——村田菊次郎、川村保太郎、福田由太郎

組合總聯合——坪井專次郎、坂本孝三郎

司厨同盟——井上淺次郎、入舟横吉

市電自治會——佐々木專松、濱田藤次郎

製陶同盟——林鶴之助、木村愛次郎

安部磯雄、賀川豊彦

△中央委員長の挨拶

かくて新役員は黨名簿に各自署名し、委員を代表して杉山氏から左の挨拶があつた。

普選はブルジョア政黨が我々に與へた如き口吻を漏らしてゐるが、之は彼等の巧妙なる名譽心に基づく口實

であつて、實はプロレタリアが彼等を脅して奪つたものであつた。我々は單に經濟的闘争に止まらず、政治的方面からも解放を期すべく茲に農民労働黨を作つたが、僅か三時間にしてつぶされてしまつた。

其後三ヶ月間之が覆轍に鑑み各團體有志間に熱心なる努力が續けられた結果、茲に新に政黨の成立を見たるは吾人の喜びである。この光榮ある労働農民黨の榮職に就くやう昨日話があつたが、私はその器でないのみならず、農民組合の仕事で忙殺されてゐるので之を辭退した。然し組合本部員、顧問初め中央委員がその引受けを希望され且つ他團體の有志も亦切に懇望されたので遂に黙し難く此際之を引受けした次第であるが、私としてはこの重職を完ふするは不可能である。だが然し今後諸君の指導を仰ぎ、出来るだけの努力を拂ひつゝ重職を完うしたい。そして社會主義の建設の爲め十二分の盡力を惜まぬ覺悟である。

△閉會の辭

最後に議長長川村氏より我等の前途には幾多の困難があるであらうが、宜しく我黨の全き發達のため奮戦することを契ふ意味の簡單なる閉會の辭があり、行政氏の發聲で萬歳を三唱して光榮ある結黨式を閉じた。時に午後三時半、閉會より僅かに一時間であつた。^(二十四)

次にイギリスの労働黨 (The Labour Party) は千九百年に成立したものであるが (但し労働黨の名稱を使用したのは千九百六年以後である)、その成立は全く聯盟的過程を辿り且つ少数者の手によるものであつた。イギリスには千八百六十七年の選挙權擴張以來、『労働代表聯盟』(千八百六十九年)、獨立労働黨(千八百九十三年)及びその他の政治行動集團が組織されてゐた。しかし、これらは皆一部主義的な集團であつた爲に、労働組合——それは當時社會主義を歡ばなかつたところの——の協力を贏ち得ることが出来なかつた。従つて、どの團體もみな

その政治的勢力は微弱であつた。

千八百九十九年、労働組合全國大會がブリマウスに於て開かれた時に、前以て獨立労働黨の首領ケーア・ハーデー等によつて作成され、鐵道従業員總聯合執行部の手を経て、大會の代議員の一人なるジェームス・ホルムスに手交された一つの決議案が議題に上程された。その決議案は

「本大會は、先年來の決議に鑑み且つ下院に於て労働者の利益の一層よき代表を獲得せんがために、こゝに議會委員會に指令して、消費組合、社會主義的労働團體、労働組合及びその他の労働團體を勧誘せしめ、參加諸團體の代表者を網羅する特別會議を開催し、相互に協議して次の議會に於ける労働議員の増加を得る方策を講ぜしむるものである。」

といふものであつた。この決議案に對しては『労働組合運動と政治運動とを混同するな、労働組合は經濟行動の範圍を守れ』といふ反對が、可なり強かつたのであるが、投票の結果、五十四萬六千票對四十三萬四千票の差で『決議案』の通過を見るにいたつた。なほこの決議を實行する爲に、議會委員會から四名、獨立労働黨、社會民主聯盟、フェービアン協會の三團體から各二名宛合計十名の實行委員が擧げられた。

斯くして翌年(千九百年)の二月二十七日には、諸労働團體の『特別會議』がロンドンのメモリアル・ホールに於て開かれるにいたつたが、會議は新聞、既成政黨、及び一部の有力なる組合指導者等から無視され、また組織労働者達もあまりこれに期待をかけなかつた。それに拘らず、約五十萬の團體員を包擁する七十の團體が百二十九名の代議員を送り、さうして會議の書記長にはラムゼー・マクドナルドが任命された。

會議に於ては次の選挙に擁立さるべき候補者の性質につき二つのグループが互に闘争を續けた。即ち一つのグ

ルuppは労働議員は労働者出身でなければならぬと主張し、他のグループは労働運動に同情を有し且つこの會議の是認する團體によつて支持された者は労働議員と看做してよいと力説し、さらに他のグループは階級闘争と生産・分配・交換手段の公有化とを信する人々のみを労働議員候補者と看做すべしと主張した。しかし、中間派の説が勝を制して次の決議案が百二對三の差をもつて成立するにいたつた。

『本協議會の希望する下院に於ける労働階級意見は、労働運動の目的と要求とに同情を有し且つ何れかの組織労働團體によつて立候補を支持されたる人々によつて代表されるべきものとす。』

けれども、これだけでは、必ずしも労働黨をつくることにはならないので、ケーア・ハーデーは獨立労働黨の名に於て次の修正案を提出し、満場一致をもつて採擇された。

『本協議會は、自身の院内總理と同意されたる政策とを有する獨立の労働議員團體を議會の中に創立せんとするものである。政策に關しては、その立法が労働階級の利益を増進するものなる限り、その提出政黨の如何を問はず、労働議員團體はそれと協力すべきである。之に反して、反對の傾向を有する政策に對しては該政策に反對する政黨と協力すべきである。なほ、労働議員團體所屬の議員は第一決議によつて支持されたる候補者に反對する事を許されない。』

かくて、この會議は、労働組合側から七名、獨立労働黨、社會民主聯盟から各二名、フェービアン協會から一名合計十二名の執行委員を選び、さらに、ラムゼー・マクドナルドを書記長に任命して、其れ自身を「永續的團體」^(二十五)たらしめ、さうして名を「労働代表委員會」(The Labour Representation Committee)と稱するにいたつた。

千九百年に於ける労働代表委員會即ち労働黨の支持團體員數は三十七萬五千九百三十一人であつて、その内譯

は

労働組合數 四十一 人員三十五萬三千七十人
 社會主義團體數 三 人員二萬二千八百六十一人
 労働評議會及 七
 地方労働黨數

合計三十七萬五千九百三十一人

である。また、労働黨は千九百年の選舉に於て十五名の候補者(バーンスは黨の候補者とならなかつた)を立てたが、當選者は二名(一名はケーア・ハーデー、他の一名はリチャード・ベルであつた)であつて、得票數は六萬二千六百九十八票であつた。當時、組織労働者の總數は約二百萬人^(三十六)であり、さうして労働組合指導者等の中で、自由黨に好意を有するものが可なり多數あつた。かやうに、イギリスの労働黨は少數者の手により、また、少數者の集團として創立するにいたつたものである。

またドイツの社會民主黨(Sozialdemokratische Partei Deutschlands)は、千八百七十五年のゴータ會議に於て、ラッサール派の全ドイツ労働者聯盟(Der Allgemeine Deutsche Arbeiterverein)とマルクス派——リールブクネヒト及びベーベルによつて率ゐられた——の社會民主労働黨(Die Sozialdemokratische Arbeiterpartei)とが自己保存のために合同した結果成立したものである。當時、全ドイツ労働者聯盟の黨員數は約一萬五千名であり、また、社會民主労働黨の黨員數は約九千名であつた。

全ドイツ労働者聯盟は千八百六十三年の初夏、ライプツヒヒに於てラッサールを中心とする労働者團體によつて組織されたものであるが、ラッサールはこの聯盟を擴大してドイツの全労働者を網羅する一大政黨たらしめや

うと企圖したのであつた。彼は労働階級の經濟的解放は政治行動によつてのみ成就されると考へた。彼は『政治的優越——政權の獲得』のみが労働者を救ふ唯一の道であると考へた。そこで彼は普選の獲得を主張した。しかるにラッサーレは翌年の夏、決闘のために死亡したので、運動に一大頓挫を來たし、黨員數の如きも當時四千六百十名ばかりであつたと言はれる。また、社會民主労働黨は千八百六十九年アイゼナツハに於てリーブクネヒト等によつて組織された少數者の團體であつて、これは一面に於てはマルクス等の『國際労働者聯盟』の支部でもあつた。リーブクネヒトは立黨の目的を自由民衆國家 (Freier Volkstaat) の實現にありとなし、そのために政治的自由の獲得を主張した。これ等の二つの『無産政黨』は對立して反目を續けてゐたが、ビスマルクの彈壓を受けるにいたつて、遂に合同したのであつた。^(二十七)
(イギリスの労働黨は労働組合の指導者等によつて動かされたが、ドイツの無産政黨は逆に労働組合を動かした。二十八)

要するに、現代の政黨は既成政黨たると新興無産政黨たるとを問はず、概して、少數者の手によつて成立せしめられたものである。従つて、それは民衆——大衆の間から自然に發生したものではなく、むしろ逆に、少數者の活動によつて民衆——大衆の間に植えつけられたものである。集中的政黨たると聯盟的政黨たるとを問はず、最初は皆少數者の集團であつて、それが民衆の一部に根を下して、漸次に民衆——大衆を誘導しながら、その『勢力圏』を擴大して行く。しかしながら、總ての政黨が発育し成長するとは言はれない。民衆——大衆によつて『受け容れられる』もののみが、成長し且つ繁茂するのである。

(一) 伊藤痴遊著 明治裏面史續篇一九三一—一九五頁

(二) 河野磐州傳上卷四一八—四二二頁

- (三) 林田龜太郎著日本政黨史上卷一四九頁以下
 (四) 大津淳一郎著大日本憲政史第二卷四九九頁以下
 (五) 自由黨史上卷五一八頁以下及び大津淳一郎著大日本憲政史第二卷四九二頁以下
 (六) 明治憲政經濟史論一九八頁以下
 (七) Charles Beard, The American Party Battle, p. 13.
 (八) 立憲政友會史第一卷一〇頁以下
 (九) 同上 一三頁以下
 (十) 同上 二二頁
 (十一) 同上 二九頁以下
 (十二) 同上 三二頁以下
 (十三) 余の知れる伊藤公其二 三四頁以下
 (十四) 陶庵公 一七二頁以下
 (十五) 自由黨史上卷五四一頁以下
 (十六) 大津淳一郎著大日本憲政史第二卷五四二頁以下
 (十七) 伊藤痴遊著明治裏面史續篇一九五頁以下
 (十八) 大隈侯八十五年史第一卷八七〇頁以下
 (十九) 明治憲政經濟史論一三三頁以下
 (二十) 伊藤正徳編加藤高明上卷七五九頁以下
 (二十一) 立憲政友會史第三卷七〇五頁以下
 (二十二) 陶庵公二八八頁以下

- (二十三) 公爵桂太郎傳坤六七頁以下
- (二十四) 麻生久著無産政黨とは何ぞ二七七頁以下
- (二十五) The Book of the Labour Party Vol. I. p. 125.
- (二十六) Carr-Saunders, Social Structure of England and Wales, p. 77.
- (二十七) Mehring, Geschichte der Deutschen Sozialdemokratie, Zweiter Teil 3. und 4. Band S. 77—
- (二十八) Wertheimer, Portrait of the Labour Party p.p. 5—6

第四章 政黨の發達

第一節 政黨の發達過程

政黨の發達過程は國によつて必ずしも同一ではない。恰もアメリカに於て製作された映畫なり寫眞なりがドイツやフランスのそれ等とは大いに異なる「特異性」をもつてゐるやうに、政黨の發達にはその國——一般社會——の特異性が多分に作用してゐる。

例へば、イギリスとアメリカ合衆國とは共に二大政黨組織をもつてゐるが、しかし、イギリスの二大政黨は、何人も知る如く、保守黨と労働黨であり、之に反してアメリカの二大政黨は共和黨と民主黨である。さうしてイギリスの労働黨はその主力を労働組合に置いてゐるが、アメリカ合衆國に於ては、労働組合は——少くとも主たる労働組合は——政黨に結成されてはゐない、否、それは獨立の政黨をもつことを避けてゐるのである。

また、我が國に於ける政黨の發達過程と歐洲大戰以前に於けるドイツのそれとは、可なり類似してゐる。これは一面に於ては伊藤公等が我が憲法政治の運用についてそのモデルをビスマルク的ドイツに求めたことに基因するものであらう。それに拘らず、我が國の政黨は、大體に於て、イギリス的に二大政黨對立の傾向をもつて進んで來てゐる。之に反してドイツに於いては政黨は始めから小黨分立の形態をとつて發達した。

さらに同じ二大政黨對立組織と言つても、アメリカ合衆國の二大政黨は「大統領選舉」を中心として發達して來たが、イギリス及び我が國の二大政黨は「下院若くは衆議院議員選舉」を中心として進んで來たのである。ドイツとフランスとは共に「小黨分立」の政黨組織をもつてゐる。しかしながら、兩國の政黨の中でも社會主義的政黨は皆固く組織されてゐるが、其の他の政黨にあつては、ドイツ政黨の組織的なるに反して、フランスの政黨は概して「俱樂部的」である。

斯くの如く各國の政黨はそれ／＼特異的な方面を具有してゐる。その發達は一面に於て多樣性的である。從つて政黨の發達過程を單に「法則的」にのみ推理することは科學的に誤謬である。

けれども、各國に於ける政黨發達過程には、他面に於て、同一性的乃至類似的傾向がある。例へば無產政黨の發達は多くの國に於て「普通選舉」の施行と關聯してゐる。政黨の消長は大いにその首領等の人物の方にかつてゐる。有力政黨は何處に於ても政權維持・獲得をその主要目的として鬭争を續けて來た。また相互の政策に類似がある時には、各政黨は「黨首」の人氣を主題として選舉戦を行つて來た。政黨は最初に於いては、概して「徒黨」として害物視せられた。アメリカ合衆國に於てさへも政黨は「好ましからざる徒黨」として排斥されたのであつた。かやうに、各國の政黨には他面に於て同一性的乃至類似的發達の傾向がある。それ故に「政黨發達過程に於ける一般的傾向」を觀測することは、これまた科學的に重要であると言はなければならぬ。

また政黨現象は、既に述べたとほり、鬭争現象であるから、それは反對諸勢力の對立鬭争なることは何處に於ても同一である。政權を握る甲黨は他日反對勢力なる乙黨によつて政權を奪はれる。かくして乙黨は政權を獲得するが、しかし、それはまた他日自己に對立する反對勢力によつて政權を奪取される。即ち政黨過程は「矛盾の

連續」である。しかしながら、この「矛盾の連續」は必ずしも「新たなる矛盾への連續」ではない。それは國によつては「甲から乙へ」「乙から甲へ」の「交代的矛盾の連續」である。アメリカ合衆國の政黨過程は、たしかに、これを實證するものであるが、我が國の政黨過程も或は今後相當に長い期間に亘つてこの「交代的矛盾の連續」を繰返すのではなからうかと觀測される。

政黨は何處に於ても、永い間、政治機關の一部としての「國法的地位」を賦與されなかつた。ドイツや我が國に於ては政黨は大權内閣の彈壓さへも受けて來たのである。大正九年九月十五日、政友會創立二十年紀念會に於て總裁原敬氏は

「……斯様な歴史に對し私は黨員諸君と共に誠に慶賀措く能はざる次第であります。併しながら、退いて考へますのに、我黨の斯くの如き盛況を呈したと云ふことも、其間には幾多の辛酸を嘗めて居るのである。決して平坦砥の如き順路のみを進行したのではないのであります。試みに往年板垣伯の指導の下に在りました自由黨の歴史は何うであるか如何にも困難なる苦辛慘憺の跡を貽して居るのであります。又故伊藤公及西園寺公の指導の下に在りました時代は何うであつた乎、是も中々政黨の眞價は認められず、種々の困難に遭遇したのであります。

斯様な事は私が詳しく申さぬでも、自由黨の時代又政友會と相成つても、伊藤公西園寺公の時代に如何なる困難なる事柄に遭遇したかと云ふことの眞相を知つて居る諸君も今日尙多いのであります。此眞相を知つて居る諸君は當時を追懷せられましたならば、眞に無量の感があらうと思ふのであります。

決して一朝一夕にして今日の盛況を呈したものでないであります。人間は百年の壽を保つことは出來ま

せぬが、政黨なるものは永久に存在するものである。今後に於ても再び如何なる苦境に立ち、如何なる困難に遭遇するかも知るべからざるものである。故に私は黨員諸君が如何なる場合に於ても、常に結束を固うし、萬難を排して國家並に我黨の爲に全力を注がれんことを希望するのであります。而して又是と同時に私は先輩諸氏往年の勞苦に顧みまして、是等の人々に對しては黨員諸君と共に深く之を多として謝意を表するのであります。」^(一)

と述べてゐるが、この事は、ひとり政友會について眞實であるばかりでなく今日の民政黨——往年の改進黨、進歩黨、同志會、憲政會——及び無産諸政黨についてもまた同様に言はれ得るであらう。

しかしながら、其後、政黨は「政治慣行上の存在」として、事實上、認められるやうになり、さらに今日のアメリカ合衆國、ドイツ其他に於ては、それは政治機關の一部として國法上の地位を賦與されるにいたつた。例へばドイツの政黨名簿式比例代表法の如き、またアメリカ合衆國の候補者豫選法の如きは皆政黨の國法上に於ける地位を證明するものである。

我が國に於ては、政黨は、イギリスのそれと同じく、「國法上の地位」を賦與されてはゐない。しかし、政治慣行に於ては政黨は既定の事實になつてゐる。即ち、内閣の組織はもとより、議會内部の組織にいたるまで、すべて政黨的に配列され運用されてゐる。

さらに各國の無産政黨——革命主義の共產黨を除く——は、最初階級的政黨として發達しても、その勢力を増大して政權に近づくに従ひ、漸次に國民的政黨たるの實質を具有するにいたる傾向を示してゐる。イギリス、フランス及びドイツの無産政黨の如きはこれが實例であらう。

斯くの如く各國の政黨發達過程は普遍性と個別性とを共にもつてゐるから、それは先づ「個別的」に取扱はれ、

然る後に「普遍的」に攻究されることを要するのである。

注意 紙數の都合上、イギリス政黨の發達についてはマリオット氏の論文、またアメリカ政黨の發達についてはピア
ド氏の論文を要約して掲載することとした。第二節及び第三節が即ちそれである。

(一) 立憲政友會史第四卷七〇六—七〇七頁

第二節 イギリス政黨の發達

「殆んど三百年間種々なる名稱の下に對立した二大政黨の發生日については未だ定説として認められるべきものがない。ハラムはホイッグ黨とトーリー黨との起源を千六百七十九年の王位繼承除外法案に關する鬭争に置いてゐる。もつと最近の學者(レドリッヒ)は、エリザベス女王の時代に於て、宗教統一條令の通過後議會に現はれたところの宗教的分野に、政黨の起源を見出してゐる。彼は「この分野に従つてそれらの宗教的信奉者等を結合せしめ、斯くして各派の成立を見るにいたつた。これイギリスに於ける最初の議會政黨であつた。」と言つてゐる。惟ふに、政黨組織の眞の發生は、長期議會の第一會議に於ける激烈なる討論の中に見出さ
わ得るものゝ如くである。二つの歴史的政黨が各自の立場を明確にし始めたのは、たしかにこの時であつた。

圓頭黨(Roundheads)と騎士黨(Cavaliers)は、ホイッグとトーリー、及び自由黨と保守黨の前身であつた。ホイッグ黨は一般的には、千六百四十年に於てピムとハンブデンとを首領として王室及びロード僧正一派に對抗したところのピューリタン(清教徒)から由來してゐる。また近代トーリー主義の本源は、清教徒の暴行及

び監督派に對する清教徒の攻撃に對抗せんがために、止むを得ず、スチュアート王家に左祖した英國々教會の信奉者等より成る黨派の中に發見されるのである。

近代的意味に於ける最初の政黨的分列は大抗議（千六百四十一年十一月二十二三日）の可否に關して行はれた。ピムは彼の「抗議」を百四十八對百五十九の投票によつて成立せしめた。反對派を率ゐたフォークランドは、自己の行動に對する責任から、國務大臣の職と王黨内閣の首班たるの地位とを引受けざるを得なかつた。かくして、これらの討論、分列及び結果から政黨組織が發生したのであつた。王政復古の後、各政黨は自己の立場を一層明確ならしめ、殊に千六百七十九年頃にホイッグ及びトーリーの「れつてる」を採用して以來、その對立は確定的なものとなつた。ホイッグ及びトーリーの眞の語義は單なる綽名に過ぎないが、しかし、この以後、總てのイギリス人は、サー・ギルバートが言つたやうに、ホイッグ及びトーリーの孰れかの陣營に屬するものとして生れて來たのであつた。

その間に、哲學が政黨政治のイデオロギーを提供するにいたつた。トーマス・ホッブスは彼の巨人論（千六百五十一年）に於て、社會契約説を利用して國王の大權を解釋し、かくしてスチュアート王室を擁護した。王政復古時代のトーリー黨はホッブスの説を採用して無抵抗主義のチャステイフィケーションとしたのであつた。

ジョン・ロックも亦彼の政府論（千六百九十一年）に於て社會契約説を使用した。しかし彼は彼の新解釋によつてホイッグ黨の主張する制限君主説に對して哲學的基礎を與へた。「國法ジェームス二世は國王と人民との間に結ばれたる本源的契約を破棄することによつて王國の憲法を顛覆せんと企てた故に……王位は空位となれり」これは千六百八十九年一月二十八日に下院によつて通過せしめられた著名な決議である。この決議はロッ

クによつて提唱された學說の反映であつた。その結果としてロックの「政府論」は十八世紀に於けるホイッグ黨の政治的聖書となるにいたつた。

しかしながら、千六百八十八年の勝利以後議會殊に下院が最惡の状態を示現したことは、まことに矛盾であつた。王權の支配から解放されたとはいへ、下院は、尙未だ選舉民に對する責任を意識しなかつた。マコーレー卿が觀察したやうに、短氣で、傲慢で、組織を缺いた議會は、無責任な專制政治の悪い徵候を現はし始めた。彼等は自己等の權力を意識してゐても、その行使に於て自己等の無能を暴露した。彼等は行政權に對して繼續的支配を維持すべく冀念したが、しかし、彼等はそれを有効ならしめるべき方法を知らなかつた。内閣制度の發達及び政黨組織の具體化は終にこの缺陷を補充する手段となるにいたつた。

行政部の上に勝利を得たに拘らず、議會は側面から重大なる競争者によつて脅威され始めた。當時に於ける代表制度は不平等、不整頓及び變則的であつたに拘らず、輿論は有力なる政治的壓力となりつゝあつた。この新勢力に對して議員も大臣も皆重大なる考慮を拂はざるを得なくなつた。最初に輿論のプローカーとなつたものはパンフレッター（小冊子作者）である。實にアン女王の時代は政治的パンフレットの全盛期であつた。ピュリタン革命の壯烈はミルトンの英雄詩の中にその自然的表現を見出した。また王政復古の反動はドライデンの諷詩の中に自然に表白された。次から次へと増大し續けた十九世紀の選舉人等は、彼等の政治的營養を日刊若くは週刊の新聞雜誌から攝取した。創始期にあつた十八世紀の政黨は靈感をパンフレッターに求めた。即ちホイッグ黨はデフォール、ステール及びアディソンから、またトーリー黨はスウィフト、アッターブリー、アブスノット、ブリアー及びボーリングブロークから靈感を得たのであつた。

もとより、スウィフトの大著作は政治的顧客の求めに應じて書かれたものではなかつた。アディソンの同様であつた。それに拘らず、スウィフトの「聯合派の行動」はその時代の最も有効なる政黨パンフレットとして看做されたのである。それは、たしかに、ユトレヒト條約を國民に推舉するについて、ボーリングブロークの雄辯よりも一層奏效的であつた。

また、ボーリングブローク（一六七八一—一七五一）の暴風雨的且つ悲劇的な生涯も、イギリス政治の進化及び政黨組織の發達に對して意義をもつものであつた。鋭敏なる聰明、雄辯と文章、該博なる知識、實行的才能等、議會政治に必要な一切の能力を所有してゐるに拘らず、彼の生涯は模範といふよりも、むしろ、警告を我々に與へるものである。

「お、神よ、何といふ世界であらう。運命は斯くも我々にたわむれるものか。」實に運命はボーリングブロークにたわむれた。アン女王の急死は彼から地位と権力とを奪つた。彼はベンをとつた。さうして多くの政治的パンフレットを書いた。サー・ウィリアム・ウインドハムへの手紙（千七百十七年）、政黨論（千七百三十三年）及び愛國的國王（千七百四十九年）の如きは彼の非凡を證明するものである。

これらの著作は皆哲學的形式をとつてゐるが、實質的には精緻な政治的パンフレットであつた。それらは皆直接の目的をもつて書かれたのであつた。即ちそれらは、ボーリングブロークの政治的立場を擁護せんがために、再び権力に復歸せんがために、またトーリー黨に對して政治方針とプログラムとを與へんがために書かれたのである。オールド・ブリテンダー（ジェームス二世の子を斯く稱した）に奉仕した短期間の經驗は、ボーリングブロークをして、トーリー黨が権力に復活するためにはそれはサン・ジャーマン（パリーの郊外）に頼

つてはならない。トーリー黨の唯一の進路はスチュアート家の主張及びその哲學的基礎たる王權神授説を明確に否認することであるといふことを確信せしめた。

しかしながら、トーリー黨はボーリングブロークの勸告を直ちには容れなかつた。殆んど半世紀間（一七一五—一七六〇）ホイッグ黨が権力を握るにいたつた。革命側の諸門閥によつて指導され且つ地主貴族によつて支配せられたホイッグ黨は、それ自身、新金階級、自由派の僧侶及びすべての非國教會派の利益と結びつた。ハノヴァ系國王の最初の二人の治世を通じて、ホイッグ黨の優越は決定的なものであつた。しかし、ボーリングブロークの倦まざる筆鋒は、漸次に彼等の地位を覆しつゝあつた。ワルポールはボーリングブロークの「工匠」や「政黨論」からの攻撃に耐へ得たであらうが、「愛國的國王」の論鋒には抗することが出来なかつた。政黨首領としてのボーリングブロークは、たしかに失敗であつた。けれども彼のベンは彼の政黨の復活に對して大いなる貢獻をなした。トーリー黨の二人指導者——ボーリングブローク及びデズレーリ——の思想には類似點がある。

「國家は、その形式に於ては昔も今も同一であるが、實質に於ては、それは不可解の怪物となるにいたつた。それは、君主的威嚴をもたぬ國王、貴族的獨立をもたぬ貴族院及び民主的自由をもたぬ庶民院から成り立つてゐる。」とボーリングブロークは言つた。十八世紀半の政治状態についてデズレーリも亦、「國王の権力は議會に移つた。當時の議會は極めて少數の階級によつて任命されたところの議員より成り立つてゐた。議員等は全國に對して責任を負はず、また、秘密裡に討議し票決した。彼等は、議會制度によつて國王の金庫を永久に占領したところの少數門閥の團體によつて支拂はれてゐた。ホイッグ主義（民權主義）は國家にとつては腐爛せ

る鼻孔であつた。」と述べてゐる。

千六百八十八年、ホイッグ黨は國家の權力を略取した。彼等の優位は千七百十四年のクーデターによつて確實にせられた。さうしてその後五十年間、彼等はホイッグ主義の堅壘に對する總ての攻撃を峻拒した。千七百七十年に於ける彼等の没落は、一部分は黨内の分裂——各門閥の對立抗争及びそれに伴へる極端なる腐敗——、王權を主張すべく決意せるジョージ三世の執拗、老ピットの離黨及び無代表階級の勢力の増大等に起因したのであつたが、他面に於てそれは、トリー黨に清新の空氣を注入し且つそれに實際的プログラムと政治理想とを與へたところのボーリングブロークの不撓の文筆的活動に負ふものであつた。これらの努力は、終に、千七百七十年に於てノース卿が權力を掌握するにいたつて結實した。さうしてトリー黨はその後半世紀の間、殆んど連續せる優位を享樂し得たのであつた。

トリー黨優位の半世紀（一七七〇—一八三二）はイギリス史上に於ける最も重大なる時期の一つであつた。アメリカ植民地の喪失、第一帝國の崩壊、第二帝國の建設、アイルランドに於けるグラタン議會の試験と失敗、叛亂、合同及びカトリックの解放、革命時代及びナポレオン時代に於けるフランスとの連續的抗争、戦後の漸次的且つ確實なる復興、舊農業的イギリスの消滅、新工業的イギリスの出現、政黨組織の確實なる創定及び議會中心政治の鞏固なる設定等は、みな、この時期の産物である。千七百七十年に於ては、議會政治は尙未だ優位を占むるにいたらなかつた。しかるに、千八百三十二年に於ては、その優位は確定せられ、代議的デモクラシーの政治原則は、茲にその礎石を横へるにいたつたのである。

議會政治の完成に對してはワルポール（一六七六—一七四五）が多くの貢獻をなした。しかし、若ピット

（一七五九—一八〇六）はより一層の貢獻をなした。大統領主義デモクラシーに對立する意味に於ける議會主義デモクラシーの樞軸は首相である。ピット以來イギリスはつねに首相によつて支配されるにいたつた。かやうにピットはイギリス憲法主義の實際的且つ行政的方面に不朽の跡を残したが、しかしながら、イギリスの憲法政治に對してその哲學的基礎を與へたものはエドマンド・バークであつた。

イギリス憲法に對する總ての註釋者等のうちで最も偉大なるものはバークである。若し尊敬といふことが保守主義の特質であるならば、バークは最も大なる保守主義者であると言はれなければならぬ。否、彼はそれ以上であつた。彼は政黨組織の進化に於ける中心人物である。政黨政治の擁護者して著名なるバークは、ホイッグ中のホイッグであつたと同時に總ての保守主義者中の最も合理的且つ哲學的な人物であつた。彼の議論は如何なる場合に於ても深甚なる印象を時代の上に残した。「現時に於ける不満の原因についての考察」、「舊ホイッグに對する新ホイッグの訴へ」、「プリストルのセリフに送れる手紙」等は皆これを裏書するものである。「現時に於ける不満の原因についての考察」に於て、バークは、不平不満の病根を診察して、それは内部的組織を缺く下院が選舉民から隔絶し且つ輿論と没交渉の状態にある結果として起るのであると説いた。斯くの如く彼は病根を正確に診察したが、しかし、彼は適切なる療法としての選舉權の擴張と議席の再分配とを主張しなかつた。彼の處方箋は、行政の改革、經濟の改善、政黨の改造及び政黨政治の復活等を含むものであつた。

十九世紀の大部分を通じてイギリス政治に思想的影響を與へたものはゼレミー・ベンサムである。哲學的急進主義とホイッグ主義とを結合せしめることによつて思想を通じて新自由黨に半世紀の政治的優位を與へたものは、實にこのベンサムであつた。個人的自由放任主義の上に立てる自由黨の優位は、大體に於て、千八百三十

二年の第二改革條令より千八百八十四—五年の第三改革條令の通過にいたるまで續いた。彼等の永い優越は、僅にピールの内閣（千八百四十一年—六年）とチスレーリの内閣（千八百七十四年—八十年）とによつて中斷されたに過ぎなかつた。

この時期を通じて、二大政黨の政策は殆んど同一に近き程度にまで接近するにいたつた。ピールは彼の周圍に多くの有能なる人士をもつてゐたが、彼は崩壊に瀕せる彼の政黨を再造しなかつた。之に反してチスレーリは彼の政黨を再造した。彼は保守黨をバークの哲學の基礎の上に改造した。彼はバークと同じく、功利主義の政治哲學を呪ふべきものであると考へた。千八百六十八年、彼は

「若し政府が神聖でないならば、それは無意味なものとなるであらう。それは警察署、收稅吏及び衛舎に關する單なる事務となつて了うであらう」と言つた。

總ての政治組織の中で議會政治は最もデリケートな調節を必要とする。議會政治は主として慣行に頼るものであるから、それは新狀勢に適應する永久の調節を要する。のみならず、それは殆んど宗教的性質を有するところの尊敬を要求するのである。さらに議會政治の運用に必要な實際的條件のうちで、同様に重要なものは有能なる政黨組織である。議會政治の母國に於ては、この眞實は意識的または無意識的に了解された。従つてイギリスに於ては、政黨組織の優越は、時に反對があつたに拘らず、連綿として續いて來た。

けれども議會政治の作用は最近四十年間に第三黨——否、二つの第三黨と言つた方が正確であらう——の出現によつて甚しく複雑化するにいたつた。千八百八十五年から千九百十四年まで、アイルランド國民自治派はバークの指導の下に八十名ばかりの鞏固なる團體を組織した。統一派——保守黨——は千八百八十五年から

千九百五年まで、また、急進派——自由黨——は千九百六年から千九百十年まで、この團體を無視することが出來た。けれども二大政黨が千八百八十五年及び千八百九十二年—五年に於て同勢力であつた時には、アイルランド黨は兩黨に介在して決定權を把握した。のみならず、千九百十年から十四年までの議會は事實アイルランド黨によつて支配されたのであつた。

千九百六年、新壓力がウェストミンスター舞臺に出現した。労働代表委員會の韓旋の下に同年の總選舉に於て當選した二十九名の労働議員團即ち労働黨が議會に現はれた。この新團體の結成は千九百年二月の労働代表協議會の結果であつた。協議會は労働組合大會の議會委員會によつて主催され、獨立労働黨、フェービアン協會、社會民主聯盟及び労働組合の諸代表によつて出席せられた。獨立労働黨は主としてラナークシャー坑夫聯合幹事ケーア・ハーデーの努力によつて千八百九十三年ブラッドフォードに於て成立したものである。ケーア・ハーデーは、千八百九十二年、公然たる社會主義者としてウェスト・ハム選挙區から選出された人である。

千九百年の二月に成立した上述の新團體は、思想的にはカール・マルクス及びヘンリー・ジョージから出てる。それ故にこの労働黨は自由黨的資本家と保守黨的地主との兩者に對して階級闘争を宣言した。労働者はマルクスの「餘剩價值」から、賃銀制度の下に於ては彼は無意識の盜賊——資本家——によつて永久に搾取されるといふことを學び且つそれを信じた。また、土地をもたぬ農民はヘンリー・ジョージの「進歩と貧乏」から、土地の私有制度が土地を壓迫して社會の進歩を阻止する限り貧乏は緩和されぬであらうといふことを學んだ。労働黨——それはすべての生産・分配・交換の手段を公有營にしやうと主張するところの——の進歩は驚くべきほど急速であつた。その選舉に於ける勢力の増大は次の表によつて之を知ることが出来る。但し數字はイ

イングランド、ウェールズ及びスコットランドに於ける六百二の選挙區に關するものである。

總選挙の年	立候補者數	當選者數	得票數
千九百年	十五	二	六二、六九八
千九百六年	五十	二十九	三二三、一九五
千九百十年 一月	七十八	四十	五〇五、六九〇
千九百十年 十二月	五十六	四十二	三七〇、八〇二
千九百十八年	三六一	五十七	二、二四四、九四五
千九百二十二年	四一四	百四十二	四、二三六、七三三
千九百二十三年	四二七	百九十一	四、三四八、三七九
千九百二十四年	五一四	百五十一	五、四八七、六二〇

千九百年から一年までの労働黨員數は僅に三十七萬五千九百三十二名であると發表されたが、千九百年の選挙に於て労働黨候補者に投票したものはその中の一部分であつた。

しかしながら、千九百二十年に於ては黨員數は四百三十五萬九千八百七名に増大し、未曾有の膨脹を示した。千九百二十四年には、それは三百十九萬四千三百九十九名に減じた。これは労働組合の消長に因るものであつた。労働組合は労働黨員の十分の九を供給してゐる。即ち上掲の數字の中、三百十五萬八千二名は労働組合に在籍する労働黨員である。

千九百十八年の總選挙後、労働黨は非合同派自由黨の三十三名に對して五十七名の議員を擁してゐたので、第一反對黨席を要求するにいたつた。さうして事實に於て彼等の領袖等は自由黨と共にこれを獲得したのであ

つた。千九百二十二年の選挙に於ては、彼等は前回の得票數の二倍を得て百四十二名を選出した。さらに千九百二十三年の選挙には、彼等の議員數は百九十一名に増加した。

ホールドウインの保護政策によつて再結合を促進され、さうしてこの選挙に於て百五十九の議席を獲得した自由黨は、労働黨と提携して保守黨政府——その支持者は二百五十八名であつた——を顛覆すべく活動した。その結果、ホールドウインは辭職して、社會主義者等——労働黨がラムゼー・マクドナルドの首相の下に新内閣を組織するにいたつた。

けれども、自由黨の援助による労働黨政府の基礎は極めて薄弱なものであつた。千九百二十四年の初秋、自由黨の反對はマクドナルドをして信を國民に問はしめるにいたつた。しかし、選挙民は聯立政府や少數黨政府に倦意を感じて、四百二十名より成る保守黨政府を出現せしめた。この選挙に於て労働黨は百五十一に減じ、また自由黨は四十名に激減した。

斯くして議會事情は再び二大政黨主義に復歸するにいたつた。但しこの場合は労働黨が自由黨に代つて陛下の反對黨となつた。

反對黨がつねに政府黨に代るといふことは政黨政治發達に於ける自然の順序である。のみならず、その存在はイギリス人の知的及び社會的生活様式に潜在する本能に對應するものである。イギリス人は競技を好愛するから、自然に對抗團體の間に競争の觀念を醸成する。同一精神は昔から政治に於ても現はれてゐた。赤薇藩、白薇藩は對立王家の表號であるといふよりも、むしろ、對立政策の徽章であつた。旗士黨と圓頭黨、チャコビン黨とハノヴァ黨とはトーリーとホイッグ及び保守黨及び自由黨の自然的祖先であつた。

しかしながらトリーと言ひホイッグと言ふも、また保守黨と稱し自由黨と稱するも、これらの二大政黨間の差異は根本的ものではなかつた。もとより、彼等は或る特殊の政策の適不適についてはその意見を異にするものがあつたけれども、千八百六十七年（第二改革條令）まで、議會鬭争はトリー及びホイッグの名稱をもつた人々によつて戦はれたとはいへ、これらの人々は皆同一階級に屬し、同一學校若くは大學を卒業し且つ同一軍隊に於ける同僚士官であつた。換言すれば、彼等は全體同一の社會的立場と社會的見方をもつた人々であつた。アイルランド自治黨と労働黨の出現はイギリスの政治舞臺を根本的に變更するにいたつた。保守黨と労働黨との間に於ける差異は行政の方法に於ける差異ではない。それは社會生活と經濟組織との根本に亘つた相違である。彼等はクロムウエルの所謂、偶然的事情 (Circumstantial) による相違をもつてはなくて、「根本的事情 (Fundamentals)」の相違をもつてゐるのである。即ち兩者の差異は社會の根本組織に關する根本精神の相違である。クロムウエルは「根本的事情」に關する意見の合致が議會政治の成功にとつて必要であると説いた。かくの如き意見の合致がなかつた爲にクロムウエルの議會政治實驗は失敗に終つた。根本的なる主義の相違が再び議會政治を破壊し去るか、若くは、時の進むにつれて或る緩和的方策が發展して來るか、今直に豫知することは出来ない。

アメリカ合衆國に於ては、資本を賃銀労働者等の間に融合せしめることによつて、大體その經濟問題を解決してゐる。イギリスに於ても資本は労働階級の中に普及されつゝある。それは兎に角、政黨組織は議會政治の廢絶によつてのみ消滅するものである。議會政治の廢絶は、しかしながら、イギリスの辿りつゝある傾向ではない。權力を掌握することによつて政治的責任を體得するにいたつた労働黨の議會政治に對する態度は著しく

變つて來た。サンディカリズム及び直接行動はイギリス社會の進つみ、ある方向ではない。時代の兆候はむしろその反對を示してゐる。(1)

(1) Marriott, The Mechanism of the Modern State, vol. II, p.p. 434-448.

※註 千九百二十九年五月に行はれた總選舉の結果は

労働黨	八、三六〇、八八三票	二八八名
保守黨	八、六六四、二四三票	二六一名
自由黨	五、三〇〇、九四七票	五七名
共産黨	五〇、六二二票	〇
中立	二六〇、七一一票	九名

となり、六月初旬ポールドウイン内閣は辭職して、労働黨首領マクドゥナルドが第二次労働黨内閣を組織するにいたつた。

第三節 アメリカ政黨の發達

一、フェデラリスト對リパブリカン

「合衆國憲法の制定者等は一致して政黨政治を望ましからざるものと考へてゐた。さうして當時、近代デモクラシーの理念である責任政黨政治なるものは認められてゐなかつた。彼等が主たるモデルとして參考に供したイギリスの政治組織は今日の如き形式にまでは發達してゐなかつた。十八世紀に於けるイギリスの政治形式

は、もちろん、專制政治——國王が法律を作り、大臣を任免し、宣戰を布告し隨意に外政を處理するといふが如き——の領域を脱してゐた。けれども、それは近代的政治形式——政黨を通じて表白された選舉人等の意志が政府の全機構を支配するといふ——にまでは進展してゐなかつた。

我等の祖先等が合衆國憲法の制定に忙殺されてゐた頃は、イギリスの政治は以上の二段階の中間に在つたのである。即ちその當時に於ては、政黨政治は公然と認められなかつた。國王が多數黨の中から彼の大臣等を任命しなければならぬといふことは未だ確定されてゐなかつた。選舉人等の意志が立法部と行政部とを支配すべきであるといふ民衆的思想も、なほ未だ承認されてはゐなかつた。それに拘らず、我等の祖先等は民衆政治の可能的傾向を豫知してこれを怖れ、憲法を制定するに當つては、出來得る限り、多數者支配の壓力を阻止しやうと工夫したのであつた。

祖先等は制度的工夫によつて政黨的支配の發達を牽制しやうと企圖したのみならず、新憲法の下に政府を組織するに當つても、反對者の無からんことを希念し、舉國一致主義を採用した。彼等は反對を徒黨精神として排斥した。ジョージ・ワシントンには彼の告別の辭に於て

「國內の一部には、自由國に於ける政黨は政府の行政部に對する有用なる牽制となり且つ自由の精神に生命を注ぐものであるといふ意見が行はれてゐるが、かくの如き意見は君主政治に於ては、或る程度まで眞實であるかも知れない。しかしながら、民衆の選舉に基づく共和的政治組織の國にあつては、黨派精神は決して獎勵されるべき事柄ではない。」

と述べて彼の國人等を訓戒したのであつた。

けれども、新合衆國政府は大部分有力なる保守派の占むるところとなつてゐた。アレキサンダー・ハミルトンの指導の下に、合衆國政府は、國債の償還——額面價格に利子を附して——を計畫し、さらに、革命時代の州債を償還すべき責任をとつた。この政策を遂行するために合衆國議會は、トーマス・ジェファソン一派の反對——憲法違反なりといふ——があつたに拘らず、合衆國國立銀行を設立した。また、豫算を編成するに當つては、議會は公然と課稅權を使用して、ヨーロッパの競争を牽制し、アメリカの製造業者等を保護した。實に政府の運命と資本家等の利益とを結びつけることによつて、新政府に對する資本家等の支援を得やうとすることは、ハミルトンの公然たる政策であつた。

これらの政策は多くの人々の反對を惹起した。農業階級——地主、農民——や、商工業的、金融的及び公債的利益をもたぬ人々は、合衆國政府が商工業者や金融業者の手に占領されて了つたと言つて大いに憤激した。彼等は出來得る限り合衆國政府に經費をかけたくなかつた。従つて彼等は憲法を狹義に解釋して政府の活動を最少限度に止めやうと欲したのである。彼等は加工品をヨーロッパの産業先進國から安く買入れやうと冀望した。のみならず、彼等の生産する原料品はヨーロッパの市場に於て高値に買はれたのであつた。なほ、ハミルトンの政策を行ふための歳入手段としてウィスキーに關稅を課したことは納稅者等の反抗を招いだ。さうして何人も知る如くに酒稅はウィスキー反亂と稱ばれたところの一时的武力反抗を惹起するにいたつた。斯くして新政府の政策は經濟的利益の相違に因る反目を生んだのである。

新政府の外交政策は、内政によつて惹起されたところの不滿を一層甚しからしめた。ジョージ・ワシントンが大統領に就任した時に、フランスに於ては國民議會がヴェルサイユに開かれ、さうしてフランス革命なる大

演劇の第一幕が初まつたのであつた。千七百九十一年フランスの新憲法が施行せられ、國王の權力は實質的に破壊された。翌年、最初のフランス共和國が創建されるにいたり、千七百九十三年には、ルイ十六世が死刑となり、さうして戦争がイギリスに對して宣言せられた。これらの出来事はアメリカ人によつて深い關心をもつて注視された。

ジョージ三世を敗退せしめたところのアメリカの急進分子は、自己等の祖先によるチャールス一世の死刑を快く追懐してゐるが、今またフランス國王の死を聞いて大いに歡喜したのであつた。千七百九十三年、フランスは千七百七十八年の條約に基づいてアメリカに援兵を求めた。(これはアメリカが獨立革命の時にフランスの援軍を受けた爲であつた。)急進分子はアメリカが公然若くは秘密にフランスを助けることを冀望した。しかしながら、ワシントン及び彼の保守的支持者等はアメリカをしてヨーロッパの紛争渦中に投ぜしめることを好まなかつた。かくしてアメリカ人はこゝにも二大陣營に分れたのであつた。

これらの事情は二大政黨の成立を促した。即ち一はフェデラリスト(新政府派)であり、他はアンティフェデラリスト(これは後に、或る時にはリパブリカンと稱び、他の時にはデモクラットと稱んだ)である。新政府派はこの反對を大いに憤つた。何となれば、彼等は彼等の事業はみなアメリカ國民全體の爲になされる愛國的努力であると信じたからである。ハミルトン、デュー及びジョン・アダムス等はこの反對の重大性を觀取して、自己等の門徒を政治的闘争のために組織しやうと企圖するにいたつた。さうして第二回の大統領選舉に於ては、眞に政戦が行はれた。また、第三回の大統領選舉に於ては政黨分別は完全なものとなつた。アンティフェデラリストの首領トーマス・ジェファソンは無神論者、地均主義者として非難された。之に對してジョン・

アダムス——フェデラリストの大統領候補者——は君主主義者として誹謗せられた。闘争は激甚を極めた。アダムスは僅か三票の差をもつて當選したのであつた。

アダムスの在任中、種々なる出来事がフェデラリスト(新政府派)の信用を毀けた。反對黨の諸新聞は誇大の言辭をもつて大統領及びフェデラリストに對する攻撃を開始した。茲に於て、合衆國議會は「外國人及び煽動に關する法律」を制定して、第一には國內の治安を妨害する外國人の追放を企圖し、第二には政府を攻撃する公刊物の發行を犯罪と認めるにいたつた。

この法律の下に、多くのアンティフェデラリストは嚴酷に處罰せられた。國內には到るところに政府の憲法違反が叫ばれた。有名なるケンタッキー決議、バージニア決議も政府の採れる彈壓政策に對する挑戦として現はれたのである。さうして千八百年にはジェファソンが大多數をもつて大統領に當選し、フェデラリストは間もなく消滅の運命に陥るにいたつた。

アンティフェデラリスト——これは間もなくリパブリカン又はデモクラティック・リパブリカンと稱ばれたが——の首領達は、農業人口の公然たる戦士であつた。従つて彼等は商業・工業・及び金融的利益に反對した。ジェファソンは、或る時、彼の政黨が國內の土地及び勞働の分子から構成されてゐると言つて誇つたほどであつた。彼は土地に關する利益は皆リパブリカンであると主張してゐた。それ故にジェファソンは大都會の發達と巨富の蓄積とを甚しく恐怖した。金融業や商業は欺瞞に満ちてゐる、大都會の暴民は政治的共同社會の腫物であり、それは革命の醸成者であると彼は考へた。彼は眞摯に農業のみが共和國に對する唯一の堅實なる基礎であると信じたのであつた。ジェファソンはよく好んで言つた。

「獨立の精神は、自己の耕作する土地を所有し、天上の太陽を仰ぎながら、生活資料を自己自身の勞働によつて獲得するところの自由農夫等によつてのみ保存される」と。

彼は、人間の善性を信じた。それ故に、彼は出版の自由、言論の自由、科學的研究の自由の熱烈なる主張者であつた。

しかしながら、リバブリカンの勝利はフェデラリスト政策の全部的破棄を意味しなかつた。むしろ實際はそれと反對の事が行はれた。さうしてそれは農業の利益の名に於て實行されたのであつた。憲法を狹義に解釋することを主張してゐたリバブリカンは、ルイジアナ領土の買収によつて、かのハミルトンが銀行法に於て爲した以上の擴大的解釋を憲法に與へたのである。この領土の買収はジェファソンの所謂自由農夫等に對して廣大なる土地を賦與した。千八百十六年、リバブリカンは高率關稅法を制定した。さうしてこの法律は、その發案者カーフーンによつて、棉花、タバコ及びその他の農産物に對して内國市場を與へんとするものであるとの主張の下に擁護されたのであつた。同年、リバブリカンは、合衆國國立第二銀行を創設した。これは戰時財政の不統一のために必要となつたものである。それに拘らず、これ等の政策は信仰深き黨員等の間に間隙を生ぜしめるにいたつた。さうしてそれは數年の後に、デモクラット——アンドリュウ・ジャクソンを代辯者とするリバブリカンの左翼——によつて根底から覆へされたのであつた。

二、ナショナル・リバフリカン(ホイッグ)對デモクラット

千八百十六年から千八百二十八年までのアメリカの政治は個人的及び分派的鬭争の局面を展開した。フェデ

ラリストの政黨組織は消滅した。さうしてリバブリカン黨はその陣營内に總ての選舉民を抱擁するかのやうに見えた。もとより、これに反對する黨派的感情は旺盛であつた。しかしながら、好戰的分子の指導者等は選舉民をして二大黨派に凝結せしめることが出来なかつた。彼等は分散的勢力を打つて一丸となすべき主義政見を採し求めた。けれども彼等は合致されたる政見を得ることが出来なかつたのである。

其間に、國內には根本的な經濟的變化が起りつゝあつた。その變化は當時の人々によつて充分に意識されてはゐなかつたが、しかし、それはアメリカの政治生活に對して全く新しい傾向を賦與すべき運命をもつてゐたものであつた。

それらの大變化は、北西部領土の開發、南西部に於ける棉花生産の發達に伴つて家内の制度より資本的の制度へと轉化せる奴隸制度の變遷及び製造方法の進歩によつて促進された棉花に對する需要の激増等と關聯するものであつた。勢力の均衡は海岸諸州から西部へと移動した。のみならず、東部諸州に於ては工業が著しく發達して、それは從來の土地階級の優越を顛覆すべき情勢を呈しつゝあつた。ケンタッキーは千七百九十二年にテネシーは千七百九十六年に、オハイオは千八百三年に、ルイジアナは千八百十二年に、インディアナは千八百十六年に、イリノイは千八百十八年に、ミシシッピは千八百十七年に、アラバマは千八百十九年に、それから、ミズリは千八百二十一年に、それ／＼合衆國の州として是認された。

これらの西部諸州には、世界歴史に未だ會つて見ないところの、さうして、それは少くとも大規模に於ては將來再び見ることが出来ないであらうところの、經濟社會の特殊型が發生してゐた。西部諸州は、山河を超えて森林を開墾し、其處に丸太小屋を建て、家庭をつくつたところの、不撓不屈の開拓者等によつて移住せられ

た。彼等の所有は大體平等であつた。何となれば、土地を獲得することは極めて容易であつたからである。節約勤勉なる者は誰でも自己の家族と共に健康的な獨立の生活を享樂することが出来た。殆んどすべての白人男子は選舉權を賦與されてゐた。かくしてこれらの丸太小屋から、東部の豪商やハドソン河に沿ふた莊園を所有する貴族的地主等の懐いたものとは全く異るところの政治思想が發展したのである。

西部には實質的な經濟的平等が存在した。即ちこゝにはジェファソンの地均しの學説が大規模に實現されたのである。開拓者等の生活は極めて簡易なる生活であつた。従つて、彼等にとつては政府は簡單なる事柄であつた。誰でも執行官、郡書記、道路監督、州會計検査官及び州知事の官職に就いて職務を簡單に行ふことが出来た。かやうに、官職上の仕事は何人にも容易に了解されたのみならず、それに隨伴する役得は人々を牽きつけるに充分であつたから、官職は斧や鋤によつて生計を立てゝゐたところの人々を大いに牽きつけるにいたつた。西部の移住者達が熱心に短期官職と官職の交代とを主張したのはこれがためであつた。

またこれらの西部社會は彼等の資源を開發したり、道路を建設したり、運河を開鑿したり、産業を振興したりする爲に、資本を必要とした。彼等はこの資本を主として東部の蓄積地に求めざるを得なかつた。この必要は彼等をして東部金融資本家の支配下に屈從せしめるにいたつたので、彼等はこの支配から脱出せんと欲して、州立銀行を創設し、大量の紙幣を發行した。不換紙幣の發行を計畫した彼等の金融眼は、今日から見れば笑ふべきであらうが、しかし、當時の邊境生活に於ける必要を考慮するならば、それは止むを得ざる財政的工夫であつたといふことが了解されるであらう。

イギリスに於ける産業革命及び原料棉花に對する莫大なる需要を生ぜしめたところの繰綿機の發明は、アメリカ南部に於ける農業組織に革命的變化を惹起した。主人と奴隸とが幾世代も家族的に生活した舊農場の代りに、新型の農場が現出した。そこに苦役する奴隸は、もはや、昔日の溫情に接することが出来なかつた。奴隸人口は増加した。しかし、それは舊南部に於ける支配階級の造富慾をそるに過ぎなかつた。

西部及び南部と同様に、東部に於ても亦、産業革命が進行しつゝ、あつた。植民地時代に創設され、さうして保護關稅——殊に千八百十二年戰役後の——によつて助成されたニューイングランド及び中部諸州の産業（工業）は、新生活を辿り始めた。多數の職工がイギリスから移住して來た。彼等は最近に於てイギリスの産業に革命を起したところの諸機械の圖案を持つて來た。千八百七年、フルトン河に蒸氣船を浮べた。廣大なる小屋生活地帯は蒸氣機械の魔術によつて工業地帯と變化するにいたつた。ヨーロッパからの移民の潮は漸次に増大した。さうして大部分の移民は彼等の家庭を東部の産業都市につくつたのである。千八百年から千八百二十年までの二十年間に、ボストンの人口は殆んど二倍となつた。ニューヨークの人口は六萬から十二萬三千七百人となつた。東部諸州は憲法に規定を設けて選舉權に財産資格を附してゐたので、移民及び工場に働く内國労働者の多くは、最初、選舉權から除外された。しかしながら、十九世紀の最初の四分の一が經過した以前に、選舉權に對する制限は多くの州に於て廢止さるゝにいたつた。

かくして千八百二十五年に於けるアメリカの社會状態とワシントン時代のそれとの間には大いに異なるものがあつた。それはコブデンやブライイト時代のイギリスがボーリングブロークやワルポール時代のものと大いに異つてゐると同一である。今や、ニューイングランド及び中部諸州の土地的、金融的、工業的利益は、彼等に對抗する利益として、種々なる利益即ち、勞働階級、西部の開拓者等及び南部の奴隸を所有する棉花生産者等

の諸利益をもつにいたつた。

千八百二十八年、後者の諸利益を綜合してそれを代表する旗手が見出された。それはアンドリュー・チャクソンであつた。彼はテネシーの人であつて、大膽なる開拓者であつた。彼はニュー・オルレアンに於て英軍を撃破したり、自己を以て民衆的權利の戰士であると宣言したりすることによつて、國內に有名であつた。チャクソンは壓倒的多数をもつて大統領に選ばれた。彼は彼の背後に不可抗の壓力をもつた民衆的支援があることを感じて、行政部中心の政策をとり始めた。そのために合衆國政府の所在地は、一時、議事堂から白堊館に移つたほどであつた。彼は憲法上の大統領の權限について全く新奇な觀念を採用した。彼は、事情の如何を問はず、從來の貴族的な官吏を罷免して、新に彼の友人や支持者等を官吏に任命した。彼は強力なる金融資本の堅城であつた合衆國國立銀行を、議會に於ける反對があつたに拘らず、廢止した。また南カロライナに否認の決議が現はれた時に、彼は全國に宣言を發して、自己は、州權主義に對抗する國民主義の徹底的擁護者であることを明かにした。

かくの如き事情であつたから、一時、チャクソンはすべての反對を凌駕して萬能の權力を握つたが如くに見えた。さうして彼の第二回目の當選はこれを裏書するものの如くであつた。それに拘らずチャクソンの政策に對する反對の諸要素——諸壓力——は徐ろにその勢力を得つゝあつた。東部に於ける銀行的、金融的利益は、財界の混亂が合衆國國立銀行の破壊に隨伴して起るであらうといふこと及び州立銀行を通じて紙幣が全國に氾濫するにいたるであらうといふことを怖れる總ての理由をもつてゐた。また南部カロライナの否認決議に同情を寄せた南部のデモクラットの多くは、チャクソンが同州に對して強硬なる態度を執つたことについて彼を烈

しく攻撃した。さらに、東部には有力に組織された製造業者の一團があつて、彼等はチャクソンが承認した以上の範圍に保護關稅を擴張しやうと冀望した。これらの反對壓力に加ふるに、チャクソンは免職官吏と職官失望者等とから怨まれてゐた。また西部には、内部的開發のために中央政府の助成金を、チャクソンが認めた以上に獲得しやうと企圖する者の數が増加しつゝあつた。

チャクソンに對するこれらの反對は、終にナショナル・リパブリカン(國民的共和黨)と稱ばれる新政黨組織の中に結合せしめられるにいたつた。この新政黨は後にホイッグの名を受けたが、それは獨裁的な行政權に對する反抗を表示するものであつた。ダニエル・ウェブスターやヘンリー・クレイ等によつて率ゐられたホイッグは大體に於てフェデラリストの後繼者であつた。兎に角、ホイッグに屬する人々の多くは、フェデラリストの經濟政策を支持した。即ち彼等は新たな國立銀行の創設、産業に對する保護關稅、確實なる通貨制度、航路及び地方改良に對する國庫助成金、外國貿易殊に極東に於ける貿易を増進せんがための政府の活動等を支持したのであつた。

形式的に言へば、ホイッグ黨は千八百五十八年の大統領選舉の終りまで繼續した。それは千八百三十二年にクレイを候補者に擧げたがその成績は慘敗に終つた。しかし、ホイッグ黨は短期間ではあつたが二回の勝利を享樂した。千八百四十年、同黨は何等の綱領政策をも掲げずに、民衆的將軍ウィリアム・ヘンリー・ハリソンを當選せしめた。それは四年後にまたクレイを立候補せしめたが大敗したので、千八百四十八年の選舉には、再び先年の戰術を用ゐて民衆的將軍テラーを立て大勝を博した。しかし、この戰術も次回には奏効的ではなくなつた。何となれば、大統領候補者としてのホイッグ黨第三回目の民衆的將軍スコットは選舉に於て悲慘なる敗

北を遂げたからである。

ホイッグ黨が民衆的將軍を立候補せしめ且つ綱領政策を明確に宣言することを避けて政權を獲得せんと企圖しつゝあつた間に、デモクラット黨は彼等の政見を一層明確に表明するにいたつた。千八百四十一年の政綱に於てデモクラット黨は彼等の信條を如何なる農夫も職工も了解し得るが如き簡單明瞭の言葉をもつて表白した。彼等は保護關稅、合衆國國立銀行の新設、地方改良、公債、奴隸制度に對する總ての干渉等に反對した。千八百六十年までの毎回の大統領選舉に於て、デモクラット黨はこの經濟的信條を繰返した。彼等の中の雄辯家等は美辭麗句を以てこれを表白した。千八百二十八年から六十年までの間に彼等は二期を除いたすべての大統領選舉に於て勝利を得た。のみならず、この期間の大部分を通じて彼等は議會と大審院とを支配した。

實際に於てデモクラット黨は彼等の公約の多くを遂行した。彼等はチャクソンが破壊したところの國立銀行を復活せしめんとした反對黨の努力をつねに阻止した。彼等は千八百四十六年及び五十七年の歳入法に於て保護關稅に對して致命的打撃を加へた。千八百五十九年、彼等は大西洋橫斷航路に對する國庫補助金を打切つた。

その間に、大審院に於けるフェデラリストは院長ジョン・マーシャルを始め相次いで死亡したので、デモクラット黨員がその後を襲ふにいたつた。さうして憲法に關するハミルトンの學説は廢棄せられて州權尊重主義がこれに代つた。殊に州に對してその紙幣發行を禁ずる憲法の條項は、再吟味されて、州は紙幣發行權を有する州立銀行を創設し得べしと解釋さるゝにいたつた。

三、デモクラット對リパブリカン

デモクラット黨が産業的利益團體からの支援を拒みつゝあつた間に、國內には根本的な經濟的變化が起つてゐた。さうしてそれは政黨の新配列を必要ならしめた。

北東部に於ては、工業と鐵道とが急速に發達して、労働者の雇傭は増加し、また、實業家の數と富力も増大した。南部に於ては、綿綿機及び織物機械の發達によつて刺戟された棉花栽培が支配的事業となるにいたつた。千八百六年には、奴隸總數の約三分の二が棉花栽培に従事してゐた。しかるに、棉花生産は著しく土地を疲勞せしめるので、栽培者等は新土地を求めて西へ西へと進む傾向を示した。

北西部には、自由農夫等——自作農——がミシシッピを超えて奥地に進み、土地を必要とする自作農に對して領土を開放せよと迫りつゝあつた。のみならず、シンシナテ及びシカゴの如き都市に於ける産業は著しく發達し、且つ横斷鐵道の建設はミシシッピ流域と大西洋の海港——フィラデルフィア、ニューヨーク及びボストン——とを聯結した。會つてはチャクソン式デモクラシーの誕生地であつた北西部は、今や北東部の經濟組織と融合して、南部に於ける農場主等とその利害を異にするにいたつた。かくしてハミルトン時代から傳承した在來の問題——關稅、銀行、地方改良、安定せる通貨、企業に對する助成金交付等——に、さらに新に別箇の問題——奴隸制度廢止——が加はつた。千八百三十一年、ウィリアム・ロイド・ガリソンは奴隸制度に對する彼の執拗なる運動を開始した。彼は奴隸制度を罪惡且つ不道徳なものとして非難した。十二年の後、自由土地黨が組織されて、領土(州にあらざる米國の土地)に奴隸制度を侵入せしめることに反對し、さうして彼等は二度び大統領候補者を立てた。しかしながら、奴隸廢止論者も自由土地黨も當時の民衆的傾向と背馳した爲に大いなる勢力を得るにいたらなかつた。前者は政黨を組織しなかつた。また後者は千八百五十二年の選舉に於て僅に十五萬六千票

——總投票四百萬の中——を獲得したに過ぎなかつた。それ故に、若し奴隸制度廢止の問題が全く獨立した問題として取扱はれ、さうして奴隸所有者等が法律上奴隸を認めた諸州に於てのみそれを維持することを以て満足したとするならば、この問題に關する紛議は、或は重大なる結果を來さないで済んだかも知れないのである。けれども、奴隸制度は獨立した別箇の問題たることは出来なかつた。奴隸制度は經濟上の勞働組織であつた。それは棉花栽培の基礎であり、南部貴族階級の礎石であつた。この貴族階級はその利益が農業的であるから、保護關稅、航路補助金、地方改良及び實業家に利益を齎すやうな總ての政策に反對した。のみならず、この貴族階級はワシントンに於ける反對の立法に對して自己自身を保護するために、つねに議會に於て少數となることを怖れてゐた。殊に彼等は領土から奴隸制度を驅逐することに反對であつた。何となれば、領土に自由農夫等の新州を建設することとなる時には、それは南部諸州の勢力を著しく減殺することになるからである。これらの單なる經濟的理由によつて彼等は奴隸制度を領土に入れやうと欲したのであつた。

西部の領土は皆共同の犠牲によつて獲得されたものであるといふ觀念から、南部の栽培者達は西部を奴隸制度に對して開放するのは正義の行爲であると信じた。彼等は北部ルイジアナから奴隸制度を排除するミズリ妥協(千八百二十年)と千八百五十年の妥協とを承認したが、しかし彼等はそれを全國的調和のために承認したのであつた。終に千八百五十四年に於て、彼等は彼等の要求を大膽に主張し始めた。ステッフエン・ダグラスの指導の下に南部選出議員一致の支援をもつて、米國議會は、同年、カンサス・ネブラスカ法によつて明瞭にミズリ妥協を廢棄した。さうしてこの法律は、新設の二西部領土即ちカンサス及びネブラスカが、各自の憲法の命するところに従つて奴隸制度を認め若くは認めずして合衆國に加入することを得べしと規定した。

下院がカンサス・ネブラスカ法案を上程した朝に、下院の有志は協議會を開いて、奴隸力——奴隸制度擁護者等の壓力——はその擴大計畫に對して直接に反對するところの新政黨の組織によつてのみ阻止され得るであらうといふことに一致した。それと前後してウィスコンシンのリボンに於ては民衆大會が開かれて、新政黨はリバブリカン黨——共和黨と稱ばれるべきこと及び法案が通過した場合には新政黨は奴隸問題を中心として組織するべきこと等を決議した。實際、北部及び東部の全體を通じてそこには舊政黨の崩壊と政黨の新配列とに對する兆候が顯著に現はれてゐた。千八百五十四年の春から夏にかけて、民衆大會はイリノイ、ヴァーモント、ミシガン、アイオワ、インディアナ、マサチューセツ及びニューヨークに開かれ、さうしてカンサス・ネブラスカ法案は各所に於て攻撃された。千八百五十四年七月六日にはミシガンのチャクソンに於て州大會が開催され、全州に亘るブリカン黨候補者が指名せられた。

共和黨——この名稱は最初トーマス・ジェファソンが千八百年に彼の門徒等に與へたところのものであるが、それを新政黨が採用したのである——は、千八百五十六年の六月フィラデルフィアに於て最初の全國大會を開催した。これは前年の二月にピッツバーグに集會を開いた準備會の招集によつたものであつた。この全國大會に於て、領土に於ける奴隸制度を禁止することは議會の權利であり且つ義務であるといふ政綱が決定せられ、さうしてフレモントが大統領候補者として指名された。それに續いた選舉戰に於ては、ブカナンが百八十三萬八千六百九十九票を獲得したのに對してフレモントは百三十四萬一千二百六十四票を得た。

この選舉後の四年間に、共和黨はその勢力を増大した。領土から奴隸制度を排除すべきである、國有土地は自作農に與へらるべきであると信じた北部の農夫等は共和黨に加擔するにいたつた。加ふるに、千八百五十八

年、デモクラット黨が保護關稅率を輕減して以來つねに關稅の増率を主張しつゝあつた東部の製造業者等も共和黨に好意を表明した。千八百六十年シカゴに開かれたる全國大會（大統領候補者指名の爲め）に於て、共和黨はその政綱の中に、領土から奴隸制度を排除すること、自作農創定法を制定すること及び保護關稅率を増率すること等を包含せしめた。かくして彼等は一方に於ては多くの農夫や職工等——これらは從來デモクラット黨に投票した——に訴求すると共に、他方アレキサンダー・ハミルトンの學說に固執したホイッグ的製造業者等の支援を求めたのであつた。彼等は彼等の候補者としてイリノイのアブラハム・リンカーンを指名した。共和黨にとつては幸運にも、デモクラット黨が二派に分裂した。一派はステフェン・ダグラスによつて率ゐられたものであるが、これは奴隸制度の問題を、新に州たらんとする各領土の自決に委せんと主張したのであつた。他の一派はジョン・ブレッキンリッチを首領とするものであつて、彼等は、極端なる南部の見解即ち議會は領土内に於ける奴隸制度を阻止する權能を有せずと主張した。かくの如く反對黨の分裂によつて、共和黨は大統領職を獲得することを得たが、しかし、彼等の得票總數は百八十六萬六千四百五十二票であり、之に對する反對黨の得票總數は二百八十一萬五千六百七十七票であつた。

南北戦争及び戦後復興の期間を通じて、共和黨はデモクラット黨が千八百三十一年から六十年に亘つて苦心經營した諸政策を廢棄して自己の諸政策を以てこれらに代らしめた。共和黨の政策は大體に於てフェデラリストやホイッグ黨の歴史的政綱と一致するものであつた。さうしてこれはアメリカの政治問題が根本的には繼續性をもつてゐる事實を證明するものである。

デモクラット黨は合衆國立銀行を廢止した。共和黨は千八百六十三年に於て新國立銀行體系を創定した。デ

モクラット黨は關稅を最低率に輕減した。之に對して共和黨は關稅率を最高度に引上げた。デモクラット黨は多數の州立銀行を創設してこれに紙幣發行權を賦與した。之に對して千八百六十六年共和黨は州立銀行の紙幣に課稅することによつてその發行を阻止した。デモクラット黨は裁判の判決によつて憲法のフェデラリスト的解釋を變更した。之に對して共和黨は憲法修正の方法によつて殊に第十四次修正によつて州の經濟的立法に對する嚴格なる司法的統制を設定したのであつた。

復興期間に於て南部諸州は漸く合衆國に於ける戦前の地位に復歸するを得た。復興期間を経過した後の共和黨は再組織の基礎の上に益々堅固なものとなつた。戦勝の共和黨は愛國主義によつて強大化され、戦時關稅の下に巨富を獲得した製造業者等によつて支持され、鐵道その他の新事業の發展を計畫する資本家等の愛顧によつて繁榮するにいたつた。彼等は立法、行政、司法の三機關を通じて總ての重要な官職を獨占した。之に反してデモクラット黨は、萎靡振はず、彼等は反逆者として非難された。それ故に、アメリカの運命を支配する共和黨の權力は實に未曾有の強大性を示したのであつた。

斯くの如き強大なる權力の在るところには、何處に於ても、各種の私利追求者が雲集する。戦争に續いた復興時代を通じて共和黨は種々なる入黨者等によつて圍繞された。それ等は獵官運動者、國有土地と國庫補助金とを得んとする鐵道計畫者、關稅立法によつて一層の利益を得んとする製造業者及びこれらに從屬する多數の傭兵等であつた。共和黨の品位は、さらに、南部に於ける政治詐欺師等（Carpet-baggers）によつていたく毀損せられた。彼等は合衆國政府と共和黨の名とを利用して、南部諸州を掠奪し、南部に大負債を積ましめた。

これらの事情の下に、デモクラット黨即ち民主黨は復活し始めた。民主黨は南北戦争以前には長い勝利の歴

史をもつてゐた。それは偉大なる傳統の持主でもある。

實にアメリカの歴史に於ける著名なる人物の或るものは民主黨に屬する人々であつた。それ故に、民主黨が共和黨の支配に反對して新に陣容を整へて再起するにいたつたことは決して不思議ではない。南部に於ては、白人等は彼等の在來の優越的地位を回復した。北部及び西部に於ては、農夫等は高率關稅に對して反對し始めた。鐵道及び事業會社に對する共和黨の政策は國內の此處彼處に不平の種子を蒔いた。のみならず、官職分捕主義は國內に官吏任免制度改正の運動を發生せしめるにいたつた。

その結果として、民主黨は千八百八十四年に於て、すべての反對的壓力を有効なる反對に纏めることが出来た。さうしてクリヴランドが僅少の差をもつて大統領に當選した。尤も彼の當選は主として、シカゴに於ける共和黨大會がブレーン指名した時に反對したマグワンプス（獨立に行動する黨員等のこと）の後援によるものであつた。但し、民主黨の勝利は短命であつた。四年後にクリヴランドが彼の有名なる千八百八十七年の教書に於て關稅問題の解決を強要した時に、共和黨は僅少の多數をもつて、ベンチャミン・ハリソンを當選せしめることが出来た。共和黨は勝利の餘勢に乗じて、一部に荒療治的であるとの反對があつたに拘らず、マッケンレー關稅法案を通過せしめた。千八百九十二年の選舉にはクリヴランドが再び民主黨を勝利に導くことが出来た。

四、經濟革命及び反對勢力の擡頭（平民主義の發生）

共和、民主の二天歴史的政黨はこの期間を通じて多數の民衆の支持を贏ち得たけれども、各政黨にはつねに反

對的要素が含まれてゐた。事實に於て、各政黨は多少混合的な社會集團である。即ち党内には保守的右翼もあれば、急進的左翼もある。若し市民が自己の屬する政黨によつて採用された政策を承諾しない場合には、彼は次の三つの行動のうちの孰れかをとることが出来る。即ち（一）彼は党内に留まつて自己の好む候補者の指名と政策とを獲得するやうに努力することが出来る。（二）彼は自己の思想を代表すると思はれる他の政黨に加入することが出来る。（三）彼は同志を糾合して新政黨を組織することが出来る。のみならず、すべての政黨の候補者と政綱とは概して中間を代表するものであるから、批判的な黨員は、かくの如き平民主義に不満を抱くのは自然の勢である。殊にそれは事態の變化が進歩的な人物と政策とを要求してゐる場合に於てさうである。

十九世紀の末にアメリカの政治は新しい段階に入つた。南北戦争に續いた時代を通じて、そこには、チャクソン・デモクラシーの蜂起の基礎を形成した經濟的變化よりも一層革命的な變化が行はれた。小規模の實業會社は大資本を擁する大會社に成長し、さうしてそれは全國的に産業を支配するにいたつた。巨富は到るところに積まれた。西部の土地——それは曾つては貧農等の希望であつたところの——は千八百九十年頃までに全部分配されて了つた。合衆國の廣大なる木材・礦物の資源は私人の手に歸した。諸都市は膨脹して多數の細民が密住區域に群集した。

農業部落の仕事場や舊式の織物工場、小距離の鐵道、小規模の個人的工場等は世界的組織の上に立つ大企業家等によつて征服され併合された。さうしてこの産業革命と共に工場労働者の數が激増した。もとより、労働者の中には富を積んで他の階級に入つたものが少くはない。けれども、大衆は依然として労働者であつて彼等は努力を賣ることによつてのみその生計を支へてゐるのである。かくの如き労働階級の存在は産業革命の不可

避的隨伴物である。大商業の發展と共に太平洋の諸島が獲得せられた。合衆國政府は茲に世界政治網の中に引き入れられるにいたつた。

アメリカの新生活状態は必然的に新利害を産み出した。さうしてそれは漸次に新政治思想を前線に立たしめるにいたつた。種々なる政治思想は、それ等が急進的變革を提案するものなる限り、最初は、つねに小黨派によつて唱道せられた。しかし、その壓力が増大するにつれて、それは二大政黨の手によつて取り上げられ、大統領選舉の政綱として民衆の前に提出されたのである。それ故に、南北戦争以後の諸小黨派を一瞥することには極めて必要である。小黨派は表面は無意味なる存在の如くに見えるけれども、實際に於てはアメリカの政治過程に於いて重要な役割を演じてゐるのである。小黨派の数は三つあつた。それは禁酒黨、労働黨及び農民黨である。

I 十九世紀の半頃、米國に禁酒運動が起つて、數州を禁酒州たらしめた。しかしながら、其後直ちに反動期に入つて禁酒問題は奴隸廢止の大問題によつて蔽はれて了つた。南北戦争後、禁酒主義者等は再び政治舞臺に現はれた。千八百七十二年、オハイオのコーンバスに開かれた全國大會に於て、彼等は大統領候補者を舉げ國民的政黨を組織した。年々歳々彼等は表面には孤立的且つ無駄に見えたところの運動を續けた。彼等はいつても三十萬票以上の投票を得ることは出来なかつた。彼等はつねに無害の氣マグレ者と看做された。それに拘らず、彼等の實勢力はその數字的勢力よりも遙かに大であつた。のみならず、禁酒の思想は、禁酒黨の非妥協的戰術を喜ばないところの既成政黨の首領等によつて取り上げられた。反酒場聯盟が諸地方に組織された。州または地方團體はレフエレンダム（民衆の一般投票）によつて禁酒法を施行した。終に禁酒問題は全國的提案

となつて合衆國憲法に編入せられ（第十八次修正條項）、千九百二十年の一月から全國的に實施せられるにいたつた。今日に於ては禁酒問題は法律的強制の問題と化した。法律を強行すべきかまたは緩和すべきかといふ乾濕の問題は、今日、候補者等の運命を左右する一大要素となつてゐる。

II 南北戦争の直後に、労働團體は別箇の獨立せる要素としてアメリカ政治の舞臺に上つて來た。千八百七十二年、労働改良者團體と稱する政黨が、オハイオのコーンバスに於て全國大會を開催した。この大會には十七州から代表者が出席した。彼等は大會に於て、國有土地の拂下を眞の自作農希望者のみに限ること、支那人排斥、政府事業に於ける八時間労働制、官吏任免制度の改正、大統領の一期制度、鐵道・電信料金の取締り規定及び兵權を政權に從屬せしめること等を宣言した。一時、労働者側は農民側に併呑されたかのやうに見えたが、千八百八十八年にいたりて、統一労働黨がシンシナテに全國大會を開いて、労働改良者團體の主張を合體し、さらに、合衆國上院議員の民衆的選舉を唱道し始めた。

千八百八十六年、アメリカ労働聯盟（The American Federation of Labor）が組織された。しかし、聯盟は獨立の労働黨を組織することを避けて進んだ。獨立の労働黨を組織する經驗はチャクソン時代に試みられたが、それは無駄に終つた。それ故に、サミュエル・ゴムバースは労働組合の獨立政治行動には絶対に反對の意志を表明した。もつとも、聯盟は時に應じて種々なる政策を主張して、それを支持する政黨を助けた。また、千九百二十四年に、聯盟の一部幹部はロバート・ラフォレットを支持した。けれども、得票數は極めて少かつたので、聯盟の最高幹部は、舊戰術に頼つて二大政黨を問題に應じて支援する方が、労働者の政治的勢力を伸張する最良の方策であることを確信するにいたつた。

労働者の壓力が公然たる社會主義團體として全國的舞臺に上つて來たのは、千八百九十二年の選舉に於てであつた。當時、社會労働黨はその最初の全國大會をニューヨークに於て開いた。この政黨は専ら労働階級に對してのみ訴求した。それは「人間は土地の所有、器具の所有なしには、生命、自由、幸福の追求に於ける彼の權利を行使することは出来ない。しかるに、現在、これらのものを奪はれてゐるので、彼の生命、自由及び運命は、これらの生産手段を所有する階級の手中に握られてゐる」と宣言した。けれども、財産階級に對する労働階級の結合を主張した社會労働黨の訴求は、一般的に歓迎されなかつた。千八百九十六年の選舉に於てこの政黨の候補者は僅に三萬六千三百七十三票を得たに過ぎなかつた。千九百二十年には約二萬一千票、また千九百二十四年には三萬六千四百二十八票を獲得したのみであつた。

社會労働黨の内部的分裂及び黨の極端なる政綱は反對分子をして、新に別箇の政黨を組織せしめるにいたつた。新政黨は社會黨の名稱をもつて千九百年に第一回の全國大會を開催した。この政黨は千九百八年の大統領選舉に於て四十四萬八千四百五十三票の投票を獲得した。四年後にはその得票數は殆んど百萬に及んだ。但し千九百十六年の選舉にはその得票數が激減した。社會黨もまた主として労働者階級に訴求した。しかし、それは生産手段に於ける總ての私有財産を廢止すべしとは主張しなかつた。それは累進的相續税及び所得税の賦課を主張した。それはまた、普通選舉、イニシアティヴ、レフェレンダム、北例代表、リコール、判事の民衆的選舉、失業労働者救済の爲の政府事業、獨占的産業の公有營、礦山、森林、水力等の資源に於ける公有及び労働者階級に對する強制保險等をその政綱の中に掲げた。

社會黨はウィルソン政府の對獨宣戰に反對した爲に、多くの首領達の脱退を惹起した。しかし、ロシア革命

の世界的反響は殘留幹部をして穩和的態度を執らしめるにいたつた。千九百十九年、社會黨の保守的態度に不満を懷いてゐた急進分子及び共產主義的分子は脱退した。翌年の選舉に於ては社會黨は約九十萬の投票を獲得した。しかし、この數字は、人口の増加や婦人投票の増加を考慮する時には、あまり成功的だとは言はれない。

得票數の減少及びロシア主義についての黨内分裂のために失望した社會黨は、千九百二十四年の選舉には大統領候補者を立てなかつた。彼等は獨立進歩黨を標榜したラフォレットを支持することをもつて満足したのである。社會主義者の左翼、労働者黨(The Worker's Party)は共產主義を指導精神として候補者を指名し、約三萬六千票を獲得した。

III 獨立革命時代以來、アメリカの政治には、明確なる農業的要素が存在した。しかしながら、それが獨立の政黨として出現したのは南北戰爭以後に於てであつた。戰爭の終結と共に、農産物の價格が暴落するにいたつたので、農夫等はこの悲運を挽回すべくグレンヂと稱する團體を組織し始めた。彼等は、終に、農産物の暴落は、鐵道、事業會社及び政府の財政々策の然らしむるところであると信するにいたつた。こゝに於て彼等は殊にイリノイ、アイオワ、ウイスコンシン及びその他の西部諸州に於ける農夫等は、州立法部を通じて、鐵道及び倉庫業を管理する法律を制定することによつて救済を得んと企圖した。

不満を懷ける農夫等は千八百七十八年に獨立の國民的政黨——グリーンバック黨——を組織して政治舞臺に現はれた。彼等は農産物に於ける價格の暴落は共和黨が金貨本位制度を採用した結果であると考へて、主として共和黨にその攻撃の鋒を向けたのであつた。彼等の候補者ビーター・クーバー(ニューヨークの人)は僅少の投票を獲得したに過ぎなかつたが、それに拘らず、グリーンバック黨は、次期の選舉に再び大統領候補者を立